

第五章

村の生活と文化



第一節 村の人々

1 身分・階層

一 癸 ^(一六四七) 正保四年正月一八日 御宿村欠落人につき一札

手形之事

一 十兵衛と申男当村之半右衛門殿所ニ拙者証人ニ立置申候所ニ、彼十兵衛□□七月以前ニ欠落仕候、殊ニ取逃致候者ニ御座候得者証人七兵衛方へ度々断被成、其上御代官様へ御非露被成候所を、庄や殿組頭衆惣百姓中頼入御ワび事故、取かいの金ざう物共ニ□分つゝニ御あつかい被成候間、生々世々過分ニ奉存候、若此上御公儀方彼十兵衛儀ニ付御せんさくおハ御座候ニ我々罷出申分可仕候少も郷中へハ六ヶ敷儀懸申間敷候、為

後日手形仍如件

正保四年亥正月十八日

御宿村

七 兵 衛

庄や宮内左衛門殿

組頭衆惣百姓中

(裾野市御宿 湯山芳健氏所藏)

一 壬 ^(一六八六) 貞享三年四月一日 定輪寺門前者寺内法度等に

つき請書

指上中手形之事

一 御公儀御法度之不実成者親類成共一時茂宿仕申間敷候事
一 当寺御門前ニ被指置候上者御寺内之御法度少茂相背申間敷候事
一 当寺地内分之木竹枝并そた木わかほ多なりとも、まさかりなたかまニて一切きりとり申間敷候事
一 山廻り毎日無懈怠番替りニ急度見廻り可申候、自然乱

ニ山林を荒候者有之を見及候而茂其分ニいたし指置、山林を荒らさせ申候ハ、如何様ニ茂御寺之御法度ニ可被仰付候事

一 当寺之古田新田畠之切起シ預り耕作仕候処、^(敬) 志歩志瀨成共秘蔵仕間鋪候、御檢分を以御定之御年貢急度相済可申上候事

一 当寺之於寺内分ニ御寺江窺不申上候而、自今以後志歩志瀨成共我儘ニ新田畠伐り起シ申間鋪候、御赦免之上ニて起シ可申候事

右之条々被仰付候通少茂相背申間敷候、若違背仕乱成ル儀御座候ハ、御寺中之御法度ニ可被仰付候、其節少茂御恨ニ奉存間鋪候、為後日如件

貞享三年寅ノ四月十一日

門前者 新兵衛印

半 四郎

市 兵衛

与右衛門

定輪寺様

六 兵衛

御納所中

(裾野市富沢 渡邊武彦氏所蔵)

一六 (一六九) 元禄四年一二月晦日 御宿村百姓家来暇につき一

札

覚

一 貴様御家頼^(米)佐五右衛門儀末々迄御暇被下置候様ニ度々願申上候所ニ、今度御慈悲ニ右願之通御暇被下置難有仕合ニ奉存候、則為悦と金子三両指出候、此上来申ノ年々ケ年ハ御事懸可申候間、佐五右衛門御召^(仕)可被成候、其過候而ハ佐五右衛門身之儘ニ可成御暇状被下別而難有奉存候、末々迄少も御如在ニ奉存間敷候、為後日一札如件

元禄四年未十二月晦日

御宿村 久右衛門^(印)

佐五右衛門^(印)

次左衛門殿

(裾野市御宿 湯山芳健氏所蔵)

候所仍而如件

岩波村

天明六年十二月

人主 岡右衛門印

二九 (二七八六) 天明六年十二月 岩波村平七奉公人請狀

佐野村

奉公人請狀之事

請人 源 兵衛印

一 此平七と申男慥成者御座候ニ付我等共請人ニ相立、当

石脇村

同 平左衛門印

午ノ極月廿八日夕来ル未十二月廿八日迄迄々ケ年季貴殿

富沢村

嘉 六殿

江御奉公ニ出、為身代金壹両唯今慥ニ受取申所実正ニ

(裾野市富沢 渡邊武彦氏所蔵)

御座候、しきせの義者夏一重物壹つ冬拾壹つ御着せ可

給候、御奉公之儀者昼夜ニ不限御家御作法之通急度相

勤させ可申候、万一取逃欠落等仕候ハ、其品々者不及

申早速尋出シ何れ共御指図次第可仕候、尤又ハ長煩等

仕候歟或者御氣ニ入不申御暇被下候ハ、右身代金早速

御返上可仕候、縦如何様之六ヶ敷義出来申候共、我々

引請急度埒明ヶ貴殿江少シも御苦勞掛ヶ申間敷候

一 昨十六日之夜、其元様御奉公人平七義不儀之事ニ付聊

一 宗旨之儀者代々禅曹洞宗深良村興禅寺旦那紛無御座候、

之口論仕候処、傍輩之繁右衛門ニ疵ヲ付其場を逃去申

寺請狀御用之節者急度差出可申候為、後日証人加判仕

候故、追欠ヶ申候得共、夜中之義取逃シ申候、右ニ付

二〇〇 (二七八七) 天明七年七月一七日 奉公人平七欠落につき若者

共連名一札

一札之事

私共立会申候者共早速尋出シ、其上今日方人代差出シ少シ成共御間ヲ欠キ申間敷旨、私共御断も不申入致口論其場所方欠落仕候得者御糺之上一言之申訳無之候、急度尋出御指図次第早速埒明ケ貴殿江少も御苦勞掛申間敷候

天明七年

未七月十七日

伊兵衛印
代印兄権左衛門

仁兵衛印
代印親□右衛門

清左衛門印
代印兄栄助

友七印
代印主人三右衛門

専蔵印
代印主人藤右衛門

繁右衛門印
代印親二郎右衛門

幸七印
代印親平左衛門

佐兵衛印
代印兄徳右衛門

孫七印
代印親孫右衛門

甚右衛門印
七左衛門

右者若者共義ニ付印形無御座候得者、私共一同ニ罷出聞届ケ代印仕候上者少も相違無御座候

嘉六殿

(裾野市富沢 渡邊武彦氏所蔵)

二〇一 (七八七) 天明七年七月 奉公人平七欠落につき親類一札

一札之事

一石脇村平七義、私新類相成候得共此度ふらちニ付、平

七義何方江参り候共私少茂構無御座候為後日為如件

岩波村

天明七未年七月 岡右衛門印

とひ沢村

嘉 六様

(裾野市富沢 渡邊武彦氏所藏)

寛政三亥年二月

豆州三島宿宮ノ前

柳屋嘉兵衛印

三〇三 寛政三年二月 茶畑村欠落無田百姓帰参につき一

札

茶畑村

名主 傳左衛門殿

同 林 藏殿

(沼津市 柏木正男氏所藏)

一 札

一 其村無田惣左衛門、四年以前申年与風罷出行衛一向相

知れ不申候ニ付、其節御地頭様江御注心被成候処、右

惣左衛門義戸塚宿近江屋市右衛門方ニ居り、随分実躰

ニ奉公相勤罷有候、然ル所此度国元江帰参仕度段願申

候ニ付惣左衛門心底相糺候処、此上之儀ハ不寄何事不

埒無之様ニ急度相慎御百姓相続仕度候間、何分取成シ

くれ候様ニと相願候趣、右近江屋市右衛門義私親類ニ

付私方へ申参候、依之逸々相糺候処少茂相違無御座候

間、帰参願之儀御取成を以御願可被下候、弥々願之通

相濟候上者万端不埒無御座候様ニ急度為相慎可申候、

為其一札差出シ申候仍而如件

三〇三 寛政八年二月三日 二ツ屋新田開発者菅沼四郎

左衛門墓碑



村 当 (半円柱) 開発菅沼四郎左衛門墓

維時 寛政八丙辰年(蠟)三月三日

第七世住

菅沼藤藏

値二百遠忌之日建焉 志主 村 中

(裾野市二ツ屋 菅沼家墓地)

水野出羽守様御領分

駿州一色村

名主 藤 藏(印)

組頭 五右衛門(印)

利 兵 衛(印)

大久保安芸守様御領分

駿州茶畑村

御名主林藏殿

(沼津市 柏木正男氏所藏)

二〇四 寛政一〇年三月 茶畑村門屋一色村へ引越につき

一札

手形之事

一 茶畑村組頭文藏門屋つや・同女子とミ右兩人当村江引越参候処無紛御座候、尤田畑山林敷屋等少も附取不申候、右つや義代々禅宗ニ而麦塚村東光寺旦那ニ自今以後相違無御座候、向後何様之義御座候共各々へ少シも御苦労懸ケ申間敷候、為後日請負手形仍如件

寛政十年年三月

二〇五 寛政一二年三月 葛山村福寿院僧侶宗旨証文

宗旨証文之事

一 拙僧義 醍醐三寶院御門主御末流真言宗修験道ニ相違無御座候、若紛敷宗門与申者御座候ハ、拙僧何方迄茂罷出急度申分可仕候、為後日証文仍而如件

寛政十二庚申年三月日

醍醐三寶院御門主御末流

駿州駿東郡葛山村

福壽院寛光[㊦]

依而如件

文政三辰年

松平伯耆守様

十二月日

大畑村

御役所

人主 安右衛門[㊦]

御役人衆中様

請人 善兵衛[㊦]

(裾野市葛山 芹澤哲哉氏所感)

同 太兵衛[㊦]

同村 四郎 治殿

二〇六 (一八一〇) 文政三年一二月 大畑村百姓清助奉公人請状

(裾野市大畑 市川義朗氏所感)

(包紙) 人請状一札之事 安右衛門

二〇七 (一八一六) 文政九年正月 茶畑村無田、小百姓仰付けにつき

奉公人請状之事

一札

一 此清助与申男慥成者ニ御座候ニ付我等請人ニ罷立、当

一 札

辰極月廿八日方来ル已極月廿八日迄迄ケ年季ニ御奉公

一 私儀是迄數年来無田ニ御座候処、私方方先年別家仕候

相定為身代金壹両三分只今慥ニ請取、御奉公之義者御

由右衛門・直左衛門義小百姓ニ御座候ニ付、本家ニ御

家御作法次第不限昼夜相勤可申候、仕着せ之義者夏迄

座候得者小百姓ニ相成度御願申上候処、格別之御世話

重物冬拾壹ツ宛御着せ可被下候、若此者取逃欠落亦者

ヲ以此度御上様江御伺之上御願被下置候処、以御慈悲

永煩等仕候共途中之隙相願申間敷候、為後日請人加判

村方江も御掛合之上願之通被 仰付難有仕合ニ奉存候、

右ニ付五人組内江も申談候処、故障一切無御座候、尤此義者全ク御役方并ニ五人組衆中厚キ御世話ヲ以御願相叶申候ニ付、後年ニ至り候而も疎ニ者奉存間敷候、依之一札奉差上候、為後日仍而如件

茶畑村
中丸
願人 与祖右衛門^印
文政九戌年正月

村御役人中様

一 私義右同断無田ニ御座候処、先年方当村舎護神宮抱主ニ御座候ニ付小百姓ニ有之哉御取調被下度奉願上候之処、依之御役方ニ而宗門一紙目錄御取調被下候処、小百姓源四郎抱与御座候段右者私先祖ニ相違無御座是迄宮支配仕来り申候、右ニ付何卒小百姓ニ被成下置候様奉願上候処、以御慈悲村方一同江も御掛合之上御上様江御願被遊、小百姓ニ被成下置難有仕合ニ奉存候、右ニ付五人組内江も申談候処故障ノ筋一切無御座候、尤此儀者御役方并ニ五人組衆中厚キ御世話ヲ以御願相叶

申候ニ付、後年ニ至り候而も疎ニ者奉存間敷候、依之一札奉差上候、為後日仍而如件

茶畑村
中丸
願人 宇 八^印
文政九戌年正月

村御役人中様

右私共五人組内与祖右衛門・宇八奉願上候通相違無御座候、此義全ク謂レ有之儀ニ付、願之通被 仰付私共迄難有奉存候、尤此上共無謂レ右様之儀決而御願申上間敷候、依之五人組連印仕候、為後日仍而如件

由右衛門^印
和 助^印
直左衛門^印
文左衛門^印
源右衛門^印
清右衛門^印
平左衛門^印
文政九戌年正月

由右衛門^印
和 助^印
直左衛門^印
文左衛門^印
源右衛門^印
清右衛門^印
平左衛門^印

村御役人中様

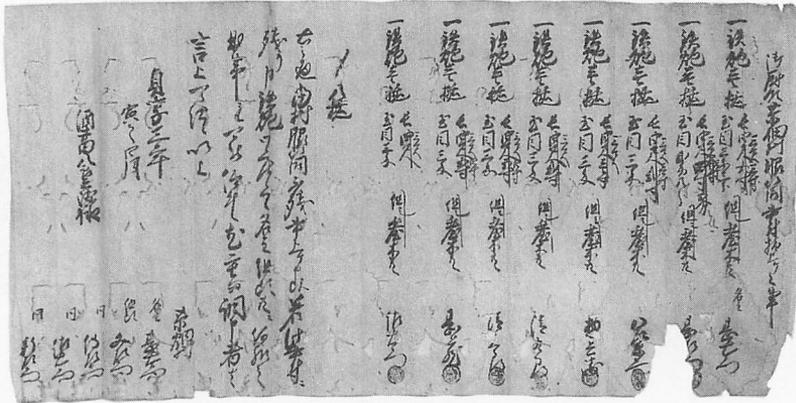
(沼津市 柏木正男氏所蔵)

2 村 役

三〇八 (二六八六) 貞享二年四月 茶畑村脇筒書上

御厨領茶畑村脇筒書付指上ケ之事

- 一 鉄砲壱挺 長四尺三寸 玉目三寸三分 〔但シ台木共 名主甚 右衛門〕
- 一 鉄砲壱挺 長四尺四寸五分 玉目三寸 〔但シ台木共 甚 左衛門 印〕
- 一 鉄砲壱挺 長四尺四寸 玉目三寸 〔但シ台木共 八左衛門 印〕
- 一 鉄砲壱挺 長四尺三寸 玉目三寸 〔但シ台木共 惣兵衛 印〕
- 一 鉄砲壱挺 長四尺三寸 玉目三寸 〔但シ台木共 清九郎 印〕
- 一 鉄砲壱挺 長四尺三寸 玉目三寸 〔但シ台木共 清三郎 印〕
- 一 鉄砲壱挺 長四尺三寸 玉目三寸 〔但シ台木共 甚 蔵 印〕



一 鉄砲壹挺 長四尺
三目三匁

〔但シ台木共

佐右衛門④

ノ八挺

右之通当村脇筒不残書上ケ申候、若此書付ニ残り申鉄砲御座候ハ、名主組頭共ニ何様之曲事ニも可被仰付候、尤重而調申者言上可仕候、以上

貞享三年寅之四月

茶畑村

酒井田八郎兵衛様

名主 甚右衛門

組頭 文左衛門

同 傳左衛門

同 佐右衛門

同 新左衛門

(沼津市 柏木正男氏所蔵)

二〇九 (一八〇七) 文化四年九月 沼津藩領分村々鉄砲郷筒の者へ申

渡し(堅)

(表紙)

文化四年九月

村々鉄砲郷筒の者江申渡

迄罷出御礼可申述事

一 壹ヶ年ニ壹度つゝ鉄砲稽古打於 御城内御見分可有之

事

但シ所持之鉄砲持參打候共、又ハ御貸鉄砲ニ而打候

共、勝手次第之事

一 御用向ニ而御呼出し御仕ひ被成候節者刀御貸被成候、

尤右躰之節ハ相応成御手当可被下置事

但格別大通り之節者御足輕多分御入用ニ付、其節ハ

御足輕代リニ御仕ひ被成候事茂可有之事

一 右躰被 仰付候とも村役人江対し仕来ヲ相背申間鋪候、

尤村方之もの江対し、かさつかまましき儀無之様可相心

得事

一 右躰被仰付候とも、村方ニおひて玉込鉄砲猥リニ打候

義仕間鋪事

一 郷筒之者外江名目相譲り候歟、又ハ病死等致候節ハ其

時之御届可申上事

右者此度私共四拾人御撰ひ、郷筒之名目御附被遊候而御

差上申一札之事

一 獵師筒之者四拾人江御米被下、郷筒与相唱御用向有之

節者御呼出御仕ひ被成候旨被 仰出候、尤御米年々忝

人前三斗つゝ可被下置候事

一 郷筒名前之内、幼年或者老年ニ而御用向難相弁者者名

代ニ可相成もの見立名前書上可申事

一 此度名前書上御米被下候者ハ、向後年始之節ハ御懸リ

用向御座候節ハ御呼出御仕ひ御成候ニ付、年々御米被下置候段前書之趣被仰渡難有奉畏候、右躰被仰付候迎、於村方かさつかましき儀不仕万事相慎村役人之差図ヲ不相背、勿論鉄砲所持之儀者兼而鉄砲証文ニ有之通相心得、村方ニおいて猥りニ玉込鉄砲不打様堅相慎可申旨嚴敷被仰渡之趣奉畏候、依之一札差上申候仍而如件

文化四卯年九月

日吉村

喜三次
当卯三十六歳

中石田村
与頭

太次兵衛
当卯五十壹歳

下小林村分
三枚橋町

幸七
同四拾歳

上小林村分
下長窪村

兵吉
同三十八歳

岡一色村

与兵衛
同貳拾九歳

岡宮村

半次郎
同三拾七歳

東熊堂村

銀藏
同四拾六歳

西熊堂村

次左衛門
同貳拾五歳

竹原村

与兵衛
同四拾七歳

下土狩村

石藏
同五十六歳

中土狩村

又右衛門
当卯三拾五歳

上土狩村

徳松
同三拾歳

伊豆嶋田

浅右衛門
同五十四歳

水窪村

徳左衛門
同四拾七歳

第1節 村の人々

納米里村

弥惣治
同式拾六歳

下長窪村

甚兵衛
同四拾四歳

一色村

兵右衛門
同三拾貳歳

富沢村

文右衛門
同五拾三歳

上香貫村平方

藤助
当卯貳拾七歳

上香貫村三十郎新田

庄八
同四拾九歳

下香貫村

定七
同三拾八歳

志下村

三郎兵衛
同四拾七歳

馬込村

平兵衛
同五拾歳

獅子浜村

七右衛門
同五拾貳歳

江之浦村

小三郎
同三拾四歳

口野村

角右衛門
同三十三歳

谷田村

弥七
同式拾九歳

平井村

利左衛門
同式拾九歳

奈古谷村

吉右衛門
同式拾五歳

御門村

彦七
同五拾貳歳

下白岩

庄治郎
同三十三歳

沼津御役所

鎌田村

八郎左衛門
同貳拾六歳

吉田村

磯 八
同四拾六歳

西間門村

久 八
同三拾貳歳

原田村

貞 八
当卯貳拾三歳

今泉村

孫 市
同四十五歳

天満村

鉄 蔵
同拾六歳

本 町

吉右衛門
同四拾八歳

上土町

藤 蔵
同三十三歳

三枚橋町

太郎兵衛
同三十六歳

前書被 仰渡之趣私共一同罷出承知仕候処相違無御座候、
依之奥書印形差上申候、以上

日吉村

名主 久右衛門
与頭 源左衛門

中石田村

名主 利 兵衛
与頭 太右衛門

下小林村

名主 儀 兵衛
与頭 傳右衛門

上小林村

名主 甚 兵衛
与頭 利右衛門

岡一色村

名主 祐 助
与頭 佐右衛門

東熊堂村

名主 伊左衛門
与頭 丈 助

第1節 村の人々

西熊堂村
名主 助右衛門
与頭 七右衛門
岡ノ宮村
名主 源 助
与頭 藤右衛門
竹原村
与頭 茂 兵衛
下土狩村
名主 平右衛門
同 礼 治郎
中土狩村
名主 清 助
組頭 喜右衛門
上土狩村
名主 傳右衛門
組頭 五郎右衛門
水窪村
名主 茂 兵衛
与頭 利右衛門

いつ嶋田
名主 半 七
組頭 七左衛門
納米里村
名主 次郎兵衛
組頭 源 八
下長窪村
名主 治左衛門
組頭 善次郎
一色村
名主 藤 蔵
与頭 半 兵衛
富沢村
与頭 勇 蔵
同 助左衛門
上香貫村
名主 久右衛門
組頭 次右衛門
同所三十郎新田
名主 源次郎
組頭 平 吉

下香貫村
 名主 富 八
 与頭 七郎右衛門
 志下村
 名主 久右衛門
 組頭 庄三郎
 馬込村
 名主 半兵衛
 組頭 吉左衛門
 獅子浜村
 名主 善右衛門
 与頭 庄左衛門
 江之浦村
 名主 忠二郎
 組頭 武七
 口野村
 名主 武兵衛
 組頭 彦左衛門
 谷田村
 名主 傳左衛門
 組頭 半兵衛

平井村
 名主 傳左衛門
 組頭 徳兵衛
 奈古屋村
 名主 弥右衛門
 組頭 忠右衛門
 御門村
 与頭 柰右衛門
 同 平左衛門
 西間門村
 与頭 庄左衛門
 百姓代 又右衛門
 原田村
 名主 八右衛門
 組頭 清右衛門
 今泉村
 名主 八郎右衛門
 組頭 次右衛門
 天満村
 与頭 平十郎
 百姓代 半蔵

沼津御役所

本町 名主 惠 助

与頭 喜兵衛

上ヶ土町 名主 三郎兵衛

組頭 清左衛門

三枚橋町 名主 宜三郎

組頭 留兵衛

下白石村 名主 (マ)

組頭

鎌田村 名主

組頭

吉田村 名主

組頭

右者文化四卯年九月被 仰付候請書写置者也

富沢村 組頭 勇 藏印

前書之通於 御役所御請書江印形差上申候扣相違無御座候、以上

同村郷筒鉄砲

文右衛門印

(裾野市富沢 渡邊武彦氏所藏)

三〇 (一八四三) 天保一四年一二月 御宿村定使役につき請書

差上申一札之事

一 此林右衛門義、当卯御年貢諸払方ニ差支、与合親類近所相談ヲ以定使役相勤メ度ニ付、御願申上候処御聞濟被下、来辰年ノ中差出し候処実正ニ御座候、然ル上ハ昼夜ニ不限 御用向大切ニ相勤メ可申候、万一当人ニおゐて病氣其外不埒成義御座候ハ、与合近所親類之ものにて相勤、御用向一切かき申間敷候、為後日組親類

近所引受一札連印仍如件

天保十四癸卯年

十二月

当人 林右衛門^印

与合 弁右衛門^印

近所 十右衛門^印

御役人中様

(裾野市御宿 湯山芳健氏所藏)

急度御差支無御座様可仕候、為後日組合連印引請加判
仍而如件

嘉永三庚戌年正月

当人 忠兵衛^印

組合 平左衛門^印

同断 彦右衛門^印

同断 利助^印

御役人衆中様

(裾野市御宿 湯山芳健氏所藏)

三二 (一八五〇) 嘉永三年正月 御宿村定使役につき請書

「上包」

拾ヶ年季引請申一札之事

一 私義近年身上不如意ニ相成相統出来兼候ニ付、定使役
為相勤被成下候様奉願上候処、早速御聞被成下難有仕
合ニ奉存候、然上者御用向被仰付次第何時成共昼夜ニ
不限無御差支大切ニ相勤可申候、万一病氣且ハ違変等
有之候節者勤中人代成共組合ニ而助合候而茂聊御用向

3 職 人

当村大屋

湯山治左衛門殿

(裾野市御宿 湯山芳健氏所藏)

三三 (一七二六) 正徳六年二月 鍛冶頭就任願いにつき御宿村平左

衛門一札

三三 (一七二六) 正徳六年二月 御宿村平左衛門鍛冶頭任命願書

相定申一札之事

乍恐書付ヲ以御訴訟申上候事

一 拙者願之通御願ヲ以鍛冶頭ニ罷成候ハ、永ク貴殿御家之御入用之諸道具無賃代ニ作り出シ可申候、私先祖者貴殿 御先祖之御取立ニ罷成、重々御恩之御家ニ御座候得ハ永代御如在仕間敷候、為後日親子連判如此御座候、以上

正徳六年申閏二月

御宿村

鍛冶屋 平左衛門

同 子 理右衛門

一大久保長門守様御知行所駿州駿東郡御宿村鍛冶平左衛門義ハ代々之鍛冶家ニ而殊ニ御政道^{セイテイ}を相守り其志シ結構成ル者ニ御座候、然ハ四年以前巳ノ正月廿日ニ鍛冶中間方連判条ニ相認持参任、御宿村平左衛門方へ申候ハ、此度北ハ甲州境籠坂、東方ハ箱根山、南ハ豆州三嶋、西ハ富士川を限り其内之鍛冶共相談定書ヲ仕、鎌・鍬・刀^{なた}・斧^{よき}其外諸細工之直段ヲ上ケしめ売可仕と申候得者、彼平左衛門申候ハ、此方ハ判形罷成間敷候諸職人申合セしめ売手間賃等之義上候事ハ御法度ニ御座候、只今之通ニ而も利分ハ相応ニ御座候所ニ高利を取候義ハ無駄ニ候と申候得ハ、無是非罷帰、其以後惣

鍛冶^中不残平左衛門方へ数度参連判相濟其方計ニ御座候

間、判形仕才工直段付ケ才工屋ニ張置其通ニ仕候様ニ

と申候得共、一円合点不仕候間相談不調候而方々直段

不同ニ御座候、御宿村平左衛門義ハ前々之通安く売候

得共其外ハ心々ニ直段不同ニ御座候、平左衛門近所ハ

仕合ニ候得共遠方ハ不自由ニ御座候間農人何共迷惑仕

候事

一 駿州御宿村平左衛門義惣鍛冶頭ニ被仰付可被下候、平

左衛門鍛冶頭ニ罷成候ハ、才工之直段一同ニ罷成候間

惣百姓の為ニ御赦罷成候、御慈悲ヲ以鍛冶頭ニ被為

仰付可被下候為ニ惣百姓難義之あまり如此ニ御訴訟申

上候事

右ノ通少も偽り不申上候間御吟味ノ上平左衛門ニ鍛冶頭

被為仰付可被下候以上

正徳六年申ノ閏二月

駿州御厨
根方 惣百姓

御巡見御奉行様

(裾野市御宿 湯山芳健氏所蔵)

二四 天明五年三月吉日 伊豆島田村ぬしや茶畑村御宮

塗上仕方書上

御宮塗上仕方書上之事

一金貳両也 戸前墨塗り

惣春けい うるしぬり
身分念入仕候

上々塗仕上ケ

一金三両壹分 戸前堅地ろぬり

惣春けい うるしぬり
上々塗り念入仕候

極上々塗仕上ケ

一金五両也 戸前堅地ろぬり柱ノ面ニ朱ぬり

たる木小口金ばく惣春けい

極上之塗方念入仕候

塗方仕上方三通り

右之三通りニ致シ仕上方御目掛ケ申候、何れ茂随分念入

仕候間三通り之内御勘弁之上被仰付可被下候、塗方諸色

請之積りニ御座候、以上

天明五年巳三月吉日

伊豆嶋田村

ぬしや 新四郎

茶畑村

林 蔵様

御役人中様

御世話人中様

(沼津市 柏木正男氏所蔵)

4 若 者

三五 (一七九五) 寛政七年七月二八日 茶畑村地先角力興行、若者

喧嘩内済証文

差上申内済証文ノ事

一 駿州茶畑村地先ニ角力有之、当七月十八日豆州塚原新田駿州佐野村若者共及口論、塚原新田重右衛門・佐野村仙蔵其節怪我仕、然処塚原新田役人方御見分奉頼候ニ付江川太郎左衛門様御手代夏目小七郎殿・大久保加賀守様御家来小川甚五郎殿御見分之上御吟味御座候所双方愚米(ア、マ)之もの共ニ而齟齬之儀共申立、扱人共右口論之始末初発方存罷有候所、双方意趣意恨も無之聊之儀寄事発取合ニ罷成、双方少し怪家仕候儀ニ付、取扱人共内済為仕度相懸候所、言間違背之内済不仕御見分請候儀ニ御座候、塚原新田之者申上候ハ、佐野村平蔵・勘兵衛頭取大勢ニ而重右衛門を及打擲、其上大勢相集

寛政七年卯七月廿八日

居不法之儀共申候趣申上候得とも、此儀者角力日数取組中之儀ニ付追々ニ角力見物人所々より罷越候を口論之上儀ニ付、塚原新田者共者口論ニ付人集候与相心得、且又佐野村之者共申上候者、塚原新田之もの共大勢罷越仙蔵を及打擲申茶屋諸道具踏損し候申上候旨申上候得とも、此儀茂前書申上候通他村方角力見物人を塚原新田之もの相心得、諸道具損候者口論之節見物人一同混雑仕候与損候儀ニ御座候、依之此度猶又扱人共利害申聞双方疑心相晴納得仕、随而者重右衛門・仙蔵疵所痛所之儀も最早追々全快候間、農業渡世障ニも不相成、御吟味奉受候者困窮百姓一同難儀仕候儀ニ付、一件ニ付罷出候者共一同打寄聊無申分熟談仕候

右之通取扱を以双方得心之上内済仕候上者、双方共申上候儀者勿論以来共右一件ニ付願イ間敷儀仕間敷候、万一再論仕候ハ、御咎可被仰付候、依之為後証双方并一件之ものとも取扱人連印済口証文差上申候処如件

三嶋宿

扱人 五右衛門印

同 武兵衛印

麦塚村

忠 蔵印

石脇村

弥平 治印

茶畑村

与 八印

同 勝右衛門印

同 仁平印

百姓代 太郎左衛門印

組頭 傳 蔵印

同 新右衛門印

同 儀右衛門印

第1節 村の人々

同 与祖右衛門印
 名主 林 藏印
 佐野村
 仙 藏印
 五人組 平 七印
 同 新 七印
 同 勘 兵 衛印
 五人組 幾 右衛門印
 同 斧 右衛門印
 同 甚 七印
 親類 安 兵 衛印
 平 藏印
 五人組 源 四 郎印
 利 兵 衛印
 百姓代 市 右衛門印
 組頭 伊 兵 衛印
 同 伊 右衛門印

同 嘉 六印
 同 文 藏印
 名主 政 右衛門印
 同 八 三 郎印
 塚原新田
 重 右衛門印
 悴 重 兵 衛印
 治男（マ） 源 左衛門印
 親類 与 右衛門印
 五人組 吉 兵 衛印
 同 半 右衛門印
 同 治 右衛門印
 同 □ 左衛門印
 同 与 右衛門印
 同 弥 平印
 同 長 左衛門印
 組頭 仁 右衛門印

江川太郎左衛門様

御役所

名主 九兵衛^印

千福村

同 定右衛門^印

深良村

同 巖右衛門^印

佐野村

役人中

(梶野市佐野 佐野区有文書)

右御本文江川太郎左衛門様 御役所様江差上ケ申候ニ付、御手代夏目小七郎様方右写書為後証両村江相渡シ可

申候旨 被為 仰付候ニ付、右濟口証文相渡シ候上ハ急度可相守、為後日依而如件

寛政七年卯七月廿八日

三嶋宿

扱人 五右衛門^印

同 武兵衛^印

麦塚村

同 忠藏^印

石脇村

同 弥平治^印

三六 寛政七年八月一〇日 角力興行若者喧嘩請元詫状

(包紙) 寛政七卯年七月

角力一件書付

請元 滝頭

與八

御尋ニ付乍恐以書付奉申上候御事

一 其方請元ニ而勸進角力興行致、右日数之内江川太郎左衛門様御支配所塚原新田之者と御領分佐野村之者喧嘩

有之、塚原新田方訴出候由ニ付、江川太郎左衛門様御

手代立会吟味致候処、喧嘩之義者始末内済ニ相成候得

とも、角力ニ不限人集メ致候義ハ不容易処如何相心得

村役人江押而相願其上元請等致候哉と御尋被遊候、此

儀私平日共不叶之身分ニ而農業難相成少々つゝ小商仕

渡世仕候得共、兼々困窮仕家内多ニ而養育も出来兼、

村内御役人中御世話ニ罷成り申候、然ル所三島宿丹後

や五右衛門申聞候ニハ、益中若もの打寄り花角力ニ而

も為取候ハ、助成ニも可相成よし相勧メ申候、何様私

儀も助成ニも相成り可申哉と夫のみ一函ニ相心得村役

人中江度々相願申候得共、角力等仕候義者不容易義故

相成不申段申聞候得共、身分不相叶候義故再応相願申

候ニ付、無抛役人中内々承届申候ニ付、右花角力七月

十五日方興行仕候義ニ御座候、右日数之内塚原新田之

者共佐野村之者と喧嘩仕 御上様へ奉懸御苦勞候義恐

入奉存候、前書申上候通村役人中差押候処強而相願候

義、畢竟私角力請元仕候方右躰之義出来仕、御察問之

上ハ一言之申訳無御座不調法至極恐入奉存候

右御尋被遊候ニ付奉申上候通り少シも相違無御座候、以

上

寛政七卯年八月十日

茶畑村

与 八

親類 仁 兵 衛

五人組 勝 右 衛 門

渡里作左衛門様

小川甚五郎様

右当村与八御尋ニ付奉申上候趣私共立合承之、依而奥印

仕奉差上候、以上

卯八月十日

茶畑村

名主 林 蔵

組頭 与祖右衛門

同 義右衛門

同 新右衛門

同 傳 蔵

両御代官様

百姓代 太郎左衛門

(沼津市 柏木正男氏所蔵)

二七 文化九年正月一日 葛山村若者取極め一札

相定申一札之事

一 去ル天明年中、寛政年中両度取極メ書有之候所、諸事極通り無之ば内々ニ相掛候ニ付、尚又此度取極外ニ加筆致シ度儀も有之、依之此度之条々左ニ記ス

口 上

一 御公儀様御法度并ニ村沙汰主人親之被仰渡候儀急度相守可申候事

一 博奕類惣而悪之諸勝負堅致シ中間敷候事

一 田畑作り候物者不及申ニ、梨子柿桃栗等ニ至迄無断取

中間敷候事

一 百姓持林ニ而木竹きり取中間敷、内持分之かり敷林ニ

而草茹申間敷候事

一 他村へ罷出(アヤ)口論仕出し申間敷、万一先様方かくべつ不法之義言掛られ候而身分立かたき節者、村役前之御勘弁ヲうけ早速相済シ願ひ上べき、尤諸かゝり之儀惣若者方出錢可仕事

一 山里へ出牛馬等間違之筋有之候節者、相置ニ精ヲ出シ荷物等損失無之様ニ心掛可申候事

一 不依何事少分之間違等ヲ申立ニ致欠落等致中間敷候事

一 角力芝居等之錢見舞等も先帳改落無之様ニ可心懸事

一 近村ニ芝居角力等之ふだい掛ケ辻つき等も随分心かけ若者方々見舞可申候事

一 角力役抜ヲほうび等者村出生之人関役ニ叶人江まわし(マシ)壱筋、関別之役叶人江金壱分、小結役ニ叶人へ金貳朱前頭役ニ叶人江心持次第、尤他村方入ル若者ニ者其時之見計ひニ而少々つゝもほうび可仕事

一 他村之御仁江たいし何事ニよらず如才無之様ニ可仕候事

一 火之用心くわいきせる等一切仕間敷并村内松明等之落

火迄も心ヲ付急度相守り可申候事

一 諸事差廻し銭等中老廻出シ候節者無滞り急度相廻し可申事

一 仲間廻し金之儀ハ頭衆ニ預ケ置、右仁之取計ひニ而堅

ク入用之時間ニ合候様ニ頼ミ置、尤利金之儀者年内尅

割五分ニ相頼み候事

一 右之条々堅相守り年々初寄合之節惣中間へよみきかせ

可申候、此儀もれ候者老人無御座候、為後日仍而連名

如件

文化九壬申ノ年

正月十一日

中老

惣 若 者

甚 右 衛 門

助 左 衛 門

常 五 郎

若者頭

喜 惣 次

金 左 衛 門

(裾野市葛山 芹澤哲哉氏所蔵)

二八 (二八三) 文政五年八月 深良村南堀八幡宮祭礼の狂歌楽書

につき詫状

誤申一札之事

一 私儀南堀八幡宮祭礼極之儀ニ付狂歌楽書致し甚悪敷口

を申、其趣村御若衆中様江露頭いたし、御若衆中様之

思召ニ茂何ケ去事災難を好候而之致方、其分ニ差置間

敷様逸々御利害御申被聞候段誠ニ一言之申訳無御座、

中人相頼み種々御詫申上候処、御聞濟被成下身ニ取テ

何ケ計難有仕合ニ奉存候、以来右様之不埒無之様急度

相慎可申候、依之組合親類中人連印之一札差上申候仍

而如件

文政五年八月

新田当人

喜 惣 治 印

親 類 印

組 合 印

世 話 人 印

当村
御若者中様

(裾野市深良 土屋良雄氏所蔵)

三九 文政五年一〇月 喧嘩口論禁止等につき公文名・
(二八三)

稲荷村惣百姓・若者取究書

定書之事

一 近来組合村々人氣悪敷小前末々迄馳条相募り候而、
少々之事共大走(マ)ニ申立御上様江度々御苦勞ニ預り恐多
奉存候ニ付、此度御内意御窺之上組合一同相談を以取
究申候、此上之儀者組合ニ不限神事祭祀賑合之場所ニ
而、喧嘩口論ケ間敷義仕出シ候者在之候ハ、何れ之村
方之役人ニ而茂、其場ニ居合候役人下役之者ニ而茂差
図いたし、素縄ニ而縛らせ理不尽不抱其村方江相渡可
申候間、其節違乱なく□□申候、其上格別之筋ニ而難
捨置儀者組合役人立合吟味之上、其品ニより不屈之者
江夫々仕置可申付候、然上者如何様之筋たり共組合江
無掛合出訴致間敷候、譬村役人たり共左様不埒之義者

組合ニ而取糺之上急度可申付候、右取究之上者組合一
同小前末々并若者迄連印取置年番名主方江預り置可申
候

附り、何方ニ而茂心得違之者在之候ハ、諸入用等者不残□
□人ニ而出銭可致候事

右之趣取究候上者平日相互ニ申合急度相守可申候、以
上

右前文之通被仰聞承知仕候、従之一統連印仕并若者之
儀者爪印差上申候、然ル上者万一心得違之者在之候
ハ、如何様之御仕置被仰付候共其節一言之申訳茂無御
座候、為後日仍如件

公文名村

稲荷村

文政五壬午年十月

惣百姓

常左衛門[㊦]

五右衛門[㊦]

字兵衛[㊦]

吉左衛門[㊦]

第1節 村の人々

兵右衛門印
惣右衛門印
定藏印
傳兵衛印
元右衛門印
久右衛門印
惣治郎印
甚右衛門印
与左衛門印
嘉兵衛印
岡右衛門印
甚左衛門印
伝左衛門印
永左衛門印
幸内印
茂右衛門印
文左衛門印

太右衛門印
長右衛門印
仁兵衛印
助右衛門印
弥右衛門印
平左衛門印
幾右衛門印
助八印
弥兵衛印
乙右衛門印
清左衛門印
幸右衛門印
又右衛門印
長左衛門印
九兵衛印
安右衛門印
平右衛門印

林 藏印
 武右衛門印
 曾右衛門印
 治右衛門印
 久左衛門印
 孫四郎印
 奥右衛門印
 弥左衛門印
 喜右衛門印
 与左衛門印
 義兵衛印
 岩右衛門印
 甚右衛門印
 常右衛門印
 繁八印
 彦兵衛印
 豊八印

同村
御役人中

若者
 常八印
 喜惣治印
 富右衛門印
 菊治郎印
 武左衛門印
 卯の助印
 武左衛門印
 繁左衛門印
 政藏印
 喜兵衛印
 安兵衛印
 千松印
 長太郎印
 宇八印
 常八印

宇助()

儀助()

新藏()

清藏()

安左衛門()

友右衛門()

吉五郎()

公文名村

銀治郎()

稻荷村

幸藏()

御名主中様

長藏()

御組頭百姓代中様

清七()

(裾野市公文名 市川逸朗氏所藏)

源右衛門()

三〇〇 慶応三年七月 下和田村若者心得違につき取替証

みの藏()

文

惣八()

差上申取替証文之事

金藏()

一 今般私共義心得違ニ而小辺山村五兵衛様并ニ村役人衆

菊松()

中様江格別之御心配相掛ケ、此度之処深山山村若者頭商

甚助()

人立入小辺山村五兵衛様御宅願下御憐愍ニ預り、已来

熊藏()

徒党喧嘩口論并ニ不儀たり共、取調之上相濟候節者酒

権右衛門()

一吸も為買間敷候、為後日一札依而如件

仁三郎()

慶応三丁卯年七月

下和田村 (拇印)

若者中 (拇印)

若者頭

忠左衛門 (印)

利右衛門 (印)

深山村

請人 太 平 (印)

同 紋 蔵 (印)

今里村

御名主

重右衛門様

役人 中様

(裾野市今里 杉本隆彦氏所蔵)

三三 年未詳 茶畑村若者条目

相定申若者条目之事

一年々正月十一日初出会可仕、且平日臨時出入共同様遲
參不參無之様相互ニ申合早々可罷出(ツマ)へく事

一御法度之儀者何事ニ不寄急度相守、別而博奕并賭之諸
勝負之儀一切仕間敷候、若又心得違之者有之候ハ、

見付次第御役方へ相届ケ敷敷可申付事

一隣村祭礼其外御座候節深切ニ世話いたし、喧嘩口論出
来不申様取計ひ可申、尤無廻至来いたし候節者早々掛

付候様可致、不宜義ニ者(ツマ)荷胆一切致間敷候、并歸り之

節互待合罷歸り可申候事

一隣村若者々不義之義頼御座候節者外若者へも得与相掛

合、其上ニ而取計老(ツマ)人勘弁ニ決而致間敷候

一他所者不及申村内ニ而茂喧嘩口論決而間敷候事、若又

無廻義有之候ハ、中老江掛合之上勘弁可請事

一他村々新入之若者有之候ハ、初出会之場所へ罷出披露

可致候事

一 差廻し錢之義無滯急度さし出し可申候、若又相滞候者有候ハ、村作法を以仕置可申付候事

一 戯病ふて寝等一切致間敷候、別而奉公相勤メ候者者勤向大切ニ相心得可申候事

一 人之難義を不厭何事ニよらず徒事決而致間敷候、万一心得違之者有之候ハ、内々中老江可相届、隠置脇方あらわるるニおいて者本人ハ不及申見逃候者まで急度可申付候事

一 御趣意筋者不及申目立候風俗決而致間敷候、且又聊之義ニ事寄無益之吞喰一切致間敷候、并不被招振舞江押入一切無用之事

右之条々急度相守可申候、以上

(沼津市 柏木正男氏所蔵)

5 子供と老人

三三 (二六九七)
元禄一〇年八月九日 観秋童女・冷性童子墓碑



観秋童女 元禄十丁丑年八月九日

冷性童子 正徳元卯年七月十五日

(裾野市麦塚 東光寺)

三三 (一六九九)
元禄一二年二月 富沢村三助年季奉公につき請書

三助と申年八ツニ罷成男子請状之事

一 右之三助と申世倅、為身代と金子壺分慥請取寅ノ御年貢ニ相納申候、年季之儀ハ当卯ノ二月方来卯ノ極月廿八日迄式拾五年季ニ相定置申候、年季究候節、無相違御出可被成候、右之身代居禿ニ相定置申候、年季之内取逃欠落仕候ハ、尋出シ其身相返可申候、取逃之品々弁出可申候、若永見不申候ハ、人代ニても、或ハ金子ニ而も、被仰次第ニ可仕候、只今及飢候間、御買助被下候様ニと色々申候付御抱被下候、幼少之者ニ候得ハ少も御意相背申間敷候、不寄何事ニ年季之内六ヶ敷儀少も申間敷候、しきせ之儀夏かたひら一ツ、冬拾一ツ御きせ可被成候、末々少も女(如)在なく奉公いたし可申候、年季之内罷出度と申間敷候

一 宗門之儀、代々禅宗ニて定輪寺村定輪寺旦那ニ御座候、

只今迄ハ富沢村御改帳ニも乘罷在候

元禄十二年

卯二月

富沢村

親 与 兵 衛(印)

証人 久右衛門

同所

仁右衛門殿

(裾野市富沢 渡邊武彦氏所蔵)

三四 (一七八二)
天明二年一二月 茶畑村甚左衛門長寿につき下賜

米請取状

奉請取御米之事

一 御米三俵也

右者、当村小百姓甚左衛門母当寅年九十式才ニ罷成申候、去ル子年方被下置候通、当寅年分被下置難有奉請取候処実正ニ御座候、仍而如件

茶畑村

天明二壬寅十一月

名主

組頭

百姓代

(沼津市 柏木正男氏所蔵)

三五 (二八四一)
天保十二年二月二日 麦塚村捨子病死の始末

につき申上(竪)

(表紙)

天保十二辛丑年

与祖右衛門方

捨子病死ニ付御檢使様

御調差出候始末下書控

十二月廿一日

麦塚村

与祖右衛門
要右衛門
太右衛門
源右衛門
吉

御尋ニ付、乍恐以書附奉申上候御事

一 去月十五日夜半頃、私方軒端江壹歳位之男子捨有之候

ニ付、早速御届ケ奉申上候処、私方江被成御預候ニ付

養育仕罷在候処、去ル十七日昼九ツ半時頃病死仕候ニ

付、其段早速御注進奉申上候処、為御檢使御両所様被

成御越御改之上病死之始末御尋ニ付奉申上候、此儀去

月十五日夜半頃ニも御座候哉、私軒端ニ而生子之泣声

仕候ニ付、相驚キ早速家内一同罷出見申候処、木綿古

蒲団ニ卷捨有之候ニ付養育仕居候処、去ル十六日与風

不快之様子ニ而乳給兼候ニ付、早速佐野村医師玄意与

申者呼寄服薬等用呉候様相咄居候処、其内病氣も差重

り候様子ニ付、早々五人組村役人中江も申遣候処、

追々一同罷越種々養育仕候得共、何分不相叶、去十七

日昼九ツ半時頃病死仕候、尤身之内疵等少々茂無御座、

全ク寒氣ニ而も引込居候哉、急病ニ而病死仕候儀与相

違無御座候

右御尋之趣奉申上候通、少茂相違無御座候、以上
天保十二辛丑年十二月廿一日 御厨下郷

麦塚村

名主 与祖右衛門

堀部万之助様

高橋清治郎様

右当村名主与祖右衛門御尋ニ付、奉申上候通り少茂相違

無御座候、依之私共奥印仕奉差上候、以上

天保十二辛丑年十二月廿一日

麦塚村

与頭 要右衛門

役人代 太 吉

百姓代 源右衛門

堀部万之助様

高橋清治郎様

御尋ニ付、乍恐以書付奉申上候御事

一私共組内名主与祖右衛門奉御預居候捨子、去ル十七日

昼九ツ半時頃急病ニ而病死仕候段、早速村役人中より御

注進奉申上候処、為御檢使御両所様被成御越、私共被為立合御改之上、病死之始末御尋ニ付奉申上候

此儀、去月十五日夜半頃ニ茂御座候哉、組内与祖右

衛門方軒端ニ而生子之泣声仕候ニ付、家内一同罷越

見候処、当年出生致候位之男子、木綿古蒲团卷捨有

之候ニ付、同人方にて養育仕居候処、去十六日与風

不快之様子ニ而乳給兼候趣申聞候間、私共一同罷越

養生仕、佐野村医師玄意与申者呼寄服薬相用呉候様

相咄居候内、村役人中追々罷越養生仕候得共、何分

不相叶、去ル十七日昼九ツ半時頃病死仕、尤身之内

疵等少も無御座、全寒気ニ而も相当り候哉、急病ニ

而相果候儀与相違無御座候

右御尋ニ付奉申上候通、少茂相違無御座候、以上

天保十二辛丑年十二月廿一日

麦塚村

名主 与祖右衛門

五人組 清左衛門

堀部万之助様

高橋清治郎様

右当村名主与祖右衛門五人組之者共御尋ニ付、奉申上候通少茂相違無御座候、依之私共奥印仕奉差上候、以

上

天保十二辛丑年十二月

麦塚村

同 与兵衛

同 元右衛門

同 由左衛門

御尋ニ付、乍恐以書付奉申上候御事

一 去月十五日夜半頃、当村名主与祖右衛門軒端ニ壹歳位之男子捨有之候段御届ケ奉申上候処、同人方江被成御預養育仕居候処、去ル十七日昼九ツ半時頃急病ニ而病死仕候ニ付、其段早速御注進奉申上候処、為御檢使御両所様被成御越私共為立合御改之上、病死之始末御尋ニ付奉申上候、

此儀、去月十五日夜半頃ニ茂御座候哉、名主与祖右衛門軒端ニ而生子之泣声仕候ニ付、相驚家内一同罷越見申候処、古蒲団ニ卷捨有之候段同人方申遣候間、私共罷越見申候処、何様当年出生致候位之男子ニ而同人方ニ而養育仕居候処、去ル十六日与風不快ニ而乳給兼候趣、五人組之者共罷越申間候間、私共追々罷越養生仕居候処、佐野村医師玄意与申者呼寄服薬等相用呉候様相咄居候内、養生不相叶去ル十七日昼九ツ半時頃病死仕候、尤身之内疵等少茂無御座、全ク寒氣当リニ而も病死仕候儀ニ相違無御座候

堀部万之助様

高橋清治郎様

与頭 要右衛門

役人代 太 吉

百姓代 源右衛門

右御尋ニ付、奉申上候通り相違無御座候、以上

天保十二辛丑年十二月

麦塚村

与頭 要右衛門

役人代 太吉

百姓代 源右衛門

堀部万之助様

高橋清治郎様

(樞野市麦塚 勝俣恵一朗氏所蔵)

6 女性

三三 (一六九九) 元禄五年六月一〇日 茶畑村女二人関所通行手形

〔増裏書〕 一 女式人御番所通り候証 二 三

指上申手形 一 二

一 駿州御厨茶畑村名 二 三 〔年四拾三・同人母年六

拾五、ノ式人之女相州宮ノ下江湯治仕在所茶畑村へ罷

帰り申度奉存候、矢倉沢御関所無相違罷通候様ニ被

仰上被下候者難有可奉存候、右式人之女ニ付以後出入

御座候者私共如何様之儀ニ茂可被仰付候、尤御厨之外

何方へも出シ申間敷候、以上

元禄五年 茶畑村

申ノ六月十日 名主 甚右衛門

組頭 傳左衛門

同 佐右衛門

同 新左衛門

酒井田八郎兵衛様
丹羽与次右衛門様

前書之女式人遂詮儀候処、御厨茶畑村名主甚右衛門母・
同人女房ニ紛無御座候、以上

申ノ六月十一日

丹羽与次右衛門
酒井田八郎兵衛

(裏書)
表書之女式人御関所無相違被相通、各届番之節此手形可
有持参者也

杉浦平太夫
服部清兵衛
矢倉沢御関所

西原文右衛門殿
斎藤与太夫殿

(沼津市 柏木正男氏所蔵)

三七 (一七一九)
享保四年六月二五日 御宿村茶摘価払帳(横)

(表紙)

享保四年 駿東郡御宿村
茶摘 価 払 帳
亥ノ六月廿五日 湯山□左衛門 (治)

一 青葉五貫目ニ付摘賃三十式人と

三十五文ニ仕候

槽 森

六月廿五日
一三貫八百式拾目

お とら

同日
一式貫七百め

お つね

同日
一三貫三百め

お つま

代廿七文式文増
代廿七文式文増
代廿七文式文増

同日
一三貫八百廿目

代廿四文三文褒美

同日
一四貫百め

代廿六文三文増

同日
一貳貫八百目

代拾八文貳文増

代廿貫五百四拾め

代百三十四文外二十五文増

同廿六日
一三貫百め

代十九文

一四貫七百め

代三十文

廿六日
一三貫目

代十九文

一三貫め

代十九文

一四貫貳拾目

おつら

代廿六文

おかな

一四貫六十目

おかな

代廿六文

市之丞

代廿壹貫八百八拾目

市之丞

代百四拾四文 六文四分懸り

ま

同廿九日
一貳貫百六十め

ま

代十五文

か

一四貫六百め

か

一貳貫九百五十め

か

代廿壹文

つ

一三貫七百廿め

つ

代廿六文

市之丞

代拾三貫四百卅目

市之丞

代九十四文七文懸り

く

同晦日

く

六月晦日
一三貫八百め

小兵衛

市之丞

か

つ

く

小兵衛殿

第1節 村の人々

代廿七文

同日
一三貫四百目

代廿四文

一三貫五百目

代廿五文

同日
一四貫目

代廿八文

同日
一貳貫九百二十目

代廿文

同日
一老貫八百目

代十三文

同日
一三貫四百目

代廿四文

同日
一三貫廿目

代廿老文

廿五貫八百四十目

代百八十六文 七文懸り

市助母

惣ノ八拾老貫六百九拾目

此摘価五百八十老文

此斤数百四十斤半

人足廿四人

ぼんは

佐野村

おなつ殿

おくに

御宿村

つね殿

同村

おかな殿

同村

おくら殿

七月六日 糟森分

一六百日但正味也

同日

一貳貫九百目 内六百五十め引

同日 子ノ正月十一日ニ佐野村定七江渡ス

一九貫貳百目 内老貫貳百め引

同日 九月九日ニ明申候

一七貫貳百目 内老貫百五十め引

同日

一七貫貳百め 内老貫貳百目引

同日

一六貫四百目 内九百五十め

老貫貳百め引

十一月十六日須山弥兵衛方へ渡ス八十六斤かへ居私

〆三十三貫五百目

内五貫四百目風袋ニ引

残廿八貫百目

此斤百四拾斤半

向山立茶ニ売申候

六月
一金三分式朱内百十式文引
式百文ニ成ル

一同
一同式分

〆老両老分式朱内百十式文引

屋敷ノ田

八月 穂近方段々蒞申候

一西国粗老斗六升

八月十日
一粗三斗三升西国

外ニ中粗老升年貢ニ引
同日
一同三斗四升 西国

二本松
浅右衛門

同所
権兵衛

外ニ中粗老升

同十八日
一同式斗 西国

外ニ中粗老升

同

一黒穂三升程

種子ニ取

同十九日
一西国粗老斗六升

中式升代廿三文渡ス内五文褒美

同日
一同式斗三升五合

中式升年貢ニ引

八月十九日
一西国粗老斗式升

外中粗老升

同廿日
一同四升

外ニ中老升年貢ニ引

同日
一黒穂四升

外ニ中粗老升年貢ニ引

同廿七日
一同三斗三升

く
ら

彦八郎内

つ
ね

た
け
姥

つ
ね

同
人

権右衛門内

外ニ中粃壹升

〆壹石九斗八升五合

内 西国粃壹石五斗八升五合
黒穂粃四斗

亥ノ年
一六十九文□扱賃

同年
一廿七文茶摘賃

〆百文去戌ノ年貢ニ引

(裾野市御宿 湯山芳健氏所蔵)

おとら分
おつな
おとら

三六 (八二五)
文化十二年七月二三日 御宿村娘・若者不儀一件

内済勘定帳(横)

(表紙)

御宿村
千福村
石脇村
おふみ娘
若もの
三ヶ村六ツヶ敷ニ付諸掛勘定帳

文化十二年亥七月廿三日

村役人
組親立会

覚

一 錢貳貫八拾七文
[米貳斗三升代]

此分式右衛殿江渡ス
八月九日

右同断

一 同壹貫貳百貳拾六文
[味噌醬油
其外諸色入用代〆テ
八月九日ニ遣ス濟]

一 同四百六拾九文
[甚兵衛方
色々代払
差引ニ而済]

一 同八百八拾文
八月九日渡ス

〔庄左衛門方
色々代払〕

一 同三拾六文
八月九日遣ス

〔式右衛門方へ
そうり三疋代〕

一 同式拾四文
差引ニ成済

〔源右衛門方へ
酢三合代払〕

一 同拾文
八月九日済

〔半右衛門様へ
干物代払〕

一 同式貫六百八拾九文

〔半七方払
酒式斗五升代〕

一 同八百六拾文

〔半七方払
米らうそく
其外色々代〕

一 金式分式朱

〔半七方取替
礼金さかな代
半紙六わ代〕

金式分式朱ト
錢八貫三百壹文

此錢拾式貫六百七拾三文

七に割

ニ付出入ニ及、左之通取暖人立入内済いたし候、仍而左
之通礼物入用相印置申候

一 同百三拾式文

〔式右衛門
若者割〕

外ニ式百文

〔奉公人割〕

百文

外 四百三拾式文

一 同百三拾式文

〔半右衛門
奉公人三人〕

外ニ三百文

外 四百三拾式文

金式朱受取

四百四十文かへず相済

拾四組

外ニ四軒

家数合六拾六軒

内訳ケ

拾軒百三拾式文ツ、

此度おふみ後家娘るい、石脇村林蔵与申者と不儀有之候

第1節 村の人々

ノ錢壹貫三百三拾式文

拾四軒百文ツ、

ノ錢壹貫四百文

三拾四軒七拾式文ツ、

ノ錢貳貫五百四拾文ツ、

八軒廿四文ツ、

ノ錢貳百文

家別之外藤七・清右衛門兩人過錢四拾八文ツ、

ノ百文

おふみ後家過代として錢貳貫文、家割外也

村若者貳拾人壹人ニ付
貳百文ツ、

ノ錢四貫文

他所方奉公人拾壹人、壹人ニ付百文ツ、

ノ錢壹貫百文

ノ錢拾貳貫六百八拾文

取喫人上ヶ田村・金沢村・葛山村御役人中へ半紙壹把・

酒壹升ツ、

上ヶ田村 助左衛門殿

金沢村 源 七 殿

同 村 儀兵衛殿

葛山村 喜重郎殿

同 村 忠右衛門殿

外ニ

佐野村 法雲寺

同 村 宇兵衛殿

右兩人江御礼

法雲寺へ南鐙壹片・半紙壹わ・酒壹樽

宇兵衛 南鐙壹片・延紙壹文・酒壹樽

右入用軒別覺

一金貳分式朱ト

錢八貫三百壹文

惣入用ノ高

此錢拾貳貫六百七拾三文

七ノに割

家数

合六拾六軒

但シ上之割壹軒ニ付

錢百三拾貳文ツ、

中壹軒ニ付

同百文ツ、

下壹軒ニ付

同七拾貳文ツ、

下々壹軒ニ付

同貳拾四文ツ、

当人家別外

同貳貫文

若者壹人ニ付

同貳百文ツ、

他所々奉公人・若者壹人ニ付

同百文ツ、

取贖貳人、家別外ニ

同四拾八文ツ、

是内々取持不取計故村難義ニ相成、右割合相懸申候

家並割付事

一 錢百文

外ニ貳百文

一 同七拾貳文

外ニ貳百文

一 同七拾貳文

一 同百文

一 同七拾貳文

ノ 九百文 相濟

一 同百文

外ニ貳百文

一 同百三拾貳文

外ニ貳百文

彦九郎組

彦九郎

若者壹人

与右衛門

右同断

甚四郎

源兵衛

若者壹人

勘右衛門

彦右衛門

安右衛門

若者壹人

忠七

右同断

平左衛門

甚左衛門

第1節 村の人々

一同百文
外式百文

老貫八拾文 不残濟
内七百八十文取り

一同百三拾式文

一同七拾式文
外ニ式百文

一同百文
外式百文

一同七拾式文

一同廿四文

八百八文濟
内五百八文取り

一同百三拾式文
外ニ三百文

一同七拾式文
外ニ四拾八文

一同七拾式文

一同七拾式文

一同式拾四文

七百三拾式文、差引ニ而濟

一同百文

用左衛門
右同断

栄 助

八左衛門
若者彦人

弥兵衛
右同断

又右衛門

定 七後家

甚兵衛
奉公人三人

清右衛門
増割

良右衛門

利 八

利右衛門

権左衛門

一同七拾式文

一同百文

一同式拾四文

三百文濟

一同百文

一同百三拾式文

一同七拾式文
外式百文

一同七拾式文

五百八拾文濟

一同百三拾式文

一同七拾式文
外式百文

四拾八文

一同式拾四文

一同七拾式文

五百五拾六文濟

一同百文

一同百文

弁右衛門

平右衛門

佐右衛門

利 助

玄 寿

源 藏

若者彦人
傳三郎

源右衛門

藤 七
若者彦人
増割

七右衛門後家

磯右衛門

彦 兵衛

市左衛門

市左衛門

一 同七拾貳文
外ニ貳百文

忠 八
若者割
清 八

四 百貳拾四文相濟

一 同百文

喜 艘 院

一 同百三拾貳文
外ニ貳百文

半 七
若者割
奉公人三人

六 百三拾貳文

(裾野市御宿 湯山芳健氏所蔵)

三九 (八五二) 嘉永五年 御宿村湯山いゑ覚書(竪)

(表紙)

嘉永五年より
いろ／＼ことかわり候
事ひかゑ覚書
ゆやまいゑ

一 嘉永五壬子年八月十日つちのへ子、たいら社日大風朝
五つ時

一 嘉永七年きのへとら、十一月四日つちのへ巳、朝四つ

時大じしん地ゑみ申候

一 嘉永元年八月廿四日、夜大風にて家は(破想)そんあり

一 安政武年五月十七日、大雨ニ而大水出候て家はそん田

地あれ

一 安政六己未年六月廿三日、夜大雨ニ而大水田地あれ御

座候もつ共御宿村ニハ御座なく

一 安政五年八月(時分)しふん、ころりと申大病気はやり

一 文久武年壬戌年、大日損ニ而田地大気ニかゝりふそく

御座候、そのせつうらの土石式つはなつなともふし候(申)

得共はなさぬよふニ元方御座候うへ

一 文久武年壬戌年六月すへかたより、大気にはしかおも

きはやり申候、其節見舞村蔵米三俵見舞へ遣し申候

一 文久武年八月ころりと申大病はやり申候、其節大気ニ

人そんし御座候

一文久三年亥年七月、其節よふきよろしく、又ころりと申大病はやり申候、其節御宿村新田ニ而大氣に人そんし御座候

一慶応二年寅年の秋作よろしく御座なく候て卯正月米内式俵半ニ而大氣にむつかしき物御座候

一慶応四年辰年正月三日方よど伏見大きにいくさ御座候、三月京と方てふしうさつま方外大明格ハかしらおちよ(御勅使)くし外はし京ど宮様おん出御座候て佐野村往來のよふ

ニ御座候て、此へん役人足あたり大きにさわき御座候事、あいて方(一)つはし徳川(橋)さもふまへに御座候

一慶応三年卯年十月方十二月迄

神々おさかり御座候て其節のほりをたて候て神々しんく(観音)いたし候、其節内方ニも秋葉様(不動)ふとふ様朝浅草寺かんのん様をさかり御座候神々様おんいさめもふし候て、七日つゝ皆やすみもふし候心へのため書しるしをき候

一紺糸三目半茶系式目浅黄壹目半口 壹端八把半各系数

ヲしる法

術いわく紺糸三目半江茶系式目を入、又浅黄の壹目半ヲ入、メ七目ニなる、是を目安にして八たば半を割ハ壹式壹四ニなる、これを定法ニして別ニ覚エニ置く、是江紺糸の三目ヲかけれハ四把式かすい四九ニなる、此四九ニ四をかければ四把式かすい式目ニなる也、又右乃定法壹式四ヲ置て、是江茶系式目をかけれハ式把四筆式八ニなる、此式八江四をかけれハ式把四かすい壹目ニしる也又右の定法壹式四を置て浅黄(黄)乃壹目半を掛れハ壹把八筆式壹なりなる也、此式壹ヲ四をかけ壹把八筆壹目ニしる也、其外何色の数にても比法にて相わかり可申事

(上部の図省略)
異乗同除法

金壹両ニ付、米式斗五升替、米壹斗三升五合代何程と問、代錢四貫七百丁(マ)五(マ)十かへ

米壹斗三升五合 上之図の如く問、八升目を好ハ、升目

ニ置、銭なら者銭ニ置、三所ニ置、故
ニ銭ト銭トハ同物也、銭ト米トハ異物
也、異物之銭をかけて、同物之米てわ
れ者、代銭出ル也

米式斗五升

又壹俵代式兩分之米、壹俵七分五厘何

錢八貫八百文

程と問時者、代金をかけて前米ニ而わ
る也

米あしを知るニも、但し御殿場迄壹俵四百五十あしな
ら者、右銭を永ニ直し、米相場四俵半壹分者右相場式
度かけれ者、十兩ニ付何分ト分合ニあし出ル也、但し
右之あし壹分一厘七毛五弗也

銭を永に仕候ハ、銭相場をめ安にをき百文わわりとをきわるへし、

但し永を相場に仕候ニハ、永へ銭をかけへし

慶応四年戊辰正月三日方上よと川をへたてをり大戦ゆく
さ御座候、其節方江戸江引受、又さつま様でふしう様
参り、其あとよりを御勅使ちよくし参りて、小田原様又ハ沼

戦沼津様御引取国かへニ相成候、五月江戸東永山敵にて大

行戦きこれあり候て、江戸表を徳川様引取駿府へ引こし、

其あと十一月七日京都方天只今東京と申し様江戸をもて江下り、又

三月江戸方京とふ江かへり、又京方江戸江参り候、か

んたんをさまり候、其節年貢明治元年と相成申候

明治二巳年、半七郎うら辰巳あちあ石かき堂のところ、

壹尺五寸ほとつき出し、其節堂世話人方たんく咄し

御座候、其節内宮内左衛門死きの節ニ御座候て、下之

半右衛門又ハ名主甚平なと取計いたし候て、つき出さ

せ申候、其よし急度書しるしをき候

明治三年九月八日朝、大風にてはそん致し候、外ニ稲

作なと江もあたりよろしくなき年なり

明治三年年あたりより、人々まへをすり候もの、まへ

をはやし又かみをきり候て、鼠煙相がへんそふニ相成候、町

人又ハ百姓迄もをびくそふニ相成候事

明治四辛未とハ、又米も大下りニ、并十二月十日ころ

ニハ拾表ニも相成候

一 明治四辛未年十月方深良海道ニ相成候事ニ申候、はりかねなとくいを立候事ニ相成候

一 又葦山様なとるこく江しきうなとニ参り候事相成候申事

一 明治五壬申正月ころ、かんそふなと、申候かみのけをきり候事ニ相成、内ニ而も廿一日主人彦作もきり、又

家内廿二日相きり申候事

一 明治五壬申三月十四日、錢只今迄日本九拾六文つゝ百文通用致しおり候処、あらたまり候て錢丁百文通用ニきわまり候事ニ相成候事

一 明治五壬申九月迄高と申候て定おり候処、田畑上中下と定候処、是よりハ高なしニ相成候、田畑定壺反分何拾何両分定

一同九月廿日よりおなわ入候相成候、是又高と申事者なし、何拾何両分直段定ニ相成候、上中下直段定相成候事ニ繩入あり候て、新田・古田相かわりなく皆かわり申候事

何拾両田地と致しその内上様へ年々^(マ)

〔^(馬)明治廿年三月廿一日十時ニ悉ひす様・大黒天もとめる、

其日大穂上々天氣奉記香札祭日なり、皆々大よろこび日なり〕

一 但し嶋割さんの法紺糸三百半なり、それへ茶糸式めなり、浅黄壺目半なり、くわへ、それを目安に、左に紺糸三め茶式め、浅黄壺め半、鼠壺め、それを壺つに入れて、左目安にをきして、八つ半なる半を割ハ、壺二・壺四ニなる、これを定法ニして、別ニ覚ユニ置ク、是江紺糸の三目半ヲかければ、四把式かすい四九ニなる、此四九ニ四をかければ、四わ式かすい式目ニなる也、又右の定法壺二・壺四ヲ置て、是江^(付)江茶糸の式目をかければ、式把四箒へ式八ニなる、此式八江四かけ式把四かすい式目ニしるなり、又右之定法壺二・壺四を置て浅黄の壺目半を掛れハ、壺わ八箒式壺ニなる也、

第1節 村の人々

此式一へ四をかけ壺把八かすい壺目ニしる也、其外何色の数にても此法にて相わかり可申候

紺糸 四把式筆式目

答 茶糸 式把四筆壺目

浅黄 壺把八筆壺目

〆八半をさをさいくつへ入候共

五月十七日改遣ス

庄円寺当主人遣ス

一 白りん子さや方綿入式つ

一 きぬ綿入式つ

一 白もく式枚

一 鼠つむき壺枚

一 御納戸つむき式枚

一 単物三枚

一 けさ大小四つ

一 しはん式枚(緋)

一 つむき白壺枚

一 帯白壺筋

一 帯茶壺筋

一 きぬ小(風)呂敷壺つ

〆式拾壺品

〆奥山にもみしふミわけなくほたる

鹿ともしれぬ秋のともしび

〆うするとわたかいゝそめしこきもみし

すきしむかしの秋にとハばや

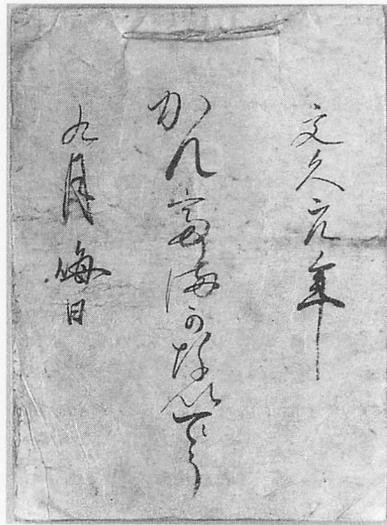
〆かきならすはいハ浜へのこすなかな

ゆるりか海かおきか見つる

(裾野市御宿 湯山 博氏所蔵)

三〇

文久元年九月晦日 御宿村湯山せい勝手賄帳(横)



(表紙)

文久元年

(勝) かんてまかないでう
(手) 手
(賄) 賄
(帳) 帳

九月晦日

(目出) 目出
(始) 始
めて度はし目

西十二月

- 一 八日、夕はんあかのめし、ひらしる
(飯) 飯 (赤) 赤 (平) 平 (汁) 汁
- 一 さら上下、十三日すゝはき
(皿) 皿 (煤) 煤 (掃) 掃 (き) き
- 一 朝おじや、ひるすい物、夕かたひら
- 一 しる、さら、廿七日もちつき
- 一 夕かたもみつけ上下、廿八日
- 一 朝あかのこぜん、ひら上下、大、晦日
- 一 夕はん、ひらしる、さら上下
- 一 元日・二日・三日、朝そふニ、夕かた
- 一 ひらしる、さら上下、四日
- 一 朝、神さかりおじや、五日
(下) 下 (じ) じ
- 一 おぞふニ神具ニ上り、六日朝
(供) 供
- 一 おぞふニ、夕かたひらしるさら
- 一 七日朝、にんしん・こほふ・たい・ごなせり
- 一 なすなのおかい、八日朝そふに

第1節 村の人々

- 一 九日・十日こんひら様へ(御供)ごくう、十一日
 - 一 朝おそふニ神様へ上り、つきそめ
 - 一 もみ三合やきこめニほとつき、神かみ(女)さまへ
 - 一 上り、夕かたうすめ下へいれおき
 - 一 こめせんニこき、十二日白まい
 - 一 三升あらいあけ十三日
 - 一 ひき十四日おたんごこしらひ
 - 一 神さまへ上り、夕はんしる、おれ三升ほとはんおれニ
 - 一 こしらひ、夕半(飯)ニ下までつかい
 - 一 ひらさらごくう、神さまへ
 - 一 上り十五日朝くいつミの
 - 一 こめあかのおかいニたき、神さまへ
 - 一 上り十九日、夕かたそば
 - 一 ねぎぬた廿日、朝おこは
 - 一 二(煮)しめおなま、廿三日三やさまへ
 - 一 おたんご夕かたちやめし、ひらさら
 - 一 廿八日朝、おそふニ御かふ
-
- 一 神さまへ上り
 - 一 二月朔日、朝おそふニ
 - 一 同八日夕半(飯)あかのめし、しる
 - 一 ひらさら上下
 - 一 十四日お正月、夕かた
 - 一 ちやめし、おてらこふさいじ
 - 一 こふ、しうふはん、ごくハてら
 - 一 十五日朝、草の花のち(茶葉子)やかし
 - 一 上下こつかい、ひかんの入
 - 一 朝おこは、上へはもち米お寺
 - 一 是方寺へ上下へは、あはの御こは
 - 一 又はおはき、草の花もちかしも
 - 一 よろしく白米壺升、お寺上
 - 一 (彼岸明け)ひかんあけ、朝草の花もち、ういをれ、くろいをそへ
 - 一 お寺・光方寺へ上、廿七日草の花
 - 一 をつませ朔日一おかちんをね
 - 一 一り壺斗五升、おひき

- 一 五升ほどあん入へ少々こし
 一 らいあか七分ほときなこし
 一 らい二日夕はん、そは又は御も
 一 くちやめしニてもよろしく
 一 もみたねあてかい、夕はん
 一 おかいむひつしる上下
 一 なかしろやき米うるち五升
 一 もちこめ三升つき、神さまへ上
 一 おてらこふ方寺へとふゝ上、夕はんうとん
 一 そば、又はちやめし、ごもくニてもよろしく
 一 かち米やすみ、朝ちやかし、夕半
 一 うとん五月節句七合四日
 一 もち五升ほとつき、おかしは三升
 一 こよい神さまへ上、おてらこふ方寺
 一 とふゝ上、うとん・そは・ちやめし
 一 こもくニても、夕はんはよろしく
 一 たうへニは朝あかのめし、ちやかし
- 一 おこはニてもよろしく、おひるは
 一 麦はんひらしる、五月
 一 廿三日、夕はん三や様へおたんこ
 一 こしらい上うとん、そは、ちめし(お父)ニても
 一 よろしく、六月朔日神さまへ
 一 ごくう上、おこはお寺三けんニ上、内人(数)十五人ほし(二)
カ)ニて
 一 五升ほとてよろしく、十四日うとん
 一 上下廿三日うとん、上下お寺三けんニ
 一 上廿四日おかちんニても、せきはんニても
 一 よろしく、とふゝ、米壺升上、さんけいの内
 一 十三日やき米つき、十六日はん人へ米壺升
 一 七月十三日、夕かたこせん・ひらしる、さら
 一 十四日朝三升おかちん、おひる白米
 一 夕かた、うとん、十五日朝なす・あかのおわい、こせ
 一 ン、十五日なすのおわい、ひる なすおわい
 一 夕ちや・そふめん、夕かたちやめし

第1節 村の人々

- 一 なすのこま^(カ)しる、にとなり、おはい
一 十六日、朝三升おたんごはい物さゝきの
一 ごせん、たいこのおろぬき、したし物^(大根)
一 晦日夕はん、うとん上下
一 八月朔日、あかのごせん、ひら上下
一 十四日、うとん上下、おてら三けんへ上
一 十五日朝、おこわ五升ほと、ひら上下
一 お寺三けんへ上、夕はんちやめし
一 ひらしる、おつきさまへおいもさつま
一 やき米上、八月ひかん入へちかし
一 お寺へこめ壺升上、中日へちやかし、おこは^(カ)ニてもよろしく
一 あけへ又ちやかし、お寺三けんニ上
一 九月九日よい、せん々々そば朝おかちん
一 お寺三けんニ上十三や夕はん
一 ちやめし、ひらしる上下
一 お月さまへおいもやき米
- 一 廿三やさま、おたんご、ちやめし
一 ひらしるかり上、おはき
一 こき上ちやめし、むぎ
一 まきひるめし、ひらしる田の
一 かみおくり、あかのめし、ひら
一 さら
- おほへ
一 大麦とり入、うちおとし
一 それより箕ニてうちあをり
一 二日ほとほし、それよりよくおし
一 又おれこほしいたし、とふみニ
一 かけ、それよりたハラニいたし
一 おせいほふ寺へそないいも
一 こめ壺升、正月壺升
一 こふさい寺正月壺升、はん人へ

第5章 村の生活と文化

- 一 くれ壺升、正月かくもち
- 一 にまいこめ壺升、せんぼふへ
- 一 正月こめ八合、いも二つ正月
- 一 せんふくはん人こめ四合ほと
 千 福 番 人
- 一 寺へ米壺升、おかし十六文せい

(裏表紙)



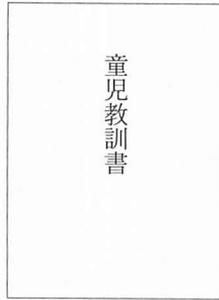
(裾野市御宿 湯山芳健氏所蔵)

第二節 村の教育と文化

1 村の教育

三三 (一七七五)
安永四年正月大吉祥日 「童兒教訓書」(豎)

(表紙)



童兒教訓書

童兒教訓

い出や此世に生れてハ、物書業を知らさるハ、諸芸にく
らく智恵浅く、人に交り恥多し、実に口惜き事そかし、

童幼稚之時よりも、手習手跡を稽古せは、常に心を緩く
すな、片時の懈怠をするときハ、一期のけたひと兼て知
れ、一字不学ハ一生の、不覚と成と思へし、寸の晦を一
寸の、黄金の如く惜むへし、扱先物書調法ハ、唐土・天
竺・我か朝の、天地開けし往古より、今の代迄の事品も、
神や仏の不思議より、聖教(マヤ) 陀羅尼の尊きも、人間渡世の
家業まで、土農工商道々の、日記・帳面・公事訴詔、返
答裁許之趣も、文字にあらわし埒を明く、(マヤ) 聯哥・誹諧・
詩哥の会、浄瑠璃・説教・音曲の、三味線・琵琶声々
に、琴の調の面白、慰ミ遊山の事までも、道理を訳て知
らするハ、物書上に有事そや、永代迄も残しおき、家
財・居宅譲り状、田畑・野山の売券や、配符・廻状・触
流、破損修覆の住文に、(マヤ) 家作普請之絵図・指図、我か無
き跡の形見とも、残るハ筆の染あと、海山隔て遠国の、
叔父・伯母・縁者・親類の、問ふ音信の中絶ぬ、竹馬友
之懐敷、昔をしとふ通ふミ、披て見れハ年月を、隔し事
も相忘れ、直に相逢ふ心地する、文字ハ希有の物と知れ、

克々是を思索して、物書業を明暮に、夜に日を継て学へし、物書常の嗜ミハ、硯墨・筆紙等を、無益に遺ひ捨へ(マヤ)からず、ものをかゝんと思ふ時、意を慎め身を正シ、眼を定め手を清、龔敬一字お書増て、永文章や証文手形を認ハ、始終行りに気ヲ付て、一点一画片作り、くたり定て字并能、真草行の訳ケを知る、人の看るにも美鋪、況や達者たる人には、額や横物大文字、掛事打附頼むもの、工夫をきわめ書へきそ、筆と心と一同に、字配り寸方吟味して、其字の本を穿鑿くし、末代迄の批判を辱、千度百度書直し、己が心と人の目と、全く好シと定む時、後の世迄の誉そや、一字龜相に書時ハ、我か身の後の恥と知れ、道具・表紙に閑書し、屏風・障子に詩や歌を、悪筆にてハかゝぬか好シ、机文庫ニ反故の端シ、爪先キ唇袖口ニ、手足に墨を付ぬかよし、衣裝(マヤ)の塵をうち払ひ、襟正しく前後江氣を付て、睨と着ル物そや、鬢髮乱れ顔垢、口論・高音・喧嘩(マヤ)すな、手習傍輩友争ひ、至らぬ人の子の業そや、互に朝夕懇勲に、一家に生るゝ兄弟と、

齊く常ニ思へし、師匠ハ親とも主人共、敬尊ミ挨拶給、士奉公氣ニ応し、気色を伺ひことすへし、問ハるゝ事の有ならハ、謹ミ直に答ふへし、出過て物を云ぬか好、時花言葉や宛ことば、賢き人ハ無キ業そや、物の相場や売買の、直段(マヤ)の事ハ、幼少(マヤ)の、児や童ノ云ぬ事、算用・勘定・切者曲り、金銀・米錢・味噌塩の、勝手咄シや酢醬油の、豆腐・筧蕪・魚肴、料理献立安排ハ、下手でも敢て恥ならず、殊に博奕・福引の、勝負の沙汰ハ能キ人の、かりにも謂ぬ事そかし、酒宴乱舞の坐鋪にて、人も望ぬ謡舞ひ、強勢酔狂せぬか好シ、碁・将棋・双六盤上も、人に勝れて数寄このミ、十方を忘れ用を欠き、夏の日永く冬の夜も、寒きを凌ぎ遠近と、相手を尋、友を呼び、心の隙のあらされハ、芸能忘レ学文に、懶成ルハ浅間敷其上若き人々の、好色風流花車このミ、春ハ花見にかこつけて、秋ハさやけき月の下、風景好ミうき心、衣裝(マヤ)の絵紋数寄くゝに、染し小袖ハ今様や、印籠・巾着・抛頭巾、太緒の雪踏・ふくろ足袋、殿中歩ミ寛々と、親の諫

や世の譏り、包む心の無キ儘に、鼻を雪にしたり顔、人の異見を恨と成、思ふのミハ聞不入、笑止や悲しや行末の、栄る事ハよもあらし、抑々人の為子とハ、父母に第一孝行に、朝晩機嫌に背じと、克々事は天道茂又神明も

手習は坂に車を押ことく、油断をすると跡へもとるぞ

〔裏表紙〕
「安永四乙未歳

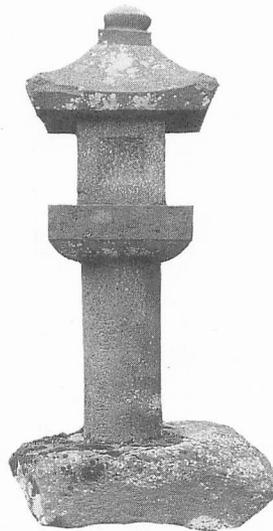
正月大吉祥日

駿河国駿東郡富澤村

此主 渡辺喜与蔵

(裾野市富沢 渡邊武彦氏所蔵)

三三 (二七九四)
寛政六年三月 二ツ屋村菅沼佐五兵衛門人奉納灯籠



(辛 丙柱)
心譽浄照信士靈前

二ツ谷 渡辺善助

門人 平松 高梨文藏

トミサハ 服部助左エ門

寛政六甲寅三月 嫡男 菅沼利昌

水クホ 渡辺半藏

志主

ムキツカ 飯塚 平八

セキ原 渡辺二良兵エ

同 仁杉 勘藏

(裾野市二ツ屋 菅沼家墓地)

三三

寛政一〇年八月上浣 「商売往来・翰墨蒙訓並二国

尽」(竖)

(表紙)

寛政十戊午年

商売往来

翰墨蒙訓

並ニ国尽

八月上浣

商売往来

凡商売取扱文字、員数・取遣之日記・証文・注文・請取・質入・算用帳・目錄・仕切之覚也、先、両替之金子、

大判・小判・壹歩・貳朱、金、位・品多、所謂、南鏡上・銀子・丁豆板・灰吹等、考贖与本手、貫・目・分・釐・毛・払迄、以天秤分銅無相違、割符可令売買也、雜穀・粳・糯・早稻・晚稻・古米・新米・麦・大豆・小豆・大角豆・藁麦・粟・黍・稗・胡麻・苳・菜種、廻船数艘積登、問屋之蔵入置、聞合直段、相場、不残於売払者、運賃・水上口銭、差引相究、都合勘利潤之程、出入之有損失者、可弁之、譬者、味噌・酒・酢・醬油・麴・油・蠟燭・紙・墨・筆等、此外絹布之類、金襴・縐子・純子・紗綾・縮緬・綸子・羽二重・北絹・生絹・天鵝絨・羅紗・狸々緋・羅背板・毛氈・兜羅綿・端物・鹿物・仕立物・古手・真綿・摘綿・木綿・麻苧・袖・肩衣・袴・羽織・同紐・袷・単物・帷子・夜着・蒲団・蚊帳・風呂鋪・手拭・帛紗・帶・頭巾・足袋、並、染色、紺・花色・浅黄・檜皮・紫・鬱金・木賊・茶・萌黄・蘇枋・茜・紅粉、所々染入紋、縫散・籬之菊・立波・雪折笹・御所車・沢瀉・地扇・菱・輪違・九曜・四目結・

巴・菊・桐・柏・藤・蔦・唐草、女童之好模樣・恰好心得、武士之用具、其品雖多、有增之分、弓箭・鉄炮・鎧・長刀・鉾・鎧・兜・鞍・鎧・障泥・切付・轡・手綱・腹帶・鞆・鞍・覆・鞭・差繩・扱又、刀・脇指之拵、目貫・鮫縁・柄頭・鎧・鞘・釧・切羽・鷓目・鏝、隨其好、赤銅・真鍮・滅金・素銅・鍍・象眼・居紋、雕物細工者、猶可応国・所・時之風俗也、唐物・和物之家財、珊瑚・瑠璃・^(A)瑁・瑪瑙・琥珀・瑤瑁・水晶・青貝之卓・青磁之香爐・堆朱之香台・香盆・蒔絵・黎子地之硯箱・文庫・文台・筆架・硯屏・文鎮・磁石・南京石・目鏡・印籠・巾着、次雜具、葛籠・挾箱・櫃・長持・戸棚・篋笥・屏風・衝立・襖・障子・簾・幕・椀・折敷・湯桶・切立・弁当・食籠・重箱・提重・行器・皿・鉢・杯・間鍋・德利・錫・庖丁・生脛箸・燭台・行灯・挑灯・短檠・葉鐘・鐘子・茶碗・茶柄杓・盃・椀・搔器・飯銅・碓・碓・箕・編笠・傘・木履・高直・下直、時所見合、可為売買也、葉種・香具事、檳榔子・大黃・細辛・阿仙葉・石斛・阿膠・貝母・独活・甘草・肉桂・黃耆・川芎・当歸・藿香・黃連・三稜・白芷・茴香・陳皮・羌活・桂枝・半夏・菝葜・枳殼・巴豆・蓮肉・桃仁・杏仁・伽羅・麝香・龍腦・樟腦・沈香・白檀・丁子・人蔘・硫黃・焰硝・綠青・明礬・辰砂・練葉・粉葉・散葉・膏葉、全以贗葉種不用、量入無之様、正直第一也、其外、山海之魚鳥、鶴・鷹・鴨・雉子・鶉・雲雀・白鳥・鷺・鶉・鳩・鳴・鯛・鯉・鮒・鱸・王余魚・鱸殘魚・鱧・鰻・魴・鮪・鮪・烏賊・辛螺・米螺・蛸・海月・海老・牡蠣・蛤・馬刀・蜆・鮎・鮭塩引・干鱈・煎海鼠・鯨百尋・鰻・塩鱒・鱈節・鰯・鯉等也、諸国名物依無際限、令略之訖、右品々前後雖為混乱、初学之童平生可取扱文字迄、任思出粗馳筆也、抑、生商売之家輩者、從幼稚之時、手跡・算術之執行可為肝要也、然而、歌・連哥・^(A)俳諧・立花・蹴鞠・茶湯・謡・舞・鼓・太鼓・笛・琵琶・琴稽古之儀者、家業有余力、折々心懸可相嗜、或碁・将棋・双六・小歌・三味線、長酒宴・遊

興、或、不応分限、飭衣服、家宅・泉水・築山・樹木・草花之楽而已費金錢事、無益之至、衰微破滅之基歟、惣而見世棚寄麗、挨拶・応答・饗応可為柔和、大貪高利、掠人之目、蒙天罪者、問来人可稀、恐天道之働輩者、終富遺繁昌、子孫榮花之瑞相也、倍々利潤無務、仍如件

翰墨蒙訓

玉曆迎新先以可為御納福奉存候、何方も和融相成候、乍早速、詩歌之御試毫も可有之候、拜仰所仰ニ候、鶯舌未饒候得共、残雪漸消慶賞殊更ニ候、猶後刻參上、愚作等懸御目、万般可申承候
無端鶯花盛之由、来日風雨難期候、其元被仰合御趣向此節ニ御座候、且行厨等申付、終日随意ニ徘徊可仕候
従是可申入奉存候之処、及延引春興難黙止罷在候、何レ茂相誘御供可申候、風幕霞席此外無懈怠候
浮花之海棠盛ニ候而催興候、無詩酒詠ノ候事遺恨ニ存候
故、御心安衆申進候、其節弥御来駕奉待候

仙華盛開候ニ付、被設錦筵可被召寄之旨奉奉存候、風雅之会席不調法ニ御座候得共、聊伴風光可罷出候

桃花伏焦泛等、今日之御祝詞難申尽候、御指合無之候ハ、林泉香処相尋、遊觴仕度候

暮春之初三風日愜人候、珍簡之携無之候共、期一醉被葉古人之遺愉候ハ、面白御事ニ奉存候

多年渴仰之所、未啓案内素愉此御事ニ御座候、尤遂推參相見仕度之間、乍楚忽先窺責慮候

如来論未対玉顔兼而致承知候得共、愉抱移日候、自今無寶主交申度候、御隔心無之様仕度候

昨日者初而接清客、大慶不過之候、即刻以人不申入疎略此事ニ奉存候、御閑晦之砌、尚可預御尋候

偶蒙芳問一面無残処蒙ニ候、環堵蕭然之体、何之風情も無之計ニ候、近日以參可申陳候

爾来絶音控遠々敷奉存候と、何角私用共被相支罷在候、又々打寄珍敷御物語申晴度御事ニ候

荒書途忙々数月不懸御目、楚越之心地乍存疎闊罷成、遺

第2節 村の教育と文化

念之至ニ奉存候、寸暇見合追焦可申候

襟履如何御平安ニ被為入候哉、一向失音聊背本意候、御
様体承度、如此ニ御座候、尚期面拝頓首

蛭居無恙養拙罷在候、御渾家御平安之由、欣喜不少奉存
候、及御所念御簡訊千万忝致感誦候、不具

疇昔者預御見舞忝存候、適々之義ニ御座候得共、急卒之
御帰ニ而候、重而ハ終日御慰候様ニ御光臨偏ニ奉待入候

昨日者御尋申上、結句妨尊暇申候、御繁用之中入御念候
義、重々雪上之霜痛入奉存候

五畿内五箇国

山城 大和 河内 和泉 摂津

東海道十五ヶ国

伊賀 伊勢 志摩 尾張 三河 遠江 駿河 甲斐

伊豆 相模 武蔵 安房 上総 下総 常陸

東山道八ヶ国

近江 美濃 飛彈 信濃 上野 下野 陸奥 出羽

北陸道七ヶ国

若狹 越前 加賀 能登 越後 越中 佐渡

山陰道八ヶ国

丹波 丹後 但馬 因幡 伯耆 出雲 石見 隱岐

山陽道八ヶ国

播磨 美作 備前 備中 備後 安藝 周防 長門

南海道六ヶ国

紀伊 淡路 阿波 讃岐 伊豫 土佐

西海道九ヶ国

筑前 筑後 豊前 豊後 肥前 肥後 日向 大隅

薩摩

二島 壹岐 對馬

むかしより

あれハ

有たり

富士のやま

駿州駿東郡富沢村

渡辺氏

(裾野市富沢 渡邊武彦氏所蔵)

八月十五日

行年六十歳

(左側面)

弘化三丙午年

岡宮村

十月三日

江藤源助娘

行年七十八歳

三言

(二八八)
文政元年八月一日 二ツ屋村菅沼藤藏筆子塚



(正面)

秋譽到岸信士
一蓮 生
本譽任誓信女

(右側面)

世の味の吞仕舞かも秋の水 玄夫

文政元戊寅年 菅沼藤藏利昌墓

(基礎正面)

石	イツサノ	直左エ門
碑	トミサワ	助左エ門
料	ヒラマツ	代助
之	同(カ)	栄左エ門
内	村	六兵衛
施		佐吉
主		儀助
		傳藏
		吉右エ門

(裾野市二ツ屋 菅沼家墓地)

三三 (一八五九)
安政六年正月 柳澤清繼案述「挙善禁惡簡条」(竪)

(表紙)

安政六己未大載正月下幹
為御厨萩原村之 挙善禁惡簡条
柳澤清繼案述之
当主人任懇望再写讓
石脇村 大庭彌四郎者也

規定

一 当村方之儀、役人共愚昧ニ而小前末々迄教諭不ニ行届
故ニ哉、近年不埒成者多く出来 御上様江茂度々御
苦勞相懸り、其節々我等心配茂不少、且他村江相知れ
村方外聞悪く、此儘捨置時者、志ニ善道ニ者稀ニ而、
惡事ニ募者多く、自先祖讓請し田畑を質入、永々住馴
し家居茂売払、終ニ者親族散乱し名跡迄断絶す、誠に
是歎敷所レ存也、依此度役人共立会、人心直導家名永

保之仕法、相談之旨趣左之通

一 盗心之有レ之者、其組内位之事ニ而外江不レ聞分者博突
与同罪、但他村迄茂及ニ風聞ニニ者考、格別之可レ有ニ沙
汰ニ候事

一 博突諸勝負仕候者有レ之者、其組内之者遂ニ穿鑿を、再
三加ニ異見を、猶夫ニ而茂不ニ聞入ニ者考、組内方村役
方江可ニ申出、然者組内ニ無ニ越度、当人計三貫文過料、
若組内之者方無ニ沙汰ニ而我々及レ聞候者、組親式貫文、
其余之組壹貫文宛過料、但他村迄茂相聞候者考、別ニ
可レ有ニ了簡ニ候事

一 一人之妻と致ニ密通ニ男、一軒之主并親懸り之者考、組内
之者方幾度茂利解為ニ申聞、早々可レ為レ止、若不ニ相
用、追レ日を増長し欠落等有レ之時者、相手女之方共ニ
二軒潰る程之騒動出来候儀、是迄度々各及ニ見聞ニニ候
也、然者不レ及ニ異儀ニ、早速村役方江可ニ申達、当人
六貫文過料、若組内之者致ニ等閑ニ置、此方江相知れ
候者、組親四貫文、其余之組式貫文宛過料、但不義之

者共家出等候者、右過料錢亭主江可ニ相渡、且又主人懸り之者者、其旨主人江申断、早々暇を可レ為レ出、主人致ニ聞捨ニ置不ニ相止ニ者、奉公人を為ニ追出、其上主人六貫文過料、此取上錢茂右同断之事

附リ 致ニ密会ニ妻有レ之共右同様ニ加ニ教戒を、及ニ

兩三ケ度ニ共不レ用候者、其舅姑并夫江可レ為レ知、

組内之者^レ存隱置、前頭同断之騒出来候者、准ニ前

条ニ過料を取上、被レ殘候者江可レ渡、但縁談極置

候娘と不義之男者、不レ知ニ嫁入先江二分者壹ケ年通

路を差留、若破縁ニ茂相成候節者、老年之間剃髮

可ニ申付ニ候事

一 親舅姑江不孝成者之儀、其家内之者、又ハ親類之内^方

可レ有ニ致方ニ筋ニ候得共、右等之人々愚暗ニ而不レ能ニ

勘弁ニ節者、組内之者^方教誡し、及ニ何度ニ共粗略

ニ仕候者者、村役方江可ニ申出、旧離共、不縁共、親

類・役人・組内立会、可レ明ニ差別をニ候事

一 酒狂之上對ニ諸人江喧嘩^(マヤ)口論仕懸候者之儀、其依ニ大

小ニ咎ニ輕重有レ之故今日難ニ定置、^レ去慥ニ糺明之

所、口論計之過失者当人老貫文、組親七百元過料、但

人ニ疵付候者者過料ニ而非ニ可レ濟儀ニ、當ニ其時ニ

可ニ相計、且又於ニ出先ニ他所之者ニ行合、酒席江被

レ勸候者、村役人共新規ニ議定之趣申断、猶不ニ聞分ニ

者早々迎帰村役方江申出者、役人^方其者方江者可レ及ニ

挨拶ニ候事

一 農業鹿略に仕并遊芸を好、對レ人ニ猥ニ雜言申募、或

者人之善を妨、惡事ニ荷担^(マヤ)し、右等之者前条同断ニ

加ニ異見を、不レ用者可ニ申出、依ニ其品ニ急度過料

を可ニ申付ニ候事

附リ 遊芸師を抱置候儀者勿論、不時に來合候操說

教・淨瑠璃・獅子舞・乞食芝居之類たり共、雇錢式

百文以上之儀催候者、五百文過料、但他村^方見物人

集り候程之儀企候者者、壹ケ月戸締に可ニ申付ニ候事

一 神仏祭礼諸見物之類、他所ニ有レ之候節、只今迄若き

男女共昼出、夜ニ帰、又者夕方^方我儘ニ出行者数多有

レ之、畢竟若き者共夜遊故、他村之者ニ出会し附合、酒々事発り喧嘩口論・不義過等茂出来候、依レ之向後夕七ツ半時々入相限ニ可レ致ニ帰宅、若此旨違背仕、夜分帰宅之者を見当候者、密々役宅江可ニ申届、当人五百文過料、但主親懸り之者者、主親々右之過料取上、此過料内々為レ知来る者江可ニ相渡候事

一 夫悪、心ニ而妻ニ正道之者有レ之、又夫愚直ニ而妻ニ邪見之者有レ之、家内不和合ニ而一ヶ月之内ニ無レ何度共一口論ニ而、近所之者迄及ニ迷惑ニ候類、或舅姑夫杯他行之留守ニ而穀物等盗売、又者私之錢を以喰講と名付、酒食ニ夜を更し、都而所行不レ宜者有レ之者、組内之者可レ申ニ教之、若無レ其儀、村役人方江相知れ候節者、其組内不レ残四百文宛過料可ニ差出候事

一 主人江勤方不奉公之下男下女之儀、勿論其主人之心次第ニ而余人方不レ及ニ口入ニ、乍レ然博奕・喧嘩口論・不義・其外悪事出来候節、主人不レ存と申出共、准前条ニ相当之過料可ニ申付候事

一 從ニ御上様ニ請ニ御咎を、手鎖・其外村方江御預け被ニ仰付候者之儀、是迄村内方式人宛弁当持参ニ而宅番勤来候処、農業最中無ニ雇人茂ニ折節面々後ニ耕作ニ、暇を費し、剩自分之食物ニ而相詰候儀、重々致ニ難儀候、依レ之自今ハ越度仕出し候者方食物相賄可レ申候事

一 病難・火難・盜難等打続家々及ニ滅亡ニ茂ニ儀者、自レ天賜降災難也、又博奕・喧嘩・不義、或者身分不相応ニ暮方等奢過、各分散ニ茂相成儀者自身好レ悪之招難也、依右之類出来役人・組内立会評義長座ニ成候者天災之時者面々弁当可レ致ニ持参、又招難之談合ニ而移時日を候者、其家方食物可ニ差出候事

一 主人江尽ニ忠勤を候者并親舅姑江孝行仕候者有レ之者組内之者慥ニ其様子を見届、村役方江可ニ申来、精々遂吟味を、無レ紛者其忠孝之心ニ厚薄ニ一七貫・五貫褒美可レ渡候事

附り 夫江貞心ニ仕候者、又者夫死去之後堅固に後

家を立通し候者、聊以無_レ紛者忠孝同断之褒美を可_二差出_一候事

一 耆軒之主たる者励_二家業を、不_レ懈_二万端ニ事者、其家を引起し自身之一期暮し方ニ無_レ差支、殖_二株家督を為_レ讓_二子孫江_一故也、然者夜を日に繼、性根限可_レ致_二出精儀、不_レ珍強不_レ及_二賞感ニ、雖_レ然其实正勝_二万人に_一善世話事ニ身を入、惡を作者ニ者加_二異見を、病難貧窮之者、或者無_レ便老人・片輪幼少者等深く憐_二致_二合力、又者修行者・非人・乞食等迄米錢を恵施し、無_レ所_レ不_レ望_二善ニ家門親族を初此者之所行を学、他村迄茂不_レ洩_二風説_一程之者於_レ有_レ之者、褒美五貫・七貫文可_レ渡候事

一 書読筆道者自弁_二理非善惡を、教_二愚鈍なる者を_一及_中發明に、人之増_二智徳を_一事、不_レ出_レ從_二此外、依無_二失念_一志学之者有_レ之者可_二申届、但可_レ勤身之閣_二業を、一同ニ可_二報謝_一闕_二義理を、万事に無_レ取締_一而、学文に入_二身を_一過候者者、又可_レ加_二教訓を、右等之要用行

届、其上一日片時之休隙たり其所行之余力ニ修学之輩有_レ之者、三貫五貫文褒美可_レ渡候事

右之条々村中一同立会相定候上者、自今以後村役人を初、其家内、又者親類之中ニ惡事仕出し候者有_レ之共、若致_二見遁_一ニ者、小前并他村之者江相聞、鼠負之沙汰と諸人之可_レ請_二批判を_一者歟、然則非_レ可_二猶予_一儀ニ、同役方吟_二味之、無_レ所_レ遁_二越度_一ニ者、前条通過料可_二申付、但役人共構_二遠慮を_一無_二糺明_一茂_二捨置候者、小前一統相談之上、此定書を以_二御上様江被_一願出_二候共、毛頭恨申間敷候、且亦右過料錢取立之節者村役人并其組不_レ殘立会、別帳を拵、記_レ之江、其上村役連印之請取書組内江渡置可_レ申候、随而右過料錢之儀、老ヶ年積置候而茂褒美ニ可_レ遣者茂無_レ之候共、老錢たり共私欲ニ相用候者忽_二八百万神之可_一蒙_二御罰を、依_レ之翌年正月申、各農業之撰_二手透を、右積錢を以_一村内神祠・仏堂之破損江加_二修覆を、猶年々之有_二余錢_一者

郷御蔵を石壁ニ築建、四方江堰を堀溝水を湛、為ニ火盜除難之造営之、亦及ニ經年に作積金ト候者、村内無ニ惡事ニ而死失候潰家を再興し、或者不慮之村窮を潤用し、其外道作等之雜費に可レ用之候事

右之条々一同連印仕候者、向後平日其組限ニ万端令ニ穿鑿ニ、惡事無之様堅相守可レ申、為ニ後日ニ規定書仍如レ件

嘉永六丑年二月日
村役人 惣連印
小百姓

右拾六ヶ条之儀、吾小田原領ニ十余年来為ニ手跡指南を業ト、村々經歷之中、嘉永四亥年二月同領萩原村ニ逗留仕初シニ、同丑年吾出立之拒ニ動心を、新家一軒建具ニ生涯之住地ニ頼、依レ之、先々年々村内人氣悪く売家又者分散する者多し、吾歎敷存廻ニ思慮をニ処、此所役人衆愚弱ニ而小百姓ニ被ニ侮輕、理法權共ニ不行届、然間同年二月吾此書を案文し村役人之述作と名付、小前不レ残役宅江呼集為ニ読聞ニ候処、小百姓一同連印

茂得心、何時成共可ニ相用ニ之旨申出る之処、役人之中ニ大酒好色之者有レ之故、連判取事延引す、三ヶ度茂諫言せしが不能用る事、於レ爰ニ吾道之不レ行を漸察し、他行之志無ニ止時、然共新宅宅軒造立之冥加と為レ報ニ深情を、五ヶ年間辛抱し、終ニ安政二乙卯歲八月深良村江転住す、於レ何国ニ茂難ニ入ニ善ニ者、易レ染ニ惡ニ者ニ人性故、吾微力を以悲歎する共無益也、雖レ然又就ニ有道ニ不レ正レ身者放逸我慢奢ニ募者增長して不レ可有ニ止事ニ危かな

聖語曰、正其身則不レ令、行不レ正則雖レ令不レ從
實哉、上に立者の身持正しからざる故、下々の者身持惡きを如何して直す事能はん哉、此教勤役而已に不レ限、耆軒の主に譬れば、妻子僕婢の教導も亦同、可レ慎可レ誠爾云

維時安政二己未歲二月朔晨
東都逸夫 柳澤淳吾清繼作書

駿州駿東郡石脇村住人

大庭彌四郎某藏書

(口絵参照)

(裾野市石脇 大庭和彦氏所藏)

三三
安政六年二月六日 二ツ屋村菅沼佐兵衛墓碑



(正面)

岳譽南溪信士

来誉受迎信士

位

(右側面)

花紅葉あくまで見んとおもふ間に

いつかわか身のちらむとすらむ 惟真

安政六未十二月六日 行年七十二

菅沼佐兵衛墓

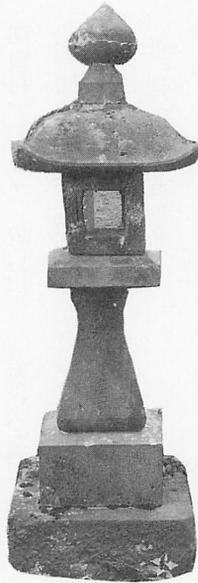
(左側面)

茶畑邑 柏木文藏娘

(裾野市二ツ屋 菅沼家墓地)

三三
万延元年二月六日 二ツ屋村菅沼佐兵衛門人奉

納灯笼



(辛 正面)

岳譽南溪信士靈前

(辛 右側面)

志主 門人中

(竿 左側面)

世話人

良吉

六平

村中

(竿 背面)

万延元庚申臘月六日建之

(裾野市二ツ屋 菅沼家墓地)

三六 明治一八年二月一〇日 柳澤文溪師墓表



(正面)

柳澤文溪先生之墓

(背面)

文溪師墓表

* (凶柄・刻字 末尾に掲載)

駿之深良邑有聾者、曰文溪師、師諱淳吾、文溪其号、
幕士柳澤豊後子、年二十八病而聾、乃棄世事而隱居焉、
環深良之邑、曰久根、曰神山、曰萩原、其間後生小子
為學者大抵踵師之門、師温良慈惠而有才、学尤精書法、
其教人未嘗少倦也、向者哭患聾也、乃曰罪業深重以得
此応報耳、当帰依法華宗、巡拝蓮師靈跡而自懺也、即
飄然出家而、探其啓迹於諸州、後寓神山・從學者頗多、
居三年移居于岩波、于萩原、于深良、于久根、凡十数
年而、所在門人常不下百名、既而登甲之身延山、吊高
祖蓮師墳、曰吾宿昔之志願於是乎畢矣、滯留巨摩山梨
之間者二年、還駿、居桑木三年、再赴深良主小林某家、
其門人前後八百余名輩之、於書鎔化古法、別出新意、
与尋常書家者流固非同日之論也、宜矣、門人之多如此、
師年七十以疾終、実明治十七年二月二十一日也、葬于

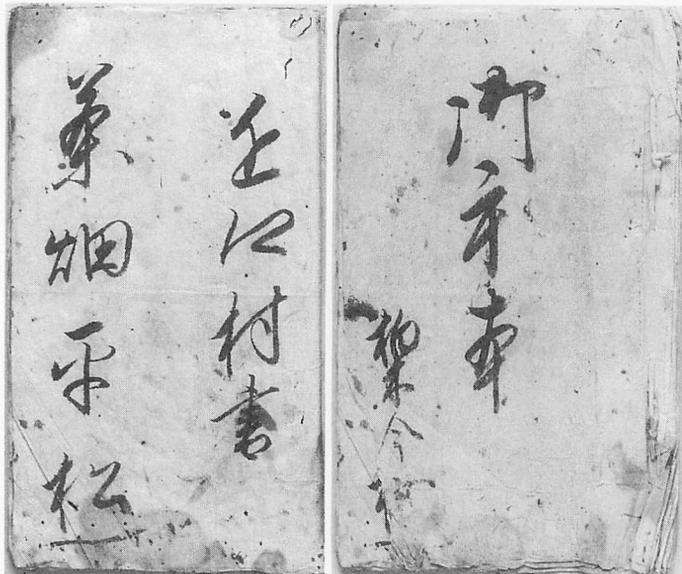
深良婦正庵、師壯而、不娶妻不治産、孤杖单身流寓諸方、其所携文具什器、不滿半担、意会則留、興尽則去、积氏所謂深達実相真如之理者非耶、其削髮之時傘四十二、信心益厚、倣蓮師筆意写法華經題目者一千五百幅、疾革之日、湛然如眠絶、無苦痛之態、人以為法華經之功德、又所自書筆談数卷其行文巧与字画佳皆為學者所稱、嗚呼早而兩耳聵然、其益人利物幾何耶、其耳雖聵其志行芸文如此、而使一方人衆長奉承其衣鉢、不亦偉乎、深良小林而某・一之瀬某等、与師之故旧門人、追慕其德而、恐孤墳無主其跡之泯滅而人無復知也、謁予叙其梗概表諸石以伝悠久云、明治十八年二月十日東京島村太郎述

門人 小林文信謹写印印

(裾野市深良 祖師堂)

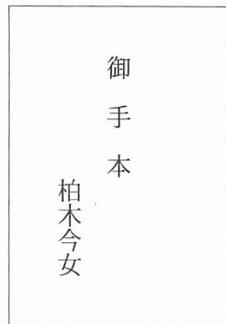


(5・1 cm × 2・2 cm)



三三 年未詳 茶畑村柏木今女「御手本」(豎)

(表紙)



近郷村書

茶畑、平松、麦塚、伊豆佐野、萩ヶ窪、幸原、徳倉、沢地、壺丁田、山田、小沢、箱根、山中、笹原、三ツ谷、市之山、塚原、河原谷、新町、長谷、伝馬丁、金谷丁、北口、新谷、水上、抜所、宮之後、宮之前、宮倉、二日町、市ヶ原、田丁、唐人丁、久保丁、問屋小路、柴丁、蓮行寺、六反田、茶町、木町、茅丁、千貫樋、向宿、伏見、八幡、長沢、黄瀬川、石田、沼津、山王前、平町、三枚橋、下町、河曲輪、上土町、横丁、裏丁、熊鷹町、新丁、宮町、本丁、魚丁、下小路、下河原、大門、出口、

浅間丁、間門、諏訪、松永、今沢、高田、日吉、澤田、熊之堂、岡之宮、岡一色、小林、本宿、長窪、納米里、竹原、一色、土狩、惣ヶ原、水窪、嶋田、堰原、二ツ屋、二本松、富沢、定輪寺、大畑、佐野、石脇、公文名、久根、深良、千福、御宿、上ヶ田、金澤、葛山、今里、下和田、深山、岩波、神山、大坂、中山、二子、駒門、中清水、竈新田、沼田、萩蕪、神場、板妻、萩原、印野、北畑、川柳、永塚、保土澤、杉名沢、川嶋田、菜萸沢、仁杉、中畑、小辺山、山之尻、清後、萩原、西田中、二枚橋、新橋、東山、二ノ岡、深沢、御殿場、桑木、新芝、竹之下、大脇、菅沼、所領、小山、藤曲、中嶋、阿多野、吉窪、用沢、棚頭、古城、古澤、太後田、中丸、増田、小林、中日向、芝怒田、大御神、水土埜、須走

村書有増事

趙氏連城壁由來天下伝柏木今柏木伊満女
莫漫愁沾酒裏中自有錢四月廿五日柏木今女

主人不相識

柏木以満女

(沼津市 柏木正男氏所蔵)

二四〇 年未詳 富沢村渡邊俱吉「御手本名頭」(堅)

(表紙)

渡辺俱吉

御手本名頭

源	平	藤	橘	弥	忠	治	善	惣	角	新	清
又	市	勘	甚	長	久	孫	彦	傳	吉	半	助
金	徳	武	兵	庄	権	作	重	安	利	郷	嘉
松	伊	幸	太	佐	喜	藤	段	勝	文	茂	利
龍	門	幾	定	直	興	由	奥	深	類	丹	留
弥	清	曾	山	奎	辰	百	度	富	政	銀	台
花	円	千	万	百	介	久	米	升	黒	千	代

愈 林 熊 一亟 右衛門 左衛門 兵衛 次郎 太郎

丞 太夫 鶴 龜 松 竹 梅 桜 松 柳 竹

駿州 駿東郡 沼津領 富沢村 未 御年貢

上米 四斗入 米主 喜兵衛 米見 平左衛門

升取 惣七 組頭 祐蔵 仁 儀 礼 智 信

見渡せは柳さくらを

こきませて都そ春の

にしきなりけり

見渡せは麓はかり咲そめて

花もおくあしみよしのゝ山

一色村 納米里 水窪 上土狩 中土狩 下土狩

竹原 下長窪 伊豆嶋田 定輪寺 大畑 千福

葛山 御宿 石脇 佐野 公文名 茶畑 麦塚

三石田 両小林 岡一色 岡宮 熊堂 高田 日吉

君か代は久しかるへき

ためしには
かねてそ植し

住吉の松

日本国尽

五畿内五ヶ国

山城 大和 河内 和泉 摂津

東海道拾五ヶ国

伊賀 伊勢 志摩 尾張 三河 遠江 駿河 伊豆

甲斐 相模 武蔵 安房 上総 下総 常陸

東山道八ヶ国

近江 美濃 飛彈 信濃 上野 下野 陸奥 出羽

北陸道七ヶ国

若狭 越前 加賀 能登 越中 越後 佐渡

両の手に桃と

さくらにや

草の餅

芭蕉翁の吟

(裾野市富沢 渡邊武彦氏所蔵)

2 村の文化

二四 元禄年間 笠付勝句写(横)

(一六八八—一七〇四)

(表紙)

笠付勝句写

御宿村

勝若組

湯山源左衛門

閑志点

讒の事が物になりけり

芥子却や箔屋が畳買

勘者
小山村

爪の火も焼付親の七釜ド
菅笠

ノ式句

竈

小田原侶秋点

金 幾度も番勝

御衣を潤す和哥の露

豆州 谷田

缺てハ満る月の肉

北条

なびく薄は月の舟

古奈

賊の手を取作乃弥陀

小田原

打に花減り鬼の壺

御厨

銀

濡て気味よし花の雨

長沢

降る程雪に去ルふじ

長沢

夜を日明と郭公

江間

口説と君ハ石仏

江間

死手聞儼の離別論

かじま

仲人妻の返り花

御厨

雪花

文にゑにし力の紙

小田原

花にひかるゝ吉野山

同

柳ハ風の御意次第

同

一重宛咲ケ八重桜

豆州 石原

皇欲に見るキ妃笑

御厨

ノ十六句

さそわれて 侶秋点

時雨に笠の軒並

御厨 山辺組

身ハ一ツ松志賀の楽

豆 山

終博奕場の丸裸

駿 長沢

無常乃風は洩紙袍コ

同

庵の茶に酔割奉公

駿 小田原

無漏地竹身に日和見ず

豆 山鳥

西を行脚の行とまり

豆 大場

花に火宅乃門離れ

御厨 初音組

帆に気に乗する三保が崎

豆 小田原

琴柱に落る松の風

豆 若木

月に香の有ル窓乃梅メ

小田原

第2節 村の教育と文化

蝶も終七日夜の花の風

待夜落葉マヨイの気の恣マヨイ

取手連離の枝の期り

身ハしらず飛色クマの魂クマ

七日共酒にうかめ花

ノ十六吟

うそ寒や 侶秋点

焼て松葉にせく時雨

窠アソは庵りの霜の楯

夜明テ白き袖の霜

身に鳴てさす遠の鹿

思わぬ月を見る忍び

待夜ハ霜に仇なじミ

君待夜半の居所寝

烽風恨む朝の体

賤が藁火の燃しさり

古名

箱根

難波

木葉

小田原

駿長沢

御厨山鳥

小田原

同

相州波多野

箱根

豆古名

三嶋

御厨初音

障子びりつく蟋蟀

座頭腹立富士見窓

安山(マ)子瀬を越尾花波

軒にきぬたを打ひさ(マ)ご

風に血くさき鈴(マ)の森

ちりさへなふる裾の綿

月に時雨か秋の声

ノ十六句勝

油断なく

此身もすくふ目の低(カ)

忘るな人ハ世の四恩

打其見へぬ老の波

ミとのまくばいしらすとり

其日ハ急ぐぬけ参り

歩ど冬の日ハ十里

寝てもふさがぬ兔の目

豆若木

同

小田原

同

中村

同松並

相州最中

出来嶋

同

豆米世

同

相州集弥

同

同

同

同

居眠ル猫の見る空目

豆 同所

売ねバ捨る小読うり

古 奈

もミて火打と成檜の木

千貫樋

ノ十句

口癖に ○侶秋点

時宜^{ジギ}の始メハ日の噂

山鳥組

貴人国土の菓子袋

柳組

茶屋が言葉の咲飴^{サクニハナ}

同組

よき手の見得し暮^ゴの諷^{ウタイ}

松風組

ノ四句

祐志点

冬来れバ

草の代をつぐ麦の色

三 嶋

籠に羽を干ス鶉の居喰

千種組

灰書老の二度おぼこ

大 場

仕形咄しも懐ろ手

千貫樋

作り髭にもほうからげ

三 嶋

廻スニ足らぬ夏の帯

箱 根

湯屋のてい主の急やう喰

最 中

美女もあらけて見ゆる美目 集 弥

枯野にからをさらす蟬

伊豆村

皮足袋と成山の鹿

古 名

ノ十句

日和見て 祐志点

伊勢の社の一目ふき

江 間

悟れバ我も達摩の目

大 場

小町悦ぶ哥の妙

三 嶋

買って色売小敷原

江 間

干書に殺ス紙魚の数

千貫樋

月に薪^キを伐ル山家人

最 中

あたらし舟の乗り初メ

古 名

第2節 村の教育と文化

指笠張乃二ねがい 小泉

一度に買ぬ能の札 なごや

むくかんひやうの水ひたし 江間

帰ル衾の朝はつち

ノ十一句

三嶋胡水点

寄合て 料八銅

衆儀判歌の掠ミがき 三嶋

五緇(ママ)此身の傀儡師 沼津

鶴渡ス恋のはし 富士郡

櫛売なぶる比丘尼寺 いら山

二銭で髭をぬく獄屋 塚本

十二十三とつく手まり いら山

志賀寺花の哥奉加

死人口なし筐論 石田

火燧ハ人の和の器 長久保

鴈鳴足ス子の末期 大場

貧者師走の苦笑 三嶋

礫蜜柑を祝鍛冶 山木

ノ十式句

ながくと 胡水点

吹笛楽にぬすむ息

空にぬの引鷺シの連

夫婦一ツの友まくら

謹(カ)なしかける帯たすき

白髪に枝のさく命

爪にはへける身の苦勞

鯉のさしミの細作り

髭ヒゲが年いふ山ごもり

引つり帯を我しらず

てい主から寝ル不礼講

ノ拾句

いくらでも 胡水点

花の友なき水仙花

代にあてがうふごおろし

恨数うて君が杖

買ってたし足^ツシ花のくれ

御代ほめくらに誰がまけう

他の境思ハ出ぬミつとうげ

掃除念入ル金細工

もらうハすきで名ハやりて

火はかり水ハ取レぬ玉

明日とは貧がかり言葉

ノ十句

かたまりて 胡水点

腰に香を持袖の根付

しべに香ゆづる梅の花

死ね^シバ一ツに成ル五ツ

水に一、ます氷^{テシ}り

氷の角と成ル氷^ツ角

ちる花や渦^ワ桜川

猿渡り初メ氷りはし

花さへくゝるまり桜

後家死しき古^ヲ血腹

百会うごかぬ三ツ祝

ノ拾句

それゝに 胡水点

一雨露霜雪と替ル水

二替ル草の名伊勢難波

四^後仕脱る蚕の七思ひ

三^前用足ス指乃長が短か

五かハラで替る人の白

夕日でそだつ影法師

長久保

畑毛

松崎

山木

根方

三嶋

第2節 村の教育と文化

世を送る身ハ足り不足	御宿村
野夫ハ薪に嘗る桜 <small>ハナ</small>	勝若
人ハ名猫ハ乳に残ル	吉原
なくて七くセ有ハ人	任口
大工曲りの木も捨 <small>す</small> ず	千貫樋
人のくセ言それもくセ	白瀧
ノ十式句	中瀬
大きなる 胡水点	
雷に気楽ハ世の聾	三嶋
形に似気なき鯨の目	ウサビ
長ノ人だが名ハ小平	根方
腹目にかゝる隠シ妻	御菌
白の類なし眉間尺	江間
智慧に沈まぬ芦の舟	三津
釈迦縮れば芥子	
富士も霞に消ルゆき	三嶋

三三

(七九二)
寛政四年七月二十九日 宗祇翁三百遠忌手向吟(豎)

(表紙)

寛政四壬子年
宗祇翁
三百遠忌手向吟
文月未九日忌日也
富澤邑
渡邊虎杖

釈迦縮れば芥子仏 塚本
十抱乃松も寸の苗 南条
とてめりやすの撰ぬ足 宇佐美
身にもうるさき蚤の牙 根笹
うそ売江戸の氷り水 三嶋
ノ十式句

源左衛門

(裾野市御宿 湯山芳健氏所蔵)

詮らや三百年の墓の露
 浮草に残るはたるの光りかな
 秋風を御法の声と聞日哉
 三百年勢自然に止め草の露
 倂に白花たるや三百年勢
 其中に一葉を我も捧けはや
 しら露の名高き蔭を仰はや
 髭に似たもの手向はや萩と萩
 しら髭や三百年の糸すゝき
 芭蕉葉に置白露を手向哉
 虫声し往古したふや穴賢
 柳ちりて髭ニふりにし忌日哉
 しら寒^(カ)の行衛を知て塚の鳶
 跡たれし松や秋知る露もけふ
 めくり来し忌日や踊る輪の如し
 洗はめや幾百年勢の古硯

雪峨子
 無極
 履道
 互明
 只弄
 波文
 官夫
 一笑
 其素
 故川
 徂東
 百花
 未峰
 白鴈
 楓子
 官兒

三百年勢経る髯の香欵輪の香り
 散柳しらぬ翁の髯と見ん
 野の花や自然に咲をそなへもの
 白露の四方八方よ塚や初あらし
 塚薫る此日や髭の翁草
 白雲の秋廻り来り塚の上
 廟鎖尾たり三百年廻り萬錦
 年ふりし木々を尋てとんぼ哉
 髯有りて申りし御墓にきりく〜て
 三百年や早し輩の花のけふ
 しら露や其跡なれば月の霜
 しら□ね風雅光しきりの秋
 霧深く音楽聞ぬ御法ノ日
 翁草手向に呼ん美髯公
 同輩も白雲仰き見る思^(カ)い
 五七五に虫もすたくや自然軒
 蓬の香になかれ明はや秋の水

一鳳
 北西
 如莛
 百鏡
 梅雨
 一蛙
 鴈意
 三花
 ちよ女
 葉女
 未白
 柳眉
 孤舟
 野翁
 鬼文
 柳叟
 桂兒

第2節 村の教育と文化

三百年勢の新たに涼し秋の風	兔橋	三年勢の昔はいかに手向露	虎丘
三年勢の菴や今に萩の花	臨泉	年を経て尽ぬ手向や茶の露	氷花
折を得て萩に備 <small>ソエテ</small> ん今朝の露	可蝶	千生に文を吊ん此御忌	雪道
橋待や川に紋なき掛行燈	空蛙	三年勢を過ても同じ閑加の露	五風
夕虹の橋かけ渡す花野哉	鷺舟	遥 <small>やうばい</small> 拜の時や千種も花の水	如田
輪の花髪かはりて手向はや	虎杖	松に向ん三百秋の秋歌の道	芝蕉
三百の花も咲へし橋一と夜	官里	下露や松澄の栞る音南ン香	可立
此下に月の有りしか在すらめ	玄夫	三百秋の露置 <small>カ</small> 云の葉竹哉	自洞
兎角して盆も過たり秋の首	素兄	うろされし言の葉床し霧深シ	□何
秋立や忘れて咲はかきつばた	北流	置扇髪 <small>その</small> の塚や百むかし	可交
缶 <small>ホトキ</small> うつ翁有りけり秋の音	尾海	蓮の影や今に名高き翁竹	仙路
朝顔を見てさへ顔の眼ハ覚す	尾跡	蓮の実も翁も飛入て三年	文鼠
白雨の雫なかるや今朝の秋	来巴	露分て園に栞や翁草	其雪
富士もけふ露の小笠を召されけり	杉分	うつし置秋回り来ぬ月の影	清見
はつ秋のふしや其儘手向折	亀遊	閑伽に汲此涼や天の川	子妹
百日紅咲や荒にし菩提門	五柳	露分てしらぬ翁を問ふ日哉	和竹
往昔も今も手向ん橋の露	歳林	三年勢を今日の手向や萩のつゆ	専助

五甲子を経柚の木や今朝のアキ	如白
草の花鬘伽取備つ齋会の日	早岸
野々花もけふ取そへし三遠忌	和竹
露時雨ふる三百よの仲間哉	檉丸
宗祇法師の三百年勢の法のいとなみし	
ける日みつかからかき給ふる御姿を見てよめる	
三百年勢なりにし人のおもかけを	
今日の前に水くきの跡	音んし
折よくて俯く秋や三十菴	海器
髯の香や手向る茶になもほゆる	沢左
古塚へ来て縋りけり小秋の□□	千翅
手向はや千草の中の仙翁花	陶魚
我影となれは尊き文月哉	去留
髯ふりて時雨を付くか塚の虫	李府
其菴詠し今日か秋の月	語水
文月の長き菴や廻文歌	富崙
三百年も宿り如し霧の雨	弄師

香を返し髯や往古の風深し	白糸
五度の甲子かゝけて燈籠哉	義文
萩咲や風の潜らぬ花の舟	孤涼
去は社は文三関の秋涼し	文魚
雲はれて月と円座や己か友	孝平
古のしくれの露か眼路の水	眠醒
髯ニ煙香こそしのへ菊の花	石眠
引廻し御法や蓮の花の事	官鼠

(後略)

(裾野市富沢 渡邊武彦氏所蔵)

第2節 村の教育と文化

二四三 (一七九)
寛政四年七月二十九日 宗祇翁三百遠忌奉納灯籠



(卒 正面) 寛政四載 壬子七月二十九日

宗祇翁廟前 二十六世当現住 至山代

值三百遠忌辰日建焉

(卒 右側面) むしの声 其草一把 しばしまて

二十三世 前主 石眠

(卒 左側面) 稲の花 乏からさる かほりなり

富澤 渡邊虎杖

盆の月 香の煙に やとりけり

茶畑 柏木官里

(卒 背面) 二百とせ ふりし文見る 月をかし

嵐雪四世六花菴 官鼠

(裾野市桃園 定輪寺)

二四四 (一八〇) 寛政二年六月 須山村富士浅間社奉納句額

奉 献

名月やふしに寝た夜の物語 相小田原 素 兄

春の月湖水に薄き曇かな 芦 丸

高根より雨ハ晴けり夏の月 輪 来

冬の月昼の風情はなかりけり 木 賀

松近う見へて名月のほりけり 霞 谷

雨雲の海はしるなり夏の月	中村沼代	鷹 <small>(カ)</small> 仙	はるの月枝をならさす居りけり		此友
名月や巖にゆく人の声		秋里	高閣に笛こそためせふゆの月	北条	牛補
届く露とゝかぬ露 <small>(カ)</small> や三日の月	古怒田	種光	山旅の声未だ寒し春の月		為勇
夏の月拱て居す巖かな	梅澤	玄風	寝足らへぬ顔すなりはるの月	原木	素白
名月にしらなミかへす尾越哉	大山	柳沢	名月や大足 <small>(カ)</small> 更に人の塵	瓜生野	喜計
□ハふしにも見へすけふの月	甲吉田	里牛	算にも水の音なし冬の月	大平	蘭吐
風和して木□香しはるの月	駿東藩中	柏亭	山ハまた紅葉のくらしやけふの月		耕賀
これからハ外典探らむ朧月		直翁	すゝしさやしら瀧登る月の影		海路
春の月平家かたりて更に梟 <small>(けり)</small>		官夫	興添る織部なかしや夏の月	湯ヶ島	官山
はるの山しら雪月を吐夜哉		波文	新敷関の板戸や冬の月	西土肥	呑湖
四条には夜のなきかぬ夏の月	豆江間	守山	遠騎の一里来にけりはるの月	川津	纓児
真夜半や朧を出る月と富士		米枯	四ツ橋を二度渡りけり夏の月		井中
真夜半や名月ひとつ山一ツ		霍夫	浅川の瀬を早走るや夏の月		松枝
宵の間の大足狭ミし夏の月		古曆	長かれと思ハ更つなつの月		正花
はるの月牛島辺の人ハ誰	三島	竹角	爰かしこ誰家の□夏の月		山久
春の月影ハ音してなかれ梟 <small>(けり)</small>		芦風	うちすてし寝ら□や夏の月		和光
松杉の香やたちのほる冬の月		鼠扇	春の月墨画ふしに成にけり		五調

第2節 村の教育と文化

冬の月田毎に水を湛へけり	見高	龜潮	名所に舎りて淋し冬の月	石田	里秋
落かゝる深山明るしふゆの月	池村	雨十	偽のなきもの影やふゆの月		雪曉
冬の月此峰の西に尖りけり	八幡野	買山	ひくの島また直しけふの月	獅子浜	吐雲
名月や氷て落る竹の露	稲取	鼠白	眠たかる浮世に等しはるの月		鼠京
上の月に止る夜舟かな		野牛	北極に心へたてつけふの月	徳倉	思明
名月やむしの音またも百生		文山	名月の雪また雪や芙蓉峰		如琢
柚人の手鼓叩や夏の月		古調	梅さくら尖き影や冬の月		糸柳
頃日の海奇麗なり夏の月	江梨子	亀明	人をしてよく酔しめりけふの月	深良	如旧
木に寄りて明広けけむ冬の月	戸田	千之	白々と梅にかけなし春の月		和竹
山の端や凹凸として春の月	稲取	柳甫	泉水にすたる顔あり冬の月		虎竹
連りし山こそ眠れふゆの月	戸田	松音	名月やありしまゝなる空ながら		里杖
月照や師走のふしに雪のなき	駿松岡	画牛	木々凡そ冬 <small>(カ)</small> の月夜を守けり	神山	雪輔
もらひ乳の寝ぬらし冬の月	沼津	自洞	鯨吼て汐路つくやふゆの月	御殿場	里住
夏の月神供の鱸釣得たり		負米	名月や光届かぬ水もなし	二枚橋	賀玉
長地吹裾野の松やはるの月		寿石	乾坤や動く物にハ冬の月	土狩	茂松
名月や白雪のこる岡の山		一叟	野も里も人の往来や夏の月		仙路
動くものミな梢なりふゆの月		篤眠	真黒き田面頼母し夏の月		子鷄

冬の月梢を捜すひかりかな

名月や大和に広き歌仲間

竹原

文鼠
夏雪

何処くの松思ひ出てけふの月

麦阿

はるの月矢背の竈風呂また寒し

納米里

官蛙

題 富峰

寒月や更て老女の神詣

二ツ屋

玄夫

初雪

石中嵐雪四世

春の月風におかれて入にけり

茶畑

官里

嗟乎降たる雪かな

六花庵

濡なからむら雨出たり夏の月

茱萸澤

梅志

庵の嘉定

塵ひとつ動かぬ月のこよい哉

印野

文志

富士

雨になる富士にも似ぬよ春の月

中清水

雪路

冬の月光飛けりふし嵐

鼠道

寛政十二庚申年六月

(口絵参照)

四方山を窺ふ春の月夜哉

当所

富庭

(裾野市須山 須山浅間神社)

西へ入ものにはあらし夏の月

千霍

はるの月謡諷ふて通りけり

志友

川水の煙れる冬の月夜哉

素九

山里に二夜も経たり春の月

茂山

雪花亭人に近きよけふの月

石竜亭

素山

二聖 (一八〇一)
享和元年 宗祇翁三百遠忌記念碑



(塔身正面)
月の秋 花の春 たつ 且かな 宗祇

(塔身背面)
種玉菴宗祇法師ハ、そのかみ文龜二年七月卅日にをハ
リ給ひて、今時享和改元酉年迄に、凡三百年に成にけ
り、然に古墳青苔に埋、林藪深隠して、多の年月知人
なし、茲、江戸浅草之住寿輔のすゝめによりて、連哥

の好子をかたらひ、祇公遠忌為追悼、再松樹をうへん
とて、三嶋宿にしろへを求て、今此古墳を尋得たり、
こたりの屋霜すたれたるをおこし侍ルことハリを、い
さゝかここにしろしをくことになん有ける

(基礎正面)
江戸

- 水谷最跡利寛
- 土田友巴延年
- 粕谷小藤治庸行
- 渋谷助五郎利郷
- 青山平左衛門均
- 吉田太郎次文魚
- 小嶋長三郎政賀
- 土井頼母寿輔

(基礎右側面)
三嶋

川口平右衛門久忠

小出半兵衛英信

横山玄與穩通

世古六太夫利恭

三枝権左衛門当恒

(基礎左側面)

光明寺

揚山

石工 信州高遠

北原孫八

(基礎背面)

当時

二十六世

至山叟

(裾野市桃園 定輪寺)

二奠

(八二)

文化八年二月一日

茶畑村俳人柏木官里辞世



(正面)

大乗仙瑞居士

靈位

恭乘貞綸大姉

(右側面)

禅道にいるそ 静まれ むら時雨

官里

文化八年十一月十六日

俗名 柏木林蔵信雄墓

第2節 村の教育と文化

(左側面)

文政元寅天 同人妻

十二月廿六日

(裾野市茶畑 柏木家墓地)

二〇

(二八二七)
文化九年七月一九日

富沢村俳人渡邊虎杖辞世



(正面)

虎杖周孟居士

(右側面)

辞世

世に残る 暑を置いて 野の涼し

(左側面)

文化九壬申歳七月十九日

当国富澤村住人

渡邊嘉六郎知陳

行年七十七

(背面)

此人末子以民藏

寛政度分家依記之

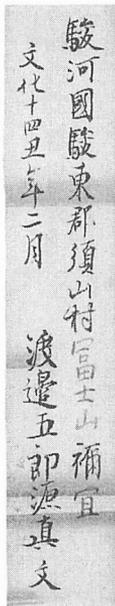
(裾野市桃園 渡邊家墓地)

二一

(二八二七)
文化一四年二月

須山村禰宜渡邊真文国学者竹村

茂雄へ入門につき名簿



駿河国駿東郡須山村富士山禰宜

文化十四丑年二月

渡邊五郎源真文

二〇九 (一八七)
文化一四年二月 須山村御師土屋正澄国学者竹村

茂雄へ入門につき名簿

(浜松市 竹村千幹氏所蔵)

(口絵参照)

三〇〇 (一八七)
文化一四年二月二四日 須山村御師渡邊隼人祐

辞世

(正面)
嶺興院源誓正覺素山居士

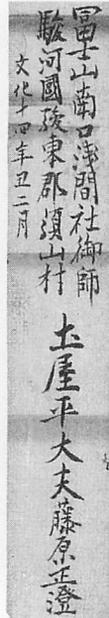
(右側面)

わが村をくさめたらんあとに

桜をうゑよといひおきて 正

なきあとを とゆひとあらハ おくつきに

さかむさくらを さしてこたへよ



富士山南口浅間社御師

駿河国駿東郡須山村

文化十四年丑二月

土屋平大夫藤原正澄

(浜松市 竹村千幹氏所蔵)

(口絵参照)

(左側面)
富士山南口前大祝

渡邊隼人祐源正

行年五十才

(背面)

文化十四丁丑十一月廿四日

(口絵参照)

(裾野市須山 渡邊家墓地)

三五 (一八六五) 慶応元年初秋 今里村浄土院奉納句額

一夜庵先生評五点之部

初秋や砂かへてやる籠の鳥
 もす鳴くやなにか心に用おほき
 いさましき罫土の鷹や風の中
 ふみ月や草のそよきにそふ心
 水あとやふたゝひ咲し草のはな
 いま礎おろした船の燈籠かな
 明渡る空やしつかに桐ひと葉
 かるかはや雨をふくみしそよきかな
 水行にひとつ葉ゆれて今朝の秋
 京に居て二百十日の月夜かな
 月をまつ船やゆらゝ夕まかせ
 いな妻や川をかゝへてはやとまり
 笹に雨二百十日のしるしかな
 舩にさす月の宝の光りかな

スン城腰 水心
 同 大村 移山
 ヤキツ 正雄
 同 芹雨
 城こし 皆可
 大村 秋山
 ヤキツ 如雪
 同 寸心
 城こし 洋乎
 田中 成足
 城こし 霜外
 ヤキツ すかお
 田シリ 春泉
 皆阿

さし当り願ふ事なし梶一葉

(朱筆) 〇六点之部

団栗やしつミなからになかれゆく
 見ふるさぬ物は水なり花芙よう
 きりゝすなくや月さす戸のひつミ
 桐一葉ふたに成りけりにはたつミ
 もる雨のつたふ柱やきりゝす
 (朱筆) 〇八点之部
 赤牛に虻のはふとき残暑かな
 名をかへる度つよう成るすまひ哉
 菊に立つ人や羽織のまへ下り
 ちりそめる桐にうかふや秋の色
 月本先生評五点之部
 時々のほらゝ雨やほとゝきす
 ふりやみし雪に明るし山の空
 よいほとに内を出かけて雪見かな

同
 春泉
 如雪
 アラヤ 洋山
 城こし 千丈
 皆阿
 如雪
 アラヤ 水心
 花三
 皆阿
 霜外
 正阿
 同 雪湖
 中畑 西誉

撓ミたるくせの直らす雪の竹

雲ちきれ々々澄みけり山の月

よく見ればしつた人なり雪の道

暮さらぬ木の間にすけて今日の月

夜にうつる灯影のすけて花の中

叢のゆきとも崩れしてけふりけり

また人の往来もならず門のゆき

(朱筆)
○六点之部

枯叢のからすも雪の気くせかな

ひとり出て見るもをしきやうらの月

月の日や工夫のつかぬ料理くさ

暮てまで辺は花のあかりかな

きく遂し上もねられす不如婦

ふりたるミして夜にうつる粉雪哉

ちかよいて月に消けりちきれ雲

杜宇なくや船路の夜は深し

駒門

かつら山

下和田

富沢

伊豆サノ

二ツ家

三島

沼津

同

三島

下和田

駒門

さの

同

二ツ家

守山

蘿堂

利郷

百園

連水

百之

松亭

翠嶺

桃之

松塙

赤面

素南

九成

宗抵

菅紬

消のこる昨日の雨やいとさくら

明月に露ちる池の水輪かな

(朱筆)
○八点之部

咲みちし花から立つや朝けふり

江にうつる雲かけはやしほとときす

暮きつて松に声なし今日の月

降つもる雪にきわたつ野川かな

さした木はみなミとりしてほととぎす

小築菴評六点之部

日をおとにしてよく見るや雪の松

つまミ菜も油の月の支度哉

別々に雪を置けり杭の先

水にすむ影の走るや月の雲

川にまで汐みち込んで月の晴

かせにむく声のやうすや不如婦

ふるうちはけしきも足らぬ粉雪かな

皆阿

全

山ノシリ
日吉斎

御宿
竹雍

三島
對嶺

宗抵

皆阿

桃之

深良
士山

同
正阿

三島
如翁

九成

宗抵

百之

花の陰さして越よき夜川かな

当山
廿四世鏡 誉

すかたまで見せてあさ日のほととぎす

同

うるはしう上野はくれて杜鵑

皆 阿

かくれ家も花まつさまや川さふし

同

我かちにはつ音くはりて不如婦

同

笛ふいて火をたく船や雪もよひ

同

(朱筆)
○七点之部

やすくと夜はあけてあり花の雪

雪 湖

梢ふく風やこまかに夕桜

松 塙

宵よひやミや傘をへたてよほととぎす

如 水

よいほとに内を出かけて雪見哉

西 誉

置きあまる音の夜ふかし雪の竹

九 成

背を当た壁ぬくもりぬほととぎす

鏡 誉

出る月を待てのほるや九折

同

黄昏も見せず小庭の秋の月

皆 阿

見たきりて渡らぬ人や橋の雪

同

感賞十点之部

ゆかしさは岩間の清水おに桜

麦塚
皆 阿

初音からしはし間のありほととぎす

凡 風

くれきらぬ木の間にすけて今日の月

百 園

(朱筆)
○軸

まつ鳴て夏をかさるやほととぎす

小築菴
春 湖

心たゝその日々々の花に杖

月本
為 山

ぬれ芝にはしめて秋の月夜哉

一夜庵
烏 谷

慶応元乙丑初秋成

廿三世
念誉皆阿寄

(口絵参照)
浄土院

第三節 村の信仰

1 村の信仰

三五
寛文四年一〇月吉日 御宿村源広寺奉加覚帳(横)

(表紙)

寛文四年 御宿村
源広寺奉加覚之帳
辰ノ十月吉日 次左衛門

辰ノ十一月 覚
一金老分
一金老分
一金老分

半右衛門
次左衛門
宮内左衛門

同十七日
一金老分

大平村

加左衛門

十二月三日
一金老分

曾左衛門

一百文

同村

平右衛門

石脇村奉加

百文

五郎左衛門

粃老斗

九兵衛

百文

傳兵衛

粃三升

本兵衛

同五升

權左衛門

同三升

久兵衛

同七升

權之丞

百文

七郎右衛門

粃五升

与兵衛

同五升

理兵衛

同七升

傳右衛門

第3節 村の信仰

十五文

三郎兵衛

米三合

ぜら金

糶三升

仁兵衛

糶式升

太右衛門

百文

忠兵衛

五十文

太郎兵衛

百文

角左衛門

三十式文

傳四郎

十文

佐平次

糶老升

惣右衛門

辰ノ十月日
式升

九郎左衛門

三十式文

七右衛門

六升

左京

三十式文

市兵衛

ノ五斗六升

式十四文

文左衛門

内四升ハ石わきニ而
酒手ニ使

式十四文

九郎兵衛

残五斗式升

五十文

弥兵衛

代ノ五百廿五文

糶老升

五右衛門

源廣寺勸進覺

同老升

与三右衛門

辰ノ十月廿九日

上ケ田村

百文

与三左衛門

百文

五兵衛

五十文

権左衛門

五十文

市左衛門

糶式升

佐右衛門

五十文

甚右衛門

同式升

源右衛門

五十文

半左衛門

十六文

徳右衛門

拾六文

三郎兵衛

十六文

忠右衛門

糶壹升

仁左衛門

十六文

彦兵衛

同三升

二郎兵衛

十六文

兵左衛門

五十文

五左衛門

式百拾四文

糶壹斗三升

辰ノ十一月十一日ニ日記請取

代七百六十四文

次左衛門分

覚

上野原新田

万出し申覚

十六文

庄右衛門

辰ノ十一月日
一竹式束 但大明
但かり竹

十六文

平右衛門

但式度ニ

十文

惣左衛門

同月
一なわ廿五房

三十式文

勘左衛門

但三度ニ出し申候

十文 濟

徳左衛門

同月
一かや七駄 出ス

十文 濟

角右衛門

同月
一大束老束 へいだ

三十式文

与兵衛

同月
一三十三ひろ

十六文

作兵衛

こでいなわ

第3節 村の信仰

金沢村之寛

辰ノ十一月十二日ニ写

三拾弍文	八郎右衛門
式十四文	平右衛門
式拾四文	平左衛門
十九文	仁左衛門
三拾弍文	兵左衛門
廿四文	彦左衛門
廿四文	長左衛門
拾九文	久左衛門
十九文	作左衛門
三十弍文	六左衛門
廿四文	喜右衛門
三十弍文	六郎右衛門
廿四文	八左衛門
拾九文	弥左衛門

三拾弍文

半兵衛

九拾弍文
三百拾弍文

右之代十一月十八日ニ請取

(裾野市御宿 湯山芳健氏所蔵)

三三 元禄五年七月一五日 葛山村西国三十三所順礼供

養塔



(正面)

凡

奉供養西国卅三所

來

(右側面)

經曰

拳身光中五道衆生
一切色相皆於中現

(左側面)

于時

元祿五申天
七月十五日

萩田彈右衛門
遠藤九右衛門
中村新左衛門
岩佐彦右衛門

(裾野市葛山)

二五 (一七二三)
正徳三年五月吉祥日 岩波村坂東秩父横道順礼供

養塔



(正面)

奉請觀世音菩薩

(右側面)

大庭多右衛門室 大庭留兵衛室 土屋助左衛門室
同 彦右衛門室 同下男清三郎 高橋 兵藏

道 同下男作右衛門 寺町傳兵衛室 大庭彦右衛門 辻
前田庄兵衛室 同 息女 鶴 華

(左側面)

駿州御厨岩波村住人順

礼坂東秩父并横道觀音 秩父

之道場奉祈現世安穩後

生善所子孫繁栄今也功 坂東

畢而記年月以仲供養矣

(背面)

正徳三癸巳年五月吉祥日

興禪寺現住自謙書

大庭多右衛門
同下男作右衛門

大庭 留兵衛

寺町 傳兵衛

前田 庄兵衛

(裾野市岩波)

三五 (七三三)
享保一七年一〇月一八日 駿州御厨三筋道三十三

所順礼歌(横)

(表紙)

南無観世音菩薩	御宿邑
湯山氏	
駿州御厨三筋道	
三十三所順礼哥	

□(南) 無大慈大悲観世音菩薩

御厨三筋道卅三所順礼哥

一番 御殿場村 光明院

曇りなく心を照らす光明の ひかりかゞやく寺ぞごく
らく

二番 同所 庚申寺

庚申の本ハ大ひの観世音 けんぜ後生をたすけたまい

や

三番 北久原 (観世音) ぐわんぜおん

みほとけのねはんのくにハきたとかや みのりのこへ

もひさしかるらん

四番 仁杉村 大乘寺

皆人ののりゑる舟ハ大乘寺 仏のちかひたのもしきて

ら

五番 (永土野) (竜福寺) みどの村 りうふくじ

雲はれて富士をみどのゝりうふくじ 山もちかいてもる

りのたま水

六番 須走 (阿弥陀寺) あみだじ

すばしりへ登れば富士の山おろし 南無阿弥陀寺ハ浄

土なるらん

七番 同処 (香積寺) かうじやくじ

まいるより頼をかけてこうじやくじ 大ひのちかいた

のまぬハなし

八番 山ノ尻村 (林昌寺)
りんしやうじ

朝ゆふにかねのひびきハリんしやうじ 山の嵐もみの

りとぞきく

九番 増田村 (青竜寺)
せいりうじ

もろくのの仏のぐわんの其中に ちかひ増田の寺へま

いらん

十番 古沢 (天慈應)
たじあん

古里をはるく寺江きて見れば 大じ大ひノくわんせ

をんかな

十一ばん 用沢村 (用沢寺)
よふたくじ

まいる身をたすけたまいやくわんぜをん 猶もめぐミ

の深きよふさわ

十二ばん (天胡田) 大ごだ (西光寺)
さいこうじ

西方ハひかりかゞやくくわんおんの みのりの舟にあ

ふごだの寺

十三番 吉久保村 (天徳寺)
天とくじ

峯の松谷のちぐさにふく風の おとよし久保ノ寺ぞ

すゞしき

十四番 大脇村 (千輪寺)
ちりんじ

めぐりきて仏の縁ニあふわきの 大ひのごゑんふかき

この寺

十五番 藤曲村 (慶林寺)
けいりんじ

たのもしや仏のめぐみふかければ つミもむくいもき

へりんじかな

十六ばん 中嶋村 (正泉寺)
しやうせんじ

ふだらくハこの寺ならん西国の 三十三所たゝせたま

ハば

十七番 生土村 (乗光寺)
じやうこうじ

むまれくる心の月の雲はれて たきみくわんおんおが

むうれしや

十八ばん 竹の下 (興雲寺)
こううんじ

ひかりさす雲間の月もさへゆけば 心のくまもはるゝ

此寺

第3節 村の信仰

十九番 (足柄) あしから 地藏観音

のちのよの道やすからん足柄の くわんおんぢぞふへ

まいる身なれば

廿番 (新芝) あらしば (田通) ちんつうじ

とふとやとあらしば山をふみわけて まいりおがミて

ほだいいのらん

廿一番 深沢村 (延命) ちんめいじ

ゆめのよに生れくる身ハちんめいじ じひ深沢のくわ

んせおんかな

廿二番 二枚橋 (法田) ほうちんじ

のりのこちきけば心にかどもなし 尚丸かれといのる

なりけり

廿三番 萩原村 (万法) まんぽふじ

まんほうを一によと聞バたのもしや もらさでたすけ

たまいくわんおん

廿四番 新橋村 (智光) ちかふいん

のちのよおねがふこころハ遠くとも ほとけの利生ち

こういんかな

廿五番 川嶋田村 (広源) かふげんじ

みなもとをたがぬる道ハかうげんじ たまのひかりを

たよりとぞして

廿六番 神山村 (宝林) ほうりん院

おとにきくなも神山のくわんぜ音 かねもろ共になる

ハかわのせ

廿七番 (深良) ふから村 (無量) むりやうじ

ありがたやまいるどふしやの心にハ むりやうむへん

に二世をいのらん

廿八番 久根村 (観音) くわんおんいん

めぐりきていまハ久根村くわんぜをん ごしやうぼだ

ひノたねをいのらん

廿九番 葛山村 (依京) ちけうじ

くわんおんの浄土なるらんこの寺の 山もちぐさもけ

いがしまかな

三十番 千福村 (天泉) ちせんじ

きて見れば七くわんおんのありがたや 一どまいりて

七度となる

三十一ばん

佐野村

(蓮光寺
れんかふ寺)

まいる方ほとけおおがむたのもしやれんげの光り寺ぞ

かゞやく

三十二ばん

沼津千本

(長谷寺
はせてら)

松原やきしうつ波のおと聞ば みのりのこへときこゆ

はま風

三十三番 沼津

(大聖寺
大しやうじ)

らふにやくの心のつみはふかくとも 南無大しやうじ

といのるなりけり

あさゆふにかけてまいりしおいづりを ぬぎて納る大

しやうじかな

つみとがのふかき身なりと札をうて ごしやうぼだい

のたねとなるべし

なむ大じ大ひのくわんせおん菩薩

主 湯山安右衛門

享保十七年

子ノ十月十八日

廣親(花押)

(裾野市御宿 湯山芳健氏所蔵)

二五

(一七三三)

享保一八年三月二十九日

落書「(江戸市中寺社)開

帳」(写)

開帳

飢饉山渴命寺難儀院

本尊

一 万民泣不動迷惑町人御作

靈宝

一 御救松尾大明神世上一統三札

一 神木遠慮門松 小松殿奉納

一 年玉鏡御影 取遣梨地厨子入

一 音信不通如来米高親王筆

第3節 村の信仰

- 一 広地法印像 沢山和尚筆
- 一 引解一枚起請 当風震筆
- 一 相場菊一文字刀 動駿河守所持
- 一 顔色青葉笛 理勘大夫熱盛所持
- 一 袖乞稻荷 裏店々出現
- 一 鵜飼曼陀羅 高間氏奉納
- 一 虫附雲霞觀音 西国之写
- 一 艱難十得墨絵 ドウ天ス筆
- 一 食櫃氷川明神 質置アンゼス筆
- 一 汁椀不濡名号 南都道照筆
- 一 朝夕両粥曼多羅 専空也上人筆
- 一 身上四枚甲并氣落シ冑 粟津六郎所持
- 一 中間肉附仏舍利 去ル御屋敷々奉納
- 一 泪滝見観音 セウシ内侍筆
- 一 追剥ノ阿弥陀 一体紛失尊像
- 一 塩ナメ地蔵 菜替りニ出現
- 一行例ノ阿弥陀 小野小町筆

一 欠落山越ノ弥陀 一体

下向道ハひだるい〜

右の外靈宝品々やセおはらの里ニおゐて、当春方秋

迄令開帳者也

困窮四年

渴命寺現住

貧連社損誉上人雜吸和尚

享保十八年丑ノ春江戸ニ而何者か右の通こしらい候

丑ノ三月廿九日ニ湯山安右衛門写之

(裾野市御宿 湯山芳健氏所藏)

三三 (七七三九)
元文四年二月吉日 久根村駿豆順礼供養塔



奉駿豆順礼供養塔
南無観世音菩薩
元文四己未仲冬吉日

久根村
久保田久右衛門
同 久治郎
同 お峯
勝間田徳左右門
同 徳左右門内
市野 喜兵衛
同 孫七郎母

三五 (七七六〇)
宝曆一〇年小春吉辰 白隠慧鶴「長殿の謎々」(写)

村民の長殿、千秋万歳
子孫繁昌御祈禱の謎ぞく
桶屋の正直、なに
村民の長殿
とはどうじや
はて村を削り取、はさて
深山の熟柿、なに
長殿の御家

同 治右衛門内
同 大助 母
同 お初
井草 お深
神戸 長右衛門
杉山 お秋
(裾野市久根)

とはどうじゃ

はて言ふに及ばぬ事果ては、皆人知らず残らすつふ
れて仕舞ての、井戸ばか残る程によ、兎にも角にも
世に羨ましからぬ者は、村民の長殿なるぞとよ、暫
ばしの程福貴には見ゆれと、久しからぬ内子孫皆路
頭にさまよふ程によ

近頃申悪くけれど、長殿ばかでもおりやらぬよ
大凡村民の長たらんず人々は、尋常此謎を三復せば、
子孫万歳目出度かるべし、来世に就けてもさ

宝曆第十庚辰歳

小春吉辰

(裾野市麦塚 勝俣恵一朗氏所蔵)

(口絵参照)

三瓦

(二七八六)

天明六年一〇月吉日

公文名村横道順礼供養塔



(塔身正面)

奉納横道供養塔

(塔身右側面)

天明六丙午天

(塔身左側面)

十月吉日

(基礎正面)

高田安右門

市川半右門

同人内

杉山菊右門母

同 伊右門内

服部団右門内

室伏三良右門

藤江角左門母

芹沢傳兵衛

同人内

(基礎右側面)

久根村

平兵衛母

(基礎左側面)

室伏助右門母

龍 泉 院内

井草庄兵衛母

桜井藤兵衛母

渡部久左門母

室伏金右門内

同 惣 七母

(裾野市公文名 光明寺)

二六〇 (一七九五) 寛政七年三月 茶畑村滝ヶ頭不動堂再建の覚

凡九百年余も相過候茶畑村滝ヶ頭不動堂、此度再建立

ニ付、中央ニ有之候堂を道はだへ引揚、四間四方、二

重たる木ニ立ル、村中ノ勸化凡金拾両、不動景内壳木

代凡拾両ニ而立ル、大工当村中丸安左衛門・二本松新

田友右衛門、兩人棟梁

寛政七卯年三月

世話人 傳 蔵

太郎左衛門

源 蔵

太郎兵衛

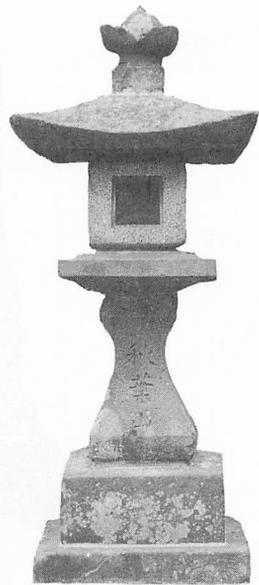
生国長崎ノ坊也

か
人
只
村
中
手
中
手
松
進
し
平
松
也
も

(沼津市 柏木正男氏所蔵)

堂主 了定
 名主 林蔵
 組頭 与祖右衛門
 同 義右衛門
 同 新右衛門
 同 傳蔵
 百姓代 太郎左衛門

三二 (八二七)
 文化八年二月吉日 御宿村秋葉山灯籠



(竿 正面)

奉 秋葉山
 献

(竿 右側面)

文化八末年

十二月吉日

建

(竿 左側面)

当村講中

(裾野市御宿)

三三 文化八年二月 御宿村秋葉山灯笼建立地先につ

き一札

定置一札之事

一 此度村中ニ而秋葉山石塔露建立任、右立場所、高札
左右、或ハ中瀬、又ハ上之四ツ辻辺之御思召ニ御座候
処、私心願ニ付、本家安右衛門地先、当時仮立御願申
上候処、御承知被下、誠ニ私心ニ願相叶、難有仕合奉
存候、然上者、此末往来之何ニ而も差障り相成候事ハ
難計御座候間、以後何時成共、村中御望之場所江、御
差図次第、私自力人足物入を以、引越結構ニ相立差上
可申候、然上ハ、右定之通り子孫迄も急度申伝置、其
節近所組合村方へ、少茂御苦勞掛申間敷候、為其一札
加判仕差上ケ置申候、仍而如件

文化八年未十二月

当人 半 七印

証人 甚兵衛印

同 安右衛門印

村御役人中

(裾野市御宿 湯山 博氏所感)

三三 文政二年三月二日 石脇村木食観正碑



文政二卯年三月廿一日

木食 観正

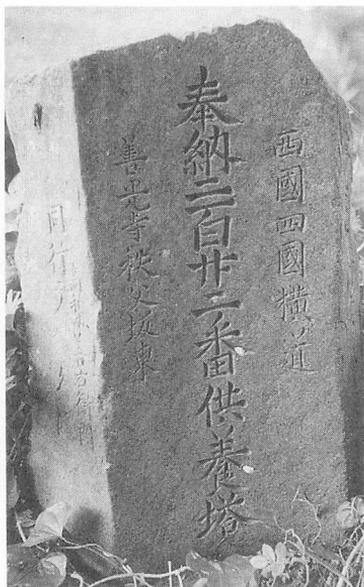
(木食の「ア」の字)

(裾野市石脇)

第3節 村の信仰

二六 (八二七)
文政一〇年八月 麦塚村西国四国横道善光寺秩父

坂東二百二十二番順礼供養塔



(正面) 西国四国横道

奉納二百廿二番供養塔

善光寺秩父坂東

(右側面)

文政十丁亥歳八月日

(左側面)

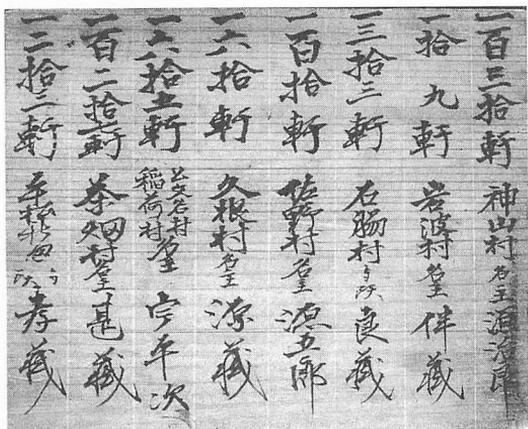
高梨善右衛門
同行二人
く に

(裾野市麦塚)

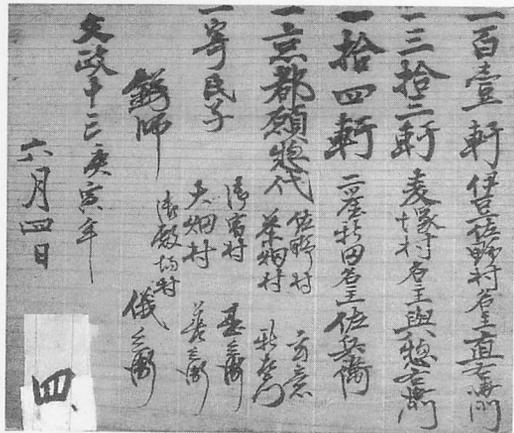
二五 (八三〇)
文政一三年六月四日 十(十二)力村吉田宮祭礼当

番引継札

(表)



(裏)



(表)

一百三拾軒	神山村	名主源 治郎
一拾九軒	岩波村	名主伴 蔵
一三拾三軒	石脇村	与頭良 蔵
一百拾軒	佐野村	名主源 五郎

(裏)

一六拾軒	久根村	名主源 蔵
一六拾五軒	公文名村 稻荷村	名主宇 平次
一百一拾七軒	茶畑村	名主甚 蔵
一二拾三軒	平松新田	与頭孝 蔵
一百壹軒	伊豆佐野村	名主直右衛門
一三拾三軒	麦塚村	名主與惣右衛門
一拾四軒	二ツ屋新田	名主佐兵衛
一京都願惣代	佐野村 茶畑村	新左衛門意
一寄氏子	御宿村 大畑村	甚兵衛 善兵衛
鏑師	御殿場村	儀兵衛

文政十三庚寅年
六月四日
(御殿場・裾野・三島市 吉田神社十九村引継書類)

三六 天保九年二二月 警女泊り仕役覚帳(横)

(表紙)

天保九戌年
 警女泊り仕役覚帳
 十二月

第3節 村の信仰

一 式人泊り 代貳百文 伊 八
 一 五人泊り 代貳百四十八文 吉左衛門
 一 五人泊り 代貳百四十八文 新 七
 一 四人泊り 代貳百文 新や 伊左衛門
 一 三人泊り 代百四拾八文 丸 佐右衛門

一 五人泊り 代貳百四十八文 丸 茂兵衛
 一 拾人泊り 代五百文 林右衛門
 一 壹人泊り 代四十八文 丸 文左衛門
 一 三人泊り 代百四拾八文 此分錢ニ而渡ス 作兵衛
 一 四人泊り 代貳百文 右同断 和助
 一 六人泊り 代三百文 新左衛門
 一 五人泊り 代貳百四十八文 利右衛門
 一 三人泊り 代百四十八文 源次郎
 一 貳人泊り 代百文 勝右衛門
 一 三人泊り 代百四拾八文 吉兵衛
 一 貳人泊り 代百文 峯清 蔵

一 三人泊り
代百四十八文

一 三人泊り
代百四十八文

一 式人泊り
代百文

一 式人泊り
代百文

一 式人泊り
代百文

一 三人泊り
代百四十八文

一 三人泊り
代百四十八文

一 式人泊り
代百文

一 拾九人泊り
代九百四十八文

一 式拾人
代壹貫文

一 式百廿式人
代六貫百文

伊 兵 衛

善 藏

こんや
茂 兵 衛

勇 助

孫 右 衛 門

峯 長 藏

幸分
清 左 衛 門

孫 七

林 平

勝 藏

此所へ

七貫四百八拾八文

割ニ手当
入置

戌割後
一三人泊り
代百四拾八文

長 右 衛 門

亥六月割ニ繼
一五人泊り
代式百四拾八文

源 次 郎

右同断
一式人泊り
代百文

利 右 衛 門

右同断
一式人泊り
代百文

源 藏

右同断
一式人泊り
代百文

勝 右 衛 門

一七百文

戌割後并ニ亥六月迄ノ分差繼しるし候分
如此

差引
錢六百八拾八文

過 預 り

此錢六百六拾四文

亥冬割ニ而引

(沼津市 柏木正男氏所藏)

第3節 村の信仰

(塔身正面)

天下和順

南無阿弥陀仏

日月清明

唯念(花押)



二七 (一八四三)
天保一四年八月吉日 茶畑村他二二カ村建立唯念

名号碑

(塔身背面)

(仏画)

(基礎正面)
念仏講中

(基礎右側面)

誓登玉蓮居士

往脊妙蓮大姉

願譽清蓮居士

生譽乘蓮大姉

天保十四歳

卯八月吉日

(基礎左側面)

茶畑村

公文名村

久根村

深良村

岩波村

上ヶ田村

千福村

唯心道人

大畑村
石脇村
佐野村
二本松
定輪寺
富沢村
二ツ谷村
堰原村
伊豆嶋田村
麦塚村
伊豆佐野村
萩ヶ窪村
幸原村
上土狩村
水久保村

二六 (一八四四)
天保一五年六月 西国順礼者病死につき一札

一札事

一私両親之者共、去卯九月西国辺所々神社仏閣拜礼仕度出掛ケ、貴殿御母達而御定メ同道仕候処、旅先紀州路ニ相掛り、貴殿母少々足痛ニ而被及難義ニ候得共、無理ニ道中も為致、右紀州路おわせ村(尾鷲)与申所迄参り候処、行暮、御役方江御願、一宿之御セ話ニ預り休足仕候処、御役人中様被申候ニハ、段々見請候処、病人之順礼格別之難義之様子ニ相見江候間、迎茂其体ニ而ハ廻国難出来候ニ付、慈悲ヲ以此方々宿送り之添状差遣し可申候間、国元江帰国被致候而、可然趣被 仰聞、猶又被仰聞候ニハ、旅先同行之実意ヲ以男之順礼者病人ニ差添、国元江送り届ケ候様ニ被申付候ニ付、承知仕、早速送り被遊下置候処、右村方二日路程参り候内、三浦与申村ニ而病人死去致し候ニ付、其段当宿御役場江御願立仕、村方御憐愍ヲ以取始末被成下候趣、私両親

(口絵参照)

(裾野市茶畑 願生寺)

之もの帰村之砌申聞候ニ付、承知仕候、然ル所近村上ケ田村何左衛門殿母親義も其節同行仕候処、右仁義も私親共不実之取計、旁々途中方同行相別候ニ付、一同ニハ帰村不仕、当五月帰村被成候ニ付、貴殿方ニ而茂直様上ケ田村へ御越シ被成、旅先之始末合逸々御聞被成候処、私親共帰村之砌申口トハ相違之義も有之、不実之筋ニ相当り、貴殿江対シ一言之申訳ケ無御座、右訳ケ柄故無拠御役方江御願出申候処、御呼出シ之上御糺ニ相成候処、右様不実之取計方一言之申訳ケ無御座候、既ニ御上様江御差出しニも可及段、五人組之もの江被仰聞、左候而ハ私義何程之難義ニ茂可相成哉当惑仕居候処、大畑村名主庄蔵様・久ね村名主弥右衛門様御立入被下、種々御詫被成下候処、格別之思召ヲ以内濟御承知被下候上ハ、私義ハ不及申親類一同難有奉存候、両親義ハ旦那寺興禪寺江入寺仕候上ハ、御方丈様江御任せ申置候、然ル上ハ、以後私ハ不及申孫子之代ニ至迄も、貴殿江少茂恨ケ間敷義聊無御座候、尤衣

類路金等之義も帰村之砌相渡し可申之所、其義茂無之罷居候処、御差答ニ預り一言之申訳ケ無御座候ニ付、取調不残貴殿江相渡し申候、若又後日御領主様ハ不及申外、御支配所様方御糺等御座候節ハ、諸入用ハ不及申万事埒明ケ、貴殿江少茂御苦勞相掛ケ申聞敷候、為後日五人組・親類連印之一札差入置申処、相違無御座候、仍如件

天保十五癸辰年六月

当人 永 助

五人組

親類

組内

武蔵殿

右前書入置申候一札之通り相違無之候、奥印仍如件

久ね村

名主 弥右衛門

大畑村

名主 庄 蔵

(後欠)

村 紋右衛門
同 清左衛門

(裾野市深良 土屋良雄氏所蔵)

三六九 (一八五〇) 嘉永三年三月二〇日 深良村町田講中念仏供養塔
建立につき諸入用覚帳(横)

(表紙)

嘉永三戌年 町田講中
念仏供養塔建立ニ付諸入用覚帳
三月二十日 世話人

覚

- 一 錢壹貫七十四文 町田 講 中
- 一 金貳朱也 同 源 藏
- 一 同貳朱也 同 人 母
- 一 同貳朱也 同 仙左衛門
- 一 同貳朱也 同 平 助
- 一 同貳朱也 内 庄 兵衛
- 一 同壹分貳朱 松 井

第3節 村の信仰

一同八百文 同人 不足ニ付寄附

一同貳朱也 南堀 講 中

一式百文 わ田 同 断

一百文 久根村 弥 四 郎

金壹兩壹分と壹貫三百七十四文

此訳

金貳分と四貫貳百五十六文 松井へ渡ス

残壹貫九百十八文 源藏へ渡ス

右之通寄附被致、慥ニ受取、諸人用取かへ主へ相渡候処、
相違無御座候、以上

三月

発起世話人

助右衛門

宗 八

傳 藏

覚

一糯米壹升

一同壹升

一同壹升

一同壹升

一同壹升

一同壹升

外 米六升

合壹斗貳升

内

糯米壹斗 供養之節蒔糯ニ致候事

残而

米貳升

右残分供養振舞之節飯米致候、以上

覚

一五十四文

酒三合代

文明寺

同寺 下 女

松壽院

勝右衛門

藤五郎

外 甚 兵衛

少々つゝ寄附

一 貳百四十貳文

一 三十六文

一 八拾四文

一 四十八文

一 百文

一 六十八文

一 百文

一 百文

一 十六文

一 貳百文

一 貳百文

一 米七升五合

内 貳升

残米五升五合

代六百五十貳文

惣ノ壹貫九百十八文

同壹升五合代

同貳合代

醬油代

あけ代

青板・其外干物代

豆腐貳丁代

うるし代

味噌代

ろうそく壹丁代

松壽院へ布施

文明寺へ同断

供養飯米

貫米分引

右之通源蔵取かへ

覚

一 貳百廿四文

一 四十八文

一 三十貳文

一 貳貫貳百文

一 金貳分と四百文

一 壹貫三百四十八文

ノ金貳分と四貫貳百五十六文

右之通松井取かへ

(裾野市深良 松井保博氏所蔵)

金珀代

うるし代

朱代

酒二樽代

石工切實祝儀共

石工扶持米代

第3節 村の信仰

二七〇 (一八五〇)
嘉永三年春穀日 深良村町田唯念名号碑



(正面)

南無阿弥陀仏

(背面)

嘉永三庚戌年季春穀日 念仏講中

世話人
松井庄左衛門

二七一 (一八五八)
安政五年八月一六日 三峯山行諸入用帳(横)

(表紙)

安政五戊午年八月十六日出立

三峰山行諸入用帳

御宿村 市左衛門
千福村 新右衛門

大庭源藏
後藤仙左衛門
大庭平助
大庭庄兵衛
大庭仲藏

(裾野市深良)

覚

一金貳分也

一金貳分也

一金貳兩貳歩(分)

一金三分貳朱

一金三分貳朱

一金壹分貳朱

上ヶ田村を預り

金沢村を預り

御宿村を預り

保三郎殿を預り

唼平殿を預り

宮内左衛門を預り

同十七日
一三百文

谷村 嶋屋泊り

同 一三拾貳文

あみた ぶどふ

同 一百廿四文

駒買村カライ 中飯

同 一十六文

たばこ

八月十八日 一三百四十八文

川浦湯の平 熊吉泊り

同 一拾六文

川浦手形 道送り共

同 一八十文

とちもと 中飯

同 一拾六文

とちもと 道送り共

御眷属壹疋
一金壹分貳朱

宮内左衛門分

貳百文つり受取

一 貳百十貳文

大札貳枚
小札三枚

御眷属貳疋
一金貳分三朱

保三郎分

同 一四十八文

山中 峠中飯
わらし貳疋

同 一四十八文

小沼 中飯

御眷属三疋
一金壹兩ト〇貳百文

吟平分
村方分

八月十六日

覚

八月十六日
一 貳百文

長原 幸左衛門泊

同 一三十貳文

火繩

同 一十六文

わらし

同 一五十文四文

山中 峠中飯

同 一四十八文

わらし貳疋

同 一四十八文

小沼 中飯

一金壹朱

(廿三日伯より)
同廿四日昼遣共

(裾野市御宿 湯山芳健氏所蔵)

二三

(一八五八)
安政五年八月吉旦

深良村吉田宮勸請寄進名細控

帳(横)

(表紙)

安政五年年

深良村

吉田宮勸請ニ付寄進名細控帳

八月吉旦

名主
新七

一 当午年七月盆後より、前代未聞之悪病富士郡東海道吉

原宿辺方流行いたし、夫方三嶋宿杯ハ誠ニ八ヶ敷相成、

段々道上辺江茂流行ニ相成、俗ニ三日ころりと申急病

ニ御座候而皆人恐れをなし、農家も町家も家業ヲとめ、

唯々信心一方ニ而、女ヤ子ともニ至まで毎日こり杯ヲ

とり宮参詣する事第一ニいたし、実ニ此世のめつする

程のよふニ思ひ、然ル所此近村ニも悪病数多御座候へ

とも、深良村義ハ至極穩ニ而病気更ニ無之、日増に信

心強ク相成申候、然ル内ニ何やらあやしき事とも世間

之人々見出し、是病気ハくだ狐の業と皆人考へ付、と

の村ニ而も昼夜鉄炮ヲ打、其上守り袋へハみやうがの

しら根・墨大豆・くわの木の葉を入、皆子供等ニ至る

迄腰に付、又家にハ門口へ梶の葉・とうからし・みや

うがの白根・赤き紙是ヲつるし、せん香・火繩を門口

ニ置、皆人恐驚祈願、辻切杯能きと言事ハ村中一同信

心致し申候、右之趣ニ候故村中一同相談ノ上、京都吉

田様ヲ勸請致し度心願ニ付、以幸便右之通り三嶋宿世

古六太夫殿方へ差出し、直様吉田殿へ差送り申候文言

奉願

一 吉田大神御霊実

御鎮札、右者村内

家数
人別差加へ年来

心願御座候処、今般許請奉勸請致一同発気仕候、依之

為御祈願料として金七両貳分奉獻納候、何卒為村内安
全之早速御鎮札拜受被仰付候様奉願上候、已上

稲葉金之丞知行所

駿州深良村

百姓代	平	八印
同	傳右衛門	印
組頭	勝右衛門	同
同	太右衛門	同
同	源	藏同
同	祐左衛門	同
同	権左衛門	同
同	甚左衛門	同
名主	新	七同
同	治兵衛	同

安政五年八月日

吉田殿

御役所様

夫方添手紙御用人中江差向差出ス文言

以飛脚一筆啓上仕候、秋暑之節御座候へ共、各様益御安
全可被成御凌珍重御義奉賀候、然者吉田大神御御請申度
年来心願ニ御座候処、今般御鎮札拜受仕奉勸請度、別紙
願書并御祈願料として金七両貳分奉獻納候、宜御披露被
成下度願上候、次ニ御掛中様へ御菓子并ニ御雜費料とし
て金貳両貳分也進上仕候、万端不案内之義ニ付、可然御
取計願上候、將又当節悪病流行ニ付、自由ケ間敷御願ニ
御座候へ共、早速拜受被仰付候様偏ニ御執成奉願上候、
右願之義村方方罷出御願可申上義ニ候へとも、世間物ふつ
そニ付他行難成候間、乍恐書面を以御願申上候、失礼之
段真平御容免可被下候、扱又御鎮札之儀ハ恐多候へ共、
駅継ヲ以三嶋宿世古六太夫方迄相届候様御贈被下度奉願
上候、先ハ右申上度以急札如斯ニ御座候、以上

午八月十六日

駿州深良村

名主 大庭新七
 発記人 小林治兵衛
 同断

高三百八拾六石四斗五升 惣村高

家数 六拾八軒

人数 貳百五十七人外ニ召仕十五人

神祇官御掛

御役人中様

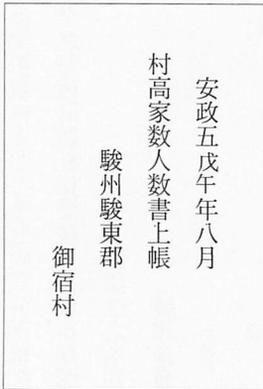
右之通書面式通相認メ、金拾両也相添八月十六日三嶋宿

飛脚屋迄差出し申候 今度手控へ (後略)

(裾野市深良 大庭重一氏所感)

三七三 (一八五八) 安政五年八月 御宿村村高家数人数書上帳(堅)

(表紙)



一 氏神 八幡宮協宮 鍵取 湯山保三郎

一 正一位荒熊稻荷宮 屋敷鎮守 半左衛門跡

一 稲荷宮 屋敷鎮守 市左衛門

一 同断 久右衛門

一 同断 忠兵衛

一 同断 平右衛門

一 同断 勝藏

一 同断 仁右衛門

一 同断 丈右衛門

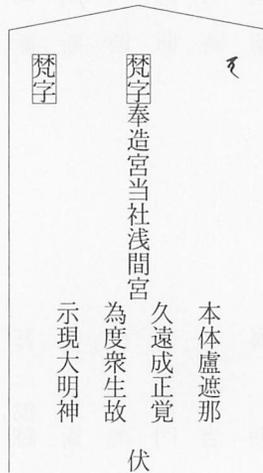
一 同断 治右衛門

一 同断 徳一郎

2 富士山をめぐる信仰

二七四 慶長一六年一月吉祥日 須山村富士浅間社棟札

(表面)

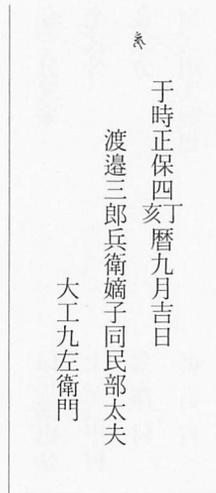


(表面つづき)
 抑浅間大菩薩者毘盧遮那如来垂跡也、為衆生濟度仮入垂跡門群迷者濟給、故此所鎮座、雖然建立源遠社頭及破壊、爰祢宜渡邊對馬守・嫡子三郎兵衛尉安古是先祖建立之処也、故別発信心欲社頭成造宮、因茲氏子等作悦加合力速令造畢云云、則奉遷宮以此信力、天長地久・国家平安・郷中安全・氏子繁昌、殊祢宜父子兄弟、

七難即滅・七福即生・子孫繁栄、一々如意満足而已
 慶長十六辛亥歳霜月吉祥日

本願祢宜渡邊對馬守 同三郎兵衛尉
 大工 善兵衛尉 禊字

(裏面)

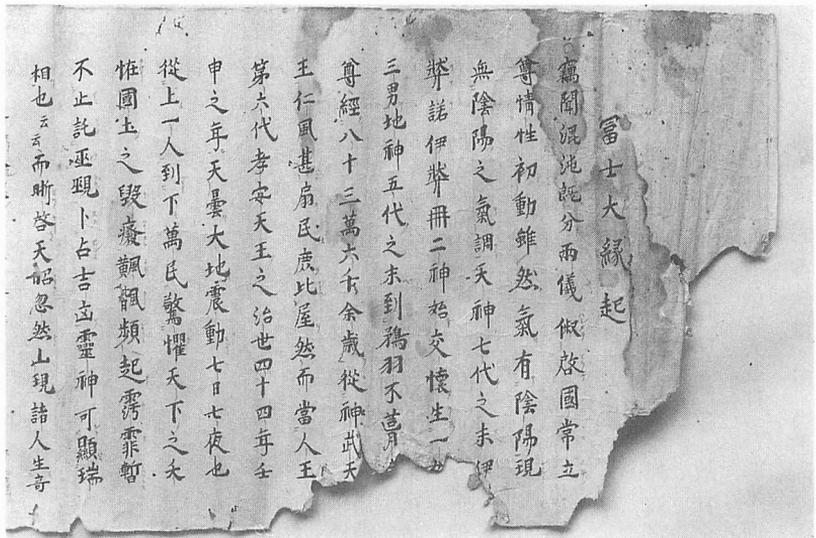


(口絵参照)
 (裾野市須山 市立富士山資料館保管)

二七五 (一六九〇) 元禄五年九月吉日 茶畑村浅間社「富士大縁起」

富士大縁起

○窃聞、混沌既分、兩儀倣啓、
 国常立尊情性



富士大縁起

竊聞混沌既分兩儀倣啟國常立
 尊情性初動雖然氣有陰陽現
 無陰陽之氣調天神七代之未伊
 弊諾伊弊冊二神始交懷生一
 三男地神五代之未到禱羽不葺
 尊經八十三萬六千餘歲從神武夫
 王仁風甚扇民庶比屋然而當人王
 第六代孝安天王之治世四十四年
 申之年天曇大地震動七日七夜也
 從上一人到下萬民驚懼天下之大
 惟國土之毀廢飄飄頻起霧霏暫
 不止託巫覡卜占吉凶靈神可顯瑞
 相也云云而斯啓天詔忽然山現諸人生奇

初動、雖然氣有三陰陽、現無陰陽之氣、調、天神
 七代之末伊弊諾、伊弊冊、二神始交、懷生、一、女、三、
 男、地、神、五、代、之、末、到、三、禱、羽、不、葺、尊、經、八、十、三、萬、
 六、千、餘、歲、從、三、神、武、天、王、仁、風、甚、扇、民、庶、比、屋、
 然、而、當、三、人、王、第、六、代、孝、安、天、王、之、治、世、四、十、四、年、間、
 申、之、年、天、曇、大、地、震、動、七、日、七、夜、也、從、三、上、一、
 人、到、二、下、方、民、驚、懼、天、下、之、天、怪、國、土、之、毀、廢、
 飄、飄、頻、頻、起、霧、霏、暫、不、止、託、二、巫、覡、卜、占、吉、凶、
 靈、神、可、顯、瑞、相、也、云、云、而、斯、啓、天、詔、忽、然、
 山、現、諸、人、生、奇、異、之、思、奉、奏、三、孝、安、天、王、帝、王、
 以、三、勅、使、令、見、之、霧、雲、帶、腰、如、二、扇、伏、不、見、
 麓、地、故、名、三、浮、見、出、山、從、爾、以、降、如、二、米、穀、
 積、聚、一、名、穀、聚、山、其、後、降、三、五、大、盤、石、成、山、高、
 因、名、三、盤、石、山、然、寄、三、文、字、之、便、号、般、若、山、探、
 此、意、表、地、水、火、風、空、之、五、大、升、て、い、く、之、五、德、
 法、界、体、性、智、大、円、鏡、智、平、等、性、智、妙、觀、察、智、
 成、所、作、智、之、五、智、木、田、阿、闍、宝、性、弥、陀、积

迦五^ト、仏^ハ、陰^ヲヶ家^ニ者^ハ、木火土金水五行^ノ、四季^ノ・四^ノ節^ノ・土^ノ用^ノ之^ヲ五^ツ、宮商角徵羽五^ノ音^ト、心肝腎肺脾之五臟^ト上^者也、如^レ是雖^ニ山^ノ頭^一、或^ハ時^ニ霽^レ雷^起、雷^震霽^響響^降降^翳昏^ヲ、或^ハ時^ニ颯^レ颯^頻吹^山外^卷卷^霧、山^上者^寒寒^一、冷^々々^飛飛^禽走^獸無^レ近^一、山^下者^樹樹^枝鬱^々々^狐狼^猪狸^之栖^巢也、爭^輒得^昇昇^一、此^山乎^一、其^後用^明天^主之^治世^聖德^太子^權化^一、六^歲之^時開^上一^切經^一、從^震且^渡、世^人教^六齊^日而^立余^造憲^一、法定^政教^一、然^太子^乘飛^龍登^彼山^一、諸^仏諸^神行^向太^子、仍^名行^向山^一、三世^諸仏^一、十方^諸神^一、集^奏音^樂、調^二妓^一、樂^舞遊^給、依^レ之^号來^集山^一、仍^太子^言、抑^般若^山太^田如^來淨^土、密^嚴華^藏世^界也、我^朝天^照太^神之^邦國^一、大^日本^國之^名、殊^以太^田如^來之^淨土^也、海^中之^名、誰^疑疑^レ之^三、國^無雙^之名^一、山^也、東^方秘^密門^立石^鳥居^深秘^一、故^凡人^不拜^之、至^三當^代、信^仰婦^依之^人、或^拜三^尊來^迎、又^聞三^音樂^歌詠^之聲^一、異^香甚^薰、現^當悉^地、靈^驗

新^也、從^レ爾^以來^一、持^統天^主之^比、大^和國^有二^役優^婆塞^行者^一、依^二綸^言伊^豆大^嶋被^三流^罪神^通自^在一^化、用^方便^無止^一、行^者也、昼^怖帝^王住^嶋、夜^履金^履渡^海上^登般^若山^一、廻^嶺峰^觀難^谷、仏^一菩薩^來集^授、秘^密之^深義^一、木^山之^中逢^三諸^仙人^一、一^々秘^處、悉^示行^者、仍^役行^者、末^弟到^レ干^今、世^成山^林之^行拜^秘處^一、依^レ之^名仙^人山^一、惣^而彼^行者^大峰^葛城^金峰^山、其^外諸^國名^山名^跡踏^分示^二峰^之行^一、諸^人、是^皆真^言秘^密垂^迹之^行体^也、闕^伽之^法水^小木^之寸^尺、悉^護摩^灌頂^之儀^一、用^秘密^加持^之威^驗也、此^時代^者、真^言未^渡我^朝權^化所^致、先^表秘^密之^迹化^一、悉^默太^子十^九出^家入^檀特^山難^行苦^行經^一、二十^二年^成道^學、此^修行^也、或^又釈^迦如^來往^來娑^婆之^時、捨^大王^之位^隨阿^私仙^人入^深山^一、拾^菓汲^水、夜^成三^仙人^之床^坐千^歲給^仕、遂^得犬^乘妙^法華^經山^伏之^行、則^學之^捨身^求

菩提^ニ之^ニ行者^ニ到^ニ末^ニ世^ニ未^レ表^ル然^ル間^ニ仙^ニ人^ニ對^{シテ}行^ニ
 者^ニ示^レ曰^ク抑^レ此^ノ山^ト胎^ニ金^ノ剛^ノ部^ノ之^ノ深^ニ義^也也^ハ内^ニ院^ニ
 兩^ノ界^ノ曼^ノ荼^ノ羅^ノ石^ノ上^ニ明^ニ著^レ也^ハ八^ノ葉^ノ中^ノ台^ノ之^ノ奧^ニ藏^ニ
 者^ニ直^ニ示^レ阿^ノ字^不生^レ微^ノ妙^ノ体^ヲ彼^ノ中^ニ央^ニ有^レ三^ノ大^ノ窪^ニ
 湛^ニ池^ノ水^其色^如青^ノ藍^シ飲^レ之^味如^ニ甘^ノ露^シ癩^ニ癒^ニ
 諸^ノ病^名是^レ璫^ノ璃^ノ之^池此^ノ水^者鑿^ニ字^ノ之^智水^也
 入^ニ秘^ノ密^ノ者^五瓶^ノ灌^ニ頂^ノ之^水五^ノ智^ノ之^内証^也五^ノ仏^ノ之^法
 水^也又^内院^諸仏^ノ菩^ノ薩^影向^ノ舞^遊有^レ壇^也
 名^舞台^穴底^有竹^其色^紺青^而柔^軟也^八
 方^即八^ノ葉^東南^西北^如次^阿闍^ノ寶^ノ性^彌陀^ノ釈^ノ
 迦^四角^觀音^ノ文^殊地^藏普^賢四^菩薩^也東^方
 秘^處劍^走十^二神^岩屋^瀧本^不動^明王^十六^丈
 石^体之^不動^立給^巽鷲^ノ峰^童穴^此岩^屋雷^鳴
 不^レ断^也南^方松^ノ尾^滴森^ノ布^引大^ノ嵐^小
 嵐^大流^小流^明王^嶽胎^藏界^岩屋^西
 方^忍辱^尾罵^沙吾^北方^音無^鳴沢^祝水^日晚^養
 父^養母^袖引^路不^レ行^秘處^謂有^レ之^又内^一

院^壇如^ニ虎^ノ蹲^一有^ニ大^ノ石^秘密^ノ之^中深^ニ秘^也
 依^レ之^山名^蹲虎^山末^世信^ニ此^ノ山^人可^レ保^三長^生
 不^レ老^之齡^故名^養老^山一^々示^レ行^者役^行者^伝
 是^末代^密嚴^華藏^世界^木田^淨土^也人^知之^レ
 雖^然此^時代^迄權^化登^ニ此^ノ山^凡夫^遂無^レ
 上^謹窺^一惟^諸仏^ノ本^誓區^々垂^迹之^化
 儀^非一^仏念^衆生^父母^如思^病子^也
 爰^以捨^眞如^寂光^之樂^處交^ニ分^段同^居
 之^垢穢^或現^ニ夜^又鬼^畜之^形或^變女^身障^重之^姿
 三^熱之^蛇身^竜魚^飛禽^之類^豈可^レ厭^之乎^情
 思^茲誰^念仏^陀不^レ仰^ニ神^德乎^抑延^曆比^東
 階^道駿^河國^乘馬^之里^有二^夫婦^老人^翁作^業
 仍^人是^謂作^竹翁^又常^愛鷹^嫌常^飼犬^夫
 婦^相共^憂無^レ一^子或^時從^二竹^中一^寸六^分
 計^得二^化女^夫婦^成不^レ思^議之^思錦^裏養^育
 無^限隨^漸成^長容^顏美^麗言^音和^雅
 而^柔和^忍弁^舌分^明一^咲百^媚膚^如三^珂

雪、髮如青柳糸、紅、瞬、赤唇、至二手、足、
 天、下無、双之美人也、異、香常、薰、從、身放、光、明、
 夜、中、只、如、白、日、仍、名、赫、夜、姬、夫、婦、之、寵、愛、無、限、
 漸、到、二、十、六、歲、其、比、桓、武、天、王、遣、三、諸、國、勅、使、撰、美、
 女、欲、備、后、東、國、田、村、丸、下、向、時、乘、馬、里、作、竹、翁、
 家、寄、宿、終、夜、有、三、火、光、不、絕、勅、使、問、翁、何、
 故、終、夜、火、光、不、絕、翁、謹、非、火、光、謂、翁、一、子、之、
 養、女、之、光、明、也、丸、成、奇、異、之、思、請、相、見、對、
 面、容、顏、無、此、之、美、女、也、丸、言、我、君、為、撰、美、
 女、有、三、諸、國、勅、使、汝、當、其、人、聊、可、備、后、則、上、
 洛、奏、此、由、角、赫、夜、姬、語、父、母、言、夫、一、生、假、宿、
 只、幻、內、如、見、夢、電、光、似、宿、露、勅、使、再、來、
 無、不、三、天、下、王、土、綸、言、爭、默、乎、名、聞、者、生、々、
 鎖、也、只、捨、憂、世、可、入、般、若、山、若、屋、思、如、何、
 言、夫、婦、云、君、寸、時、不、奉、見、猶、心、憂、況、彼、山、
 者、人、倫、不、通、怖、山、也、奉、捨、置、彼、山、夫、婦、
 之、心、難、堪、夫、婦、有、命、限、不、可、叶、答、姬、重、言、

縱、入、巖、常、來、可、奉、見、既、点、日、時、為、登、般、
 若、山、此、事、風、聞、遠、近、隣、邑、奉、惜、無、限、漸、
 望、日、時、上、下、万、民、群、集、如、二、盛、市、寔、尋、常、
 人、二、別、有、二、名、殘、况、天、下、無、双、之、美、女、翠、黛、
 紅、顏、之、粧、嘲、二、春、花、二、柔、軟、端、嚴、之、容、猜、二、秋、月、
 美、一、玉、徒、沈、二、深、淵、黃、金、空、擲、二、曠、野、誰、是、不、
 惜、乎、徐、到、二、深、々、山、河、辺、諸、人、舉、聲、落、一、淚、
 于、今、書、憂、一、淚、二、云、二、憂、一、淚、河、未、通、二、人、倫、一、山、中、分、
 入、給、諸、人、姬、君、惜、二、名、殘、忘、二、山、怖、今、中、官、是、
 也、從、其、上、女、人、不、登、也、然、姬、立、婦、對、三、諸、
 人、言、是、一、迄、志、不、淺、悉、可、婦、給、言、翁、詠、
 一、首、
 世、遠、憂、志、登、思、出、尔、之、世、捨、人、何、遊、賀、志、登、也、立、婦、類、羅、武、
 赫、夜、姬、返、一、歌、
 世、捨、憂、志、登、思、出、尔、志、心、与、利、厭、和、怒、人、遠、立、婦、見、類、
 有、御、返、一、歌、深、一、山、踏、一、入、給、姬、者、從、一、身、御、
 事、至、一、山、巔、一、今、釈、迦、獄、南、角、有、二、大、岩、一、屋、

入^リ二其^ニ中^ニ從^リ其^レ以^テ來^リ、人^ト登^リ此^ノ山^ニ、抑^ク此^ノ事^ハ天^ノ下^ニ無^レ隱^シ、般若^ノ山^ノ御^レ神^ノ體^ハ為^リ衆^ノ生^ノ利^ノ益^ニ現^レ女^ノ體^ト、怖^レ山^ノ中^ノ踏^ム始^メ、令^レ運^ニ入^ル之^ル步^ヲ、生^ニ二一^ノ佛^ノ之^レ中^ニ、間^ニ淺^ク智^ク之^レ衆^ト生^ク助^ケ給^フ、淺^ク間^ニ大^ニ菩^ノ薩^ノ申^レ也^ト、其^レ後^ニ桓^ノ武^ノ天^ノ王^ノ聞^ク二美^ノ女^ノ容^ノ貌^ノ駿^ノ河^ノ州^ノ成^リ二行^ク幸^ニ、為^リ覓^ニ彼^ノ芳^ノ躑^ヲ、老^ク翁^ト奉^レ伴^シ登^リ般若^ノ山^ニ、帝^ノ王^ノ到^リ二半^ノ腹^ニ休^ム息^ス、腕^ヲ冠^シ置^キ、于^レ今^ニ成^リ石^ノ云^ク冠^シ石^ニ、王^ノ到^リ二山^ノ頂^ニ赫^シ夜^ノ姬^ト、帝^ノ奉^レ見^ル、天^ノ王^ノ歛^シ喜^シ契^シ諾^シ、相^ト共^ニ入^リ巖^ニ、諸^ノ臣^ト皆^シ悉^シ流^シ二隨^ヒ喜^ヒ之^レ泪^ヲ下^シ向^ス、誠^ニ胎^ニ金^ノ兩^ノ部^ノ陰^ノ陽^ノ之^レ御^ト、神^ノ體^ハ、諸^ノ人^ト無^レ不^レ崇^ム、自^ラ是^レ此^ノ山^ノ名^ニ智^ノ理^ノ山^ト、淺^ク略^シ積^リ塵^ヲ成^リ山^ノ意^ト、深^ク秘^シ者^ト、地^ノ水^ノ火^ノ風^ノ空^ノ、識^ノ之^レ六^ノ大^ノ、色^ノ心^ノ理^ノ智^ノ之^レ二^ノ法^ト也^ト、地^ノ水^ノ火^ノ風^ノ空^ノ五^ノ大^ノ理^ノ法^ト、弟^ノ六^ノ識^ノ大^ノ智^ノ法^ト也^ト、万^ノ法^ノ雖^レ広^ク不^レ出^テ理^ノ智^ノ之^レ二^ノ法^ト、金^ノ剛^ノ界^ノ大^ノ日^ノ名^ニ智^ノ佛^ト、胎^ニ藏^ニ界^ノ大^ノ日^ノ名^ニ理^ノ佛^ト、以^テ此^ノ儀^ヲ名^ク智^ノ理^ノ山^ト、又^テ書^テ後^ニ山^ニ云^ク、四^ノ八^ノ山^ニ是^レ則^ト踏^ム此^ノ山^ノ人^ト、可^ク顯^ル三^ノ十二^ノ相^ヲ、故^ニ取^リ四^ノ八^ノ三^ノ十二^ノ之^レ意^ヲ、謂^フ四^ノ八^ノ山^ト、或^ハ又^テ書^シ四^ノ方^ノ山^ト、謂^フ四^ノ八^ノ山^ト、凡^ソ

三^ノ國^ニ雖^レ有^リ二幾^ノ一^ノ山^ト、四^ノ方^ノ均^ク等^ク一^ノ山^ト、不^レ見^ル書^ノ史^ト、此^ノ山^ノ獨^リ四^ノ方^ノ均^ク等^ク也^ト、依^テ之^レ書^ニ四^ノ方^ノ山^ト也^ト、作^リ竹^ノ翁^ト顯^ル二愛^ノ鷹^ノ權^ノ現^ト、孃^ノ現^ニ犬^ノ飼^ノ明^ノ神^ト、赫^シ夜^ノ姬^ト、淺^ク間^ノ大^ノ菩^ノ薩^ノ是^レ也^ト、凡^ソ此^ノ山^ノ從^リ二無^ク始^メ以^テ來^ニ從^リ二金^ノ輪^ノ際^ニ生^リ出^ス、頂^ニ上^ニ比^シ二銀^ノ漢^ト、宿^ニ雪^ノ加^ニ二新^ノ雪^ト、四^ノ季^ノ難^ク弁^シ、古^ク人^ト不^レ知^ラ時^ヲ山^ノ詠^シ、然^レ至^リ盛^ク夏^ニ粗^ク雪^ノ消^ス、故^ニ六^ノ月^ノ定^シ二參^シ詣^シ之^ル月^ト、信^ニ心^ノ之^レ輩^ト者^ト、誇^リ福^ヲ樂^ヲ、故^ニ改^メ名^ニ富^ノ士^ノ山^ト、或^ハ神^ノ體^ハ女^ノ神^ノ之^レ故^ト、猶^シ以^テ富^ノ士^ノ男^ト、賑^シ窮^ヲ救^フ、自^ラ元^ノ福^ノ者^ト富^ク貴^ク倍^シ增^ス、子^ノ孫^ノ繁^ク榮^ス、是^レ故^ニ名^ク富^ノ士^ノ山^ト、抑^ク此^ノ山^ノ、名^ニ三^ノ國^ノ一^ノ之^レ名^ト、山^ノ事^ト、天^ノ竺^ノ靈^ノ鷲^ノ山^ノ釈^ノ迦^ノ淨^ノ土^ト也^ト、震^ニ旦^ノ五^ノ台^ノ山^ト、文^ノ殊^ノ淨^ノ土^ト也^ト、我^レ朝^ニ富^ノ士^ノ山^ノ大^ノ日^ノ淨^ノ土^ト也^ト、仏^ノ菩^ノ薩^ノ雖^レ多^ク、望^シ二中^ニ台^ニ大^ノ日^ノ之^レ心^ト、數^ニ眷^ノ屬^ノ之^レ一^ノ門^ト、從^リ心^ノ流^シ出^ス之^レ諸^ノ尊^ト也^ト、豈^レ同^ク位^ニ乎^ト、木^ノ田^ノ秘^ノ密^ノ山^ノ高^ク、難^ク及^ス三^ノ蘇^ノ迷^ノ盧^ト、仍^シ可^ク謂^フ三^ノ四^ノ州^ノ之^レ一^ト、又^テ延^シ曆^ニ二十四^ノ年^ト、淺^ク間^ノ大^ノ菩^ノ薩^ノ託^ニ二巫^ノ女^ト、我^レ内^ニ秘^シ不^レ生^ル源^ノ極^ト、大^ノ日^ノ之^レ覺^ヲ位^ニ外^ニ現^シ三和^ノ光^ノ利^ノ物^ヲ無^ク迹^ト、淺^ク間^ノ救^フ難^ト

化之群迷、昼一夜無止、遠者令結二仏因、近者滿二所願云云、神詫有憑、誰不運レ歩乎、又平城天皇之御宇、天固元年丙戌歲、鏤二金銀二建立社頭、奉勸二請淺間、今之大宮是也、從巖幅水涌出、無増減、神道習二胎外始生、初生湯、是謂凡夫河、是水中有永精之珠、形如富士山、思此意、凡夫之胸中、顯有二仏性之心、參詣之人、此凡夫河洗煩悩之垢、濯二生死之濁、到二茂良山、斷二信人執之惑、品、十一住・十行・十回、向過二木山四十里、到二地御室、踏等覺之一路、法性同、體之根本、無明之霞立、到二妙覺頂上之極位、八葉之心、花鮮開、妙覺朗然、然之月皎然、此時見二八挺者有二、海八功德水也、下地雲厚、示霧即月光、可斷無煩惱、可求無苦提、孔字不生、字離言之自証、不由他得、自証、亦滿、必由二化、他、故下、向凡夫河水洗心外、覓神洗心也、覺々々

同未悟、下々救迷者也、又貞觀十七乙未歲、五月見富士山、白衣之神女、二人舞遊山頂、入二夜中、虚空放光明、朝山立五色雲、異香薰、音樂響、天不思議也、又承和年中、比、二人、双立舞遊、後有二円光、如火炎、即奉勸請、二大御子、古老人、伊弉諾、伊弉冉、神申伝、又近代有末代人、云二行者、此山之巽角有岩屋、水漲落、住此行、時不動明王、持二劍、索二從二虛空出現、仍名二不動岩屋、然、建二立御室、名二往生寺、本地金剛界之大日是也、此上人於御室行、夜々放二光明、上人成二奇特之思、或一夜夢、天女含笑、手持二如意宝珠、乘二白雲來、告二上人曰、汝衆生利、益之方便也、暫不、我即歡喜、此地有水精、形不異、此山言、上人問三所在、直示之、夢流、隨二喜之淚、後囑之、如二夢中、于今其所、名二水精嶽、宝珠現、有之、又弘法大

師記曰、富士山瑜伽瑜祇之塔、本有薩埵之光、明

心殿也、云云、泰澄上人記曰、此山者、一華百億、

国、一國一積迦之千葉、一葉積迦淨土也、云云、

是又胎藏曼荼羅、有積迦院、相稱其儀者也、

尤仰神德、可祈現當之悉地者也焉

南無富士淺間大菩薩自利々他悉地円満

駿州駿河郡小泉庄茶畑村

淺間大菩薩之縁記

歳往月移古来縁記之書紙依破壊、改白紙写焉、予苗裔

伝之者也、可秘々々 敬白

元禄五壬申歳九月吉日

桃崗山定輪禪寺現住鐸禪叟記焉

(沼津市 柏木正男氏所蔵)

三七六 (一七七六) 安永五年七月 富士山道再開につき深山村願書

(後巻) 安永五年富士山道筋之儀ニ付、安藤彈正少弼殿ニ差出

シタル願書

乍恐以書付奉願上候事

一大久保加賀守領分駿州駿東郡御厨深山村役人共御願奉
申上候者、先達而駿州駿東郡御厨・富士郡村々々、与当村、
先年山論御裁許御絵図面差出可申旨、西田中村江御差
紙被成下置候ニ付、早速西田中村役人代用七与申者右
絵図持参仕候ニ付、当村組頭平兵衛与申者差添、当六
月上旬御当地江罷出候処、同月廿三日 御役所様江
被召出、段々絵図面之儀御尋被遊候得共、右両人之者
共儀、細ケ敷儀不奉存候ニ付、其訳奉申上候、然ル所
当村組頭平兵衛江御尋被遊候者、富士山登山深山口之
儀、今以通行有之候哉与御尋被遊候所、平兵衛御請奉
申上候者、先年之通路之儀者不奉存候、七拾年已前砂
降以後ハ道不宜、当时者登山無御座候旨奉申上候所、
其通口書印形仕差上候様ニ被 仰渡、則印形仕奉差上
候趣、平兵衛儀帰村之上名主・組頭・惣百姓共江申聞

候ニ付、皆共相驚キ以之外成御請奉申上、殊ニ印形等
 迄仕奉差上候儀何分ニ相心得御請申上候哉、不存儀候
 ハ、其趣奉申上候ハ、御聞濟茂可被成下置御儀、
 既ニ七拾年已前砂降已後足場不宜相成、只今ハ大勢ハ
 登山不仕候得共、稀ニ者登山致候者有之候、深山口之
 儀者富士山往古之導者道ニ有之候儀、不存儀を御請奉
 申上候上、一存ニ而印形仕奉差上候儀甚不束至極、左
 候而ハ、深山口ハ潰レ相捨り申候与□ □平兵衛ニ
 申聞候処、平兵衛茂今更驚入申候、右之儀を打捨置候
 而者、往古方有来候深山口相潰申、其上当村ニ師職之
 者拾式軒相立有之候而、今以年々見廻仕罷在候、何分
 ニ茂御願奉申上、平兵衛印形仕奉差上候口書御願下仕
 度旨領主支配江茂段々相願申候処、得与被相尋候ニ付、
 右平兵衛不調法不行届趣申奉候処、其趣被聞届候ニ付、
 此度不顧恐罷出申候、右先達而当村平兵衛儀罷出候節、
 深山口登山通行之儀御尋被為遊候処、何茂不奉存、当
 時ハ登山通行無御座候段奉申上候趣、平兵衛不調法至

極、誠ニ何茂不奉存、御上様を恐入、不存儀を一存
 ニ而御請奉申上候故、口書ニ印形迄仕奉差上候段、於
 私共奉恐入不調法至極可申様無之奉迷惑候、当村深山
 口之儀者富士山登山往古之導者道ニ御座候、前書ニ茂
 奉申上候通、当村ニ拾式軒之師職之者共茂有之、今以
 年々見廻仕候、古来方大宮口・深山口与申伝候義ニ御
 座候、既ニ三拾七年以前庚申年山開之節茂多分之導者
 有之、其節も前々之通ニ導者方山錢拾式文ツ、取之、
 大宮司方江相納、受取書等も今以所持仕罷在候儀ニ御
 座候、何分以御慈悲右平兵衛奉差上候口書印形仕奉
 差上候一札、御下ケ被成下置、深山登山口相捨り不申
 候様ニ奉願上候、右道潰レ相捨り申候而者村方拾式軒
 之師職之者共ハ勿論、古来方有来候深山登山口相捨り
 申候儀、千万難儀至極仕候、御憐愍を以右之趣被
 為聞召候ハ、右平兵衛奉差上候印形仕奉差上候一
 札、何卒御下ケ被成下置候様ニ奉願上候、右奉願上候
 通被為仰付被下置候ハ、拾式軒之師職之者共ハ勿

及申上、惣百姓村役人共
論惣百姓共一同、難有奉存候、以上

安永五酉申年七月
大久保加賀守領分
駿州駿東郡御厨
組頭 深山村 弥右衛門 印

同 惣 助 印

百姓代 平 兵 衛
惣 次 郎

安藤弾正少弼様

御役人様

右之通、安藤弾正少弼様御役所江御願申上度奉存候ニ
付、此段乍恐奥書仕奉差上候、已上

安永五丙申年七月 深山村

名主 伊 兵 衛 印

組頭 弥 右 衛 門 印

同 惣 助 印

同 平 兵 衛 印

百姓代 惣 次 郎 印

森田才右衛門様
木村善八様

(裾野市須山 渡邊徳逸氏所蔵)

二七
安永五年八月〜二月 富士山道再開につき深山村

出入控書(豎)

(表紙)

富士山出入中控書
須山口

乍恐書付を以奉申上候御事

駿州駿東郡深山之者共奉申上候、先達而 安藤弾正
少弼様江被 召出候節、富士山之儀御尋ニ付組頭平兵
衛申上候者、深山口之義者亥ノ砂降之節道筋潰レ候様

申上、口書印形仕候、此義者平兵衛無調法ニ御座候ニ付、此度私共奉願上候者、右道筋之儀者古来方有来候義相違無御座候義ニ付、古来之道相立候様仕度御願ニ罷出申候、且又富士山頂上之義者、五ヶ年以前方同郡須走村与富士郡大宮社人共与出入有之候処、此度私共願出候義、須走村ハ同郡同御領分ニ御座候得者、於国元ニ右須走村江対談可仕義ニ御座候処、其心付も無之対談不仕候、依之須走村之者共私共願之義如何之筋を以願出候哉疑敷奉存、御上様江申上候様被 仰聞候ニ付、昨廿二日須走村之者共江対談仕候処、須走村之者共申候者、道筋計之義を以御願申上候義ニ御座候ハ、差構も無之様申候、私共義も先達而 桑原能登守様ニ而申上候通、頂上之義者私共村方方何ニ而も一向差構無御座、先々方有来候道筋相立候得者、此末共ニ外ニ御願筋決而無御座候、殊ニ私共村方ハ百姓重モニ而耕作第一ニ出精仕候義ニ御座候、須走村之義者富士山參詣之助成而已ニ而渡世送り候村方ニ御座候得者、

此已後共ニ、富士山頂上之義ニ付須走村之所務ニ差障り候義者無御座候、此上 御奉行所様江御差出し 被下置候而も、右奉申上候通、深山口之義者富士山頂上駒ヶ嶽迄古来方有来候道筋ニ御座候得者、古来之道筋相立候様御願申上候方外ニ御願申上候義無御座候間、何卒御慈悲を以御差出被下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

駿州駿東郡深山村

安永五申年八月廿二日

組頭 弥右衛門印

同 平兵衛印

百姓 友左衛門印

御目附所様

乍恐書付を以奉願上候

駿州駿東郡深山村之者共奉申上候、私共村方之義、富士山頂上迄先年方深山口と申道筋有之処、当村平兵衛

儀、先達而 安藤彈正少弼様江罷出候節、砂降已後道相潰レ候様申上、右之趣口書印形差上候由平兵衛婦村之上申聞候ニ付、右之通之口書差上候而者、此已後深山口之道筋相潰レ候而ハ難義ニ奉存候間、先年方有来候通古来之道筋相立候様仕度、先達而右願書奉差上候通ニ御座候間、何卒御慈悲を以御差出被成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

駿州駿東郡深山村

安永五申年八月

組頭 弥右衛門 印

同 平 兵 衛 印

百姓 友左衛門 印

御目附所様

図面西田中村一同持參仕差上候節、深山村之儀者富士山通路有之哉之旨御尋ニ付申上候者、先年砂降已来道不立、只今ニ而者登山仕候者も無之段御答申上、口書印形差上婦村仕村方惣百姓共江申聞候処、平兵衛申上候段相違ニ付、此度奉願上候者、往古方富士山往来道筋ニ石室等有之、拾式軒^三之御師職仕候者御座候而、只今以年々參詣之者往来致し候道筋急度有之候処、平兵衛儀心得違を以右体申上候段者、奉恐入候得共、何卒御慈悲を以先達而差上候口書御直し被下候様奉願上候、右願之通被為仰付被下置候ハ、一同難有仕合奉存候、以上

大久保加賀守領分
駿州駿東郡深山村

安永五申年八月

組頭 弥右衛門

同 平 兵 衛

長百姓 友左衛門

乍恐書付を以奉願上候

駿州駿東郡深山村組頭弥右衛門外式人奉申上候、先達

而 安藤彈正少弼様御掛ニ而、当村山論出入御裁許繪

御奉行所様

前書之通 御奉行所様江御願申上度奉存候間、御慈悲を

以御添簡被成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

深山村

安永五申年八月

弥右衛門印

平兵衛印

友左衛門印

乍恐書付を以奉申上候御事

一 駿州駿東郡深山村長百姓友右衛門奉申上候、私義百姓

友左衛門為代りと此度罷出申候、尤小田原表廿二日出

立、道中二夜泊之御添簡頂戴仕罷出候処、馬入川出水

仕、川支ニ而、漸廿五日巳上刻ニ相渡り申候ニ付、到

着延引仕候、且国元急ニ出立仕候ニ付、印形失念仕候、

依之小田原表方国元へ印形遣候様申遣候、右ニ付乍恐

無印ニ而御届奉申上候、以上

駿州駿東郡深山村

安永五申年八月廿六日

百姓 友右衛門

御目附所様

駿州駿東郡深山村

安永五申年九月朔日

弥右衛門印

平兵衛印

友左衛門印

乍恐書付を以奉申上候御事

御目附所様

駿州駿東郡深山村百姓友左衛門奉申上候、私義友右衛

門と代り合之御願申上度、先達而別紙之通奉願上候処、其節被 仰聞候ハ、願書差上候以後右代り合願仕候様被為 仰聞候ニ付差扣罷有候、然処先月廿九日 桑原能登守様江願書差上候ニ付、私代り合之御願仕度奉存候、依之乍恐此段御窺奉申上候、以上

駿州駿東郡深山村

安永五申年九月三日 百姓 友左衛門 印

御目附所様

乍恐書付を以奉願上候

駿州駿東郡深山村百姓友左衛門奉申上候、私義七十才余ニ罷成候母大病相煩候ニ付、御願申上帰村仕候様ニと、此度友右衛門代り合ニ罷出申候、母大病之義ニ御座候間、帰村仕看病仕度奉願上候、然上者御尋之義者友右衛門引請御答可申上候間、御慈悲を以友左衛門義者帰村被為 仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、以

上

安永五申年九月

大久保加賀守領分
駿州駿東郡深山村
帰村願人 友左衛門 印
百姓
同 代り合人 友右衛門 印

御奉行所様

乍恐書付を以奉申上候御事

一 駿州駿東郡深山村之者共奉申上候、一昨四日夕 桑原能登守様夕明五日五ツ時可罷出御差紙頂戴仕、昨朝右刻限ニ罷出候処、御留役大山惣次郎様御尋被遊候者、深山村ニ下浅間之社有之哉、御師職之者も有之哉、富士山頂上迄之道筋登山相成候哉之旨御尋ニ付、往古方当村内ニ下浅間之社御座候而、御師職之者も十三人有之、且又富士山頂上迄之道筋登山相成候段申上候得者、委細御書留被遊候ニ付、先達而平兵衛印形仕差上候口書、御直し被下度旨御願申上候得者、成程御直し可被

下旨被仰渡候

一友左衛門代り合之義、中番所ニ而宿幸助御窺申上候得
者、明後日御呼出有之間、其節窺候様被 仰渡候、依
之乍恐右之段御届ヶ奉申上候、以上

駿州駿東郡深山村

安永五申年九月六日

組頭 弥右衛門 印

同 平兵衛 印

百姓 友左衛門 印

御目附所様

乍恐書付を以奉申上候御事

私共義、昨七日 桑原能登守様江罷出候処、一件 御吟
味無御座相流レ申候、且又友左衛門義者願之通友右衛門
と代り合、帰村被 仰付候、依之友左衛門義今日出立仕
度奉存候間、道中二夜泊り御添簡被下置候ハ、難有仕合
奉存候、以上

駿州駿東郡深山村

安永五申年九月八日

組頭 弥右衛門 印

同 平兵衛 印

百姓 友左衛門 印

同 友右衛門 印

御目附所様

乍恐書付を以奉申上候御事

深山村組頭惣助奉申上候、組頭弥右衛門妻大病相煩候ニ
付、私義弥右衛門と代り合ニ仕度、小田原御役所江御願
申上、道中二夜泊り御添簡頂戴仕、一昨十八日小田原出
立仕、今日着仕候、依之乍恐着御届奉申上候、以上

駿州駿東郡深山村

安永五申年九月廿日

惣 助 印

御目附所様

乍恐書付を以奉願上候

一 駿州駿東郡深山村組頭弥右衛門奉申上候、私義妻大病相煩候ニ付、御願申上婦村仕候様ニと、組頭惣助代り合ニ罷出申候間、何卒婦村仕看病仕度奉願上候、然上者御尋之義者惣助引請御答可申上候間、御慈悲を以弥右衛門儀者婦村被為 仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

安永五申年九月

大久保加賀守領分
駿州駿東郡深山村

婦村願人組頭 弥右衛門

代り合人同 惣 助

御奉行所様

前書之通 桑原能登守様江御願申上度奉存候、依之乍恐

御窺奉申上候、以上

申九月廿日

深山村

弥右衛門 印

惣 助 印

御目附所様

乍恐書付を以奉申上候

一 駿州駿東郡深山村組頭弥右衛門奉申上候、去ル廿日御届申上候私代り合願之義、一昨廿一日 桑原能登守様江御願申上候処、明日伺候様被 仰渡候ニ付、昨廿二日御伺ニ罷出候得者願之通代り合被為 仰付候、依之今日直ニ出立仕度奉存候間、何卒御慈悲を以道中二夜泊り之御添簡被下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

安永五申年九月廿三日

駿州駿東郡深山村

組頭

弥右衛門 印

御目附所様

乍恐以書付奉申上候御事

一 私共儀、一昨五日夜四ツ時 桑原能登守様方、富士山一件明六日五ツ時 大田播磨守様御内寄合江可罷出旨、

御差紙頂戴仕候ニ付、昨六日右刻限 大田播磨守様江
罷出候処、七ツ時前一件之もの共御白洲江被 召出、
御掛り 能登守様被 仰渡候ハ、其方共儀年内余日無
之間一先帰村申付候、然上ハ来酉正月廿日過罷出着御
届可申上旨被 仰渡候、夫方 桑原能登守様御役所江
御届申上候所、勝手次第帰村可仕旨被 仰渡候、依之
乍恐書付を以御届ケ奉申上候、右ニ付御願奉申上候ハ
時分柄之儀ニ御座候ニ付、今日直ニ出立仕度奉存候間、
道中二夜泊之御添簡被下置候様奉願上候、以上

駿州駿東郡深山村

安永五申年十二月七日

組頭 平 兵衛
同 惣 助

百姓代 友右衛門

御目附所様

(裾野市須山 市立富士山資料館保管)

三六 (一七七九)
安永八年二月五日 富士山八合目支配等出入に

つき裁許状

駿河国駿東郡須走村富士浅間神主・師職共、相手、
同国富士郡大宮郷富士本宮浅間大宮司・別当・公
文・案主、富士山八合目支配出入、及甲斐国都留
郡上吉田村名主、大宮郷大宮司・別当・公文・案
主等地所出入裁許之事

安藤弾正宅へ上吉田村訴趣、富士山北面八合目字胸突
甲州分に行倒死人有之、御代官役所へ見分願処、右場
所ハ駿州大宮郷浅間社中支配の由、差障といへとも申
に任てハ駿州分に成、国境令相違旨申之、然るに土岐
美濃宅へ須走村富士浅間神主・師職共訴出、須走口九
合目に商人体のもの倒相果る、死骸より東北の方式間
程離れ、菊の紋付・黄檗山と記す会符・柳こり・風呂
敷包有之段、石室小屋にて牛王宝印・湯粥商ふ同村十
兵衛、外七人為知出るに付、師職共罷越見届、領主役

所へ檢使相願処、甲州上吉田村より御代官役所へ申立由にて、領主役所へ通達有之、立合見分の積大宮へ達処、大宮支配に付死骸取片付る旨申越といへとも、右支配に成てハ、元禄十六年出入内濟後四分令配分内院散物に障、且駿東郡西田中村に致所持寛文九年富士郡五拾七箇村と須山村境論裁許絵図墨筋にてハ、御馬乗石・駒ヶ嶽を見通し富士・駿東両郡境に付、須走村地内と心得、八合目上大宮支配に成てハ裁許絵図面不相立、須走口薬師堂神主持にて、年々六月十二日辰刻より午刻まで開帳、散物神主方へ取納、開帳過の散物ハ大宮へ取納処、薬師堂大宮支配に成てハ令迷惑旨申に付、大宮郷本宮浅間大宮司・別当・公文・案主、其外山名主須走村十兵衛・甲州大石村弥兵衛等呼出、遂糺明処、証拠書物等差出といへとも不慥、寛文の裁許絵図墨筋ハ、争論の場所を村方より記差出墨筋にて印判無之、殊に御馬乗石等の名所も記さず、裁許の境筋ハ墨筋の下より印判有之、須走村神主師職共申立境にハ

不当、大宮におゐても富士山八合目より支配と申証拠ハ無之といへとも、慶長五年関ヶ原 御合戦の節、御願望 御成就本社末社不殘御再建被為成、其後散錢等ハ修理に可致旨、井出藤左衛門・今宮惣左衛門・佐野平兵衛より大宮司へ引渡証文、天和二年酒井大和守寺社奉行の節、道者坊錢・富士薬師ヶ嶽八葉内院散錢・村山六道錢・四箇条修理料に紛無之旨の裁断、元禄・宝永・正徳・享保・元文の勘定帳等有之、年々六月大宮司・別当・公文・案主より役人登山、薬師堂を嶽役所と唱、右役人相詰、駿河大納言殿領知の節相建る制札写に、薬師ヶ嶽内院諸国参詣の散錢取納、其以後大宮司より奉行のもの下知次第、須走村のものとも内院へ下るへき事と有之、元禄十五年薬師堂大破普請の節、勘定帳・材木注文仕様帳有之、須走村・大石村より登山湯粥商ふものとも不埒無之ため、前々山名主定置商人より年々取置証文数通有之、明暦二年薬師堂棟札、或ハ戸帳に和爾辺朝臣富士左京大夫信公と記し、

逸々相手大宮郷大宮司外三人申処令符合、須走村神職申分取用に不相成、然とも、元禄十六年阿部飛彈守社奉行の節、出入内済証文に、新小屋の儀他所より不為掛、薬師堂入仏ハ須走村より先例の通相勤、内院散錢ハ嵩に付、手代逗留の内幾度にも拾ひ揚、惣高の内六分ハ大宮浅間修理料に取納、四分ハ須走村へ取之、と有之段ハ無相違、且前書上吉田村出訴相手方目安裏判を以呼出相糺内、桑原伊豫懸りに成、引合、駿州村山村浅間別当本山修験・須走村・深山村等打合遂吟味処、富士山八合目より頂上まで大宮社中致支配道者等相果る節、何方へも無断取片付来旨申之、上吉田村におゐてハ、富士山南面登山口駿州村山口を表口と唱、大日ヶ嶽を登、其外同国駿東郡深山村の登口ハ八葉の外駒ヶ嶽へ出、北面ハ甲州都留郡上吉田村・駿州駿東郡須走村よりの登山口二筋有之、八合目にて一筋に成所を行合と唱、九合目を胸突と申、夫より薬師ヶ嶽へ登、其外登山口無之、村山・深山・須走・上吉田とも

浅間社有之、右村々へ引請る道者ハ、其村々の登口より登山いたし、大宮郷浅間社ハ村山村より二里有之一筋道にて、大宮の道者も村山口より登、富士山両国境ハ、元禄十五年甲州成沢外七箇村と、駿州上井出外一箇村出入吟味の上、甲州本栖村と駿州根原村境より無間ヶ谷まで絵図面墨引を以裁許有之、北国境ハ右吟味中檢使佐橋左源太・室七郎左衛門場所におゐて、甲州山中村・駿州須走村へ相尋、甲・駿国境ハ山中・須走両村の間、籠坂峠往還より天神峠、天神神木檜の枯木より富士頂上中墨へ見通し先規より境たる旨、両村差出書付等有之、元禄の裁許墨引より引続境に当、頂上中墨より南、駿州、北ハ甲州分と心得、北吉田郷ハ往古より富士山大鳥居と唱、右額ハ寛文十七年掛替る由申伝、三国第一山の号、二品親王金剛入道良恕の御筆にて、上吉田村浅間の縁起にも、景行天皇東夷征伐の節、富士山北口まで 御幸有之、子の方より世人可拝旨勅宣の上、仮に大鳥居被為建設有之、北面ハ甲州

分に無相違間、去る辰七月四日行合上、九合目胸突に行倒死人有之、死骸より二間程離れ、菊の紋付、黄檗山と認る会符有之を見届、支配御代官役所へ相届処、頂上ハ一円大宮郷浅間社支配の由にて差障といへとも、宝永・正徳・寛保并明和五年も頂上にて相果る参詣人、同行引請相對の上、上吉田村へ引取葬旨申といへとも、大宮にて参詣人頂上にて相果る節、道者連の内望節ハ、村里へおろし取片付る儀勿論といへとも、多分住所不知道者にて、正徳四・元文五・延享四・明和五の度、行合上、又ハ薬師堂前にて行倒死人何方へも不相届、山名主に申付山中へ取片付旨申之、其外品々及争論といへとも取用に不足、勿論縁起ハ不取用事にて、登山口ハ上吉田村申所無相違といへとも、元禄の出入検使役人へ山中・須走差出書付ハ、籠坂峠・天神神木檜の枯木より頂上中墨を目当にし、富士の裾籠坂峠辺の境を申立る而已にて、頂上までの境に無之、右出入裁許ハ、西南の方、富士山裾駿州根原村より八

合目下無間ヶ谷までの墨筋にて、既甲・駿両国官庫の絵図面にも籠坂峠より無間ヶ谷までの間、国境不知旨記し有之、頂上国境無治定段歴然也、依之今般衆議の上定趣ハ、富士山八合目より上ハ大宮持たるへし、行倒死人ハ道者引請る村方より其支配御代官領主へ訴、差図を請取片付、住所不知死人道筋分れ有之分ハ、其村近き方へ引請、行合より上ハ大宮にて引請、都て住所不知死骸ハ、仮埋にいたし置、人相・年齢・着服・相果死休月日等委しく認、登山口々へ引請る方より六ヶ月令建札、尋来もの無之節に至葬へし、然るにおるてハ去る辰年の死人も大宮にて取片付へし、次に薬師開帳扉扉封印ハ、仕来の通須走浅間神主小野巨取計ひ、開帳僧へ銭式百文大宮方より遣し、内院散銭四分六分も元禄年中内済の通心得、湯粥商等ハ任先格、山名主より大宮へ証文差出、無猥様可致条裁断畢、仍為後鑑各加印判三方へ書下置条、永不可違失者也

御用方無加印

安永八亥年十二月五日

松 十郎兵

山 信濃

桑 伊豫

御用方無加印

安 彈正

曲 甲斐

牧 大隅

牧 豊前

土 美濃

太 備後

戸 因幡

阿 備中

(裾野市須山 市立富士山資料館保管)

二七九 (二七八〇) 安永九年二月 富士導者道筋普請につき深山村願

書

乍恐以書付奉願上候御事

一 当村須山南口南方寺富士導者道筋之儀、去亥ノ十二月

桑原伊豫守様ニ而御裁許被成下置、先年之通ニ被為

仰付、大小之百姓共難有仕合ニ奉存候、右導者之儀者

先年方原領豆州筋・下御厨筋參詣仕候ニ付、右之場所

神主老人・御師拾貳軒之者共、年々見廻仕来申候、然

処右導者道筋之儀茂年々村中之者登山仕、少々宛ハ手

入仕候得共、近年村方困窮仕候ニ付、石室五ヶ所御座

候得共、大破仕候儘手入茂不仕指置申候ニ付、道筋ニ

大石等拔ケ出候而、道筋狭ク罷成候得共、是以自力ニ

難相叶、無是悲捨置候得共、去亥年十二月御裁許被為

仰付候得者、困窮ニ者御座候得共、御公儀様江奉恐入、

何分此節方取懸り、石室五ヶ所取繕仕、屋根等葺替仕、

道筋拔ケ石等取片附申度奉存候、殊ニ村山三寶院儀茂

年々八月三日夕七日迄被致登山、下山之節者 御公

儀様御祈禱ニ付、室丹生大明神社ニ而御祈禱御座候、

夫方当村觀音堂ニ而茂御祈禱御座候、室丹生明神社之

儀茂及大破候ニ付、是又普請仕度奉願上候、右奉願上

候通被為 仰付被下置候ハ、大小之御百姓共一同難
有仕合ニ可奉存候、以上

御厨深山村

安永九庚子年二月

名主 惣 治 郎[㊦]

組頭 平 兵 衛[㊦]

同 惣 助[㊦]

百姓代 五郎右衛門[㊦]

森田才右衛門様

田城寺又六様

(裾野市須山 渡邊徳逸氏保管)

二八〇 (一七八〇) 安永九年四月 富士山須山口參詣道石室道筋、修

繕につき深山村申上書

〔^(端裏書)此願書差上候得共御差戻し被遊、一通り御同書ニ而、

其後御請証文差上相済申候

深山村〕

御尋ニ付乍恐以書付奉申上候御事

一 当村方富士山參詣道筋・石室等繕仕候段、是迄御届等
不仕候得共、去年富士山一件御裁許被仰渡御座候以後
之儀故、御届申上候段、先達而以書付奉申上候ニ付、
此間村役人并長百姓三右衛門・磯右衛門・市郎左衛門
被召出、右須山口之儀何分之内存ニ而此度発記致、道
筋并石室修覆仕候哉之旨委細御尋被遊候間、私共奉申
上候者、当村道筋方者原領豆州田方辺・駿州下郷辺之
者共、前々登山仕来候処、其以後中絶仕候而、廿九年
以前庚申年奉願上、右道筋、以前之通当村方登り候導
者、為引登申度旨御願申上、夫方八年程者導者為引登
申候処、其節先名主祖八儀專取扱候而、右導者宿等も
村内外々江者不為致、自分壺人ニ而宿等致候様ニ有之
候処、又々何分之存寄ニ御座候哉、此後右參詣導者之
儀当村方一向為引登申間敷旨、村中小前之者共江屹度
申付候得共、重役之祖八申付候儀故不同意なから任其
意、村内小前之者共承知仕、導者等者為登不申候得共、

村内又者近村之者者、其以後も年々少々宛も右道筋方登山仕候、併前書之通道筋も破損仕、石室等も大破ニ付殊外心遣仕、年々登山仕来候処、右祖八病死仕候間、導者為引登候義、何卒以前之通ニ仕度旨村内相談相懸ケ、既ニ御願も可申上候与奉存候処、其時節富士山之儀ニ付須走村与大宮与出入最中ニ有之、当村之儀も須山口之儀ニ付度々江戸表江被召出、道筋有無之儀御尋等之儀、委細其節々御届申上候通之砌故、先差控居候得共、前文ニ申上候通年々少々宛者登山仕来候、然ル処去亥十二月富士山一件御裁許被 仰付相濟候、当村須山口道筋有之候段も、御公義様御間濟被遊候上之儀ニ御座候得者、何卒村内并近村方年々少々宛も是迄登山仕来候儀、此以後無断絶右道筋通路仕度候、右付而者一向石室破損之儘ニ而者、万一山荒坏有之節致方無御座、氣遣ハ舖候間、右之為ニ石室繕、道筋之大破も少々手入仕度段、御届申上候儀ニ御座候、其上村山三寶院儀茂年々当村道筋通行仕候儀も相違無御座候得者、

旁此度手入候義御届申上候段御答申上候得者、猶又被為仰聞候者、先名主祖八儀、右導者為引登候儀急度相止メ候段申付候節、何分之存寄ニ而任其意置、此節ニ至リ右体申出候儀者、何歟新規之儀企候様ニも相聞、且年々村内・近村并村山山伏坏通路仕来候条申出候得共、是迎片言之儀ニ而相違無之哉否者難計、其上只今迄石室大破之儘ニ而も濟来候儀を当年改而企候義も、前書申訳候と者申なから、何分巧ニ而此節石室修理等致候哉茂難計、万一右石室修覆致、当年之上方參詣之者之様子ニ寄候而者、須走村坏方其村相手取、出入等取結候様ニ有之候而者、貧窮之村方無詮儀ニ金錢費候様ニも相成候而者、以外之儀、右石室・道筋等、是迄之通ニ而も深山村之為ニ不相成儀も有之間舖候へハ、此段得与勘弁致見候様ニ与、段々御利害之趣奉承知難有奉存候、乍去私共計ニ而者御答も不被申上候間、一先帰村仕、小前者共江も能々為申聞、猶又可申上段申上、帰村仕、小前者共江茂得与申聞、猶又存寄相糺

候処、右御利害之御儀、乍恐御尤至極奉存候得共、右

石室并道筋修覆之儀者、前書之通新規之導者等為引登

候巧ニ而者曾て無御座、須山口道筋有之候段者 御

公義様ニ而茂御聞届相濟候上之儀、其上年々村内・近

村方茂少々宛登山仕候者共之為、富士浅間江之御奉公

ニ、何卒石室・道筋繕申度存寄之外無御座候得者、曾

而外々江障り候筋ニも有御座間舖与、乍恐奉存候得者、

此段幾重ニも被為聞召、訳石室・道筋修覆之儀被為御

聞届被下置候ハ、年々之通少々宛も登山仕候者共、

心安參詣可仕与難有仕合可奉存候、以上

深山村

安永九庚子年四月

名主 惣 治 郎[㊦]

組頭 平 兵 衛[㊦]

同 惣 助[㊦]

百姓代 五郎右衛門[㊦]

森田才右衛門様

円城寺又六様

(裾野市須山 渡邊徳逸氏保管)

三二 (二七八〇) 安永九年四月 富士山裁許絵図面につき深山村願

書

乍恐以書付奉願上候御事

一 先年富士郡・駿東郡境之儀ニ付、当村与富士郡村々及

出入、御公儀様御裁許被為仰付、御絵図面御裏印

奉頂戴候処、何分之訳ニ御座候哉、右御絵図西田中村

江預罷在候ニ付、其後右御絵図深山村江請取申度旨奉

願上候処、双方御尋之上、本書者是迄之通西田中村江

御預置被為遊、右写書深山村江取置可申旨被仰付、尤

其節柴荂沢村名主孫市・川嶋田村名主伊左衛門立合御

(カ) 両紙引合写書出来所持仕罷在候、依之八年以前須走村

与富士郡大宮郷之者共及山論候節、右御絵図御用ニ付

江戸御表江持參仕候ニ付、西田中村役人・当村役人共

一同差添出府仕、右御絵図御請取之上、両村共婦村被

仰付候段委細其砌御届申上候、然ル所去亥十二月富士

山論御裁許相濟候節、先達而差出置候御絵図、須走
 村江御渡被遊、持參仕、西田中村役人共も御当地江罷
 出居候間、須走村より右御絵図相渡候段承知仕候ニ付、
 西田中村役人共申遣候者、右御絵図請取候段者当村方
 連印ニ而御届可申上旨懸合候処、從是可及挨拶旨申聞
 置、当二月迄一向沙汰不致候間、再応懸合仕候処、西
 田中村役人方右御絵図之義受取候段 御上様江御届
 相濟候段申越候、前書之通、右御絵図之儀者至而御大
 切之御儀御座候所、西田中村役人共右躰等閑之致方不
 得其意候、依之以来右御絵図取扱候儀者、当村役人共
 与立合候上、万事取計可申旨被仰付被下置候様奉願上
 候、右奉願上候通被仰付被下置候ハ、難有可奉存候、
 以上

安永九庚子年四月

深山村

名主 惣次郎

与頭 平兵衛

同 惣助

森田才右衛門様

円城寺又六様

(裾野市須山 渡邊徳逸氏保管)

百姓代 五郎右衛門

三三 (二七八) 天明八年二月 富士山御師株売渡証文

(包紙) 富士山御師株売渡証文 一 壹通

永代売渡申富士山御師株名前之事

一 渡邊隼人と申御師株

御宿村・久根村・伊豆佐野村

一 旦那場

深良村・公文名村・茶畑村

御師株

旦那場六ヶ村

代金壹兩貳分也 但し文字金也

右者我等古来方富士山御師職ニ而、右旦那廻り纂り仕
 来候、然ニ久々困窮仕罷在候処、別而近年打続悪作ニ

付、当春夫食ニ差詰り、右御師株并ニ旦那村共相添、

永代売渡申処実正ニ御座候、尤名字ハ売渡不申候間、

左様ニ御心得可被下候、将又此儀ニ付末世ニ至候而茂

少茂違乱申者無御座候、以後ニ至御師仲間へ公事出入

出来仕候共、其元方ニ而御世話可被成、我等売はなし

候儀ニ付、以後御師仲間之儀ニ付而□差構不申候、為

後日証人加判仍而如件

天明八年戊申二月

二八三 (二七八九)
寛政元年正月吉日

神職渡邊隼人へ富士本宮浅間
社前案主より相伝箇条授与状

相伝箇条

一 社参神拜式

一 十種神宝祈禱行事

一 富士山梅守加持

一 橘家五行祭

一 同 安鎮祭

一 同 止雨祈雨

一 同 風神祭

一 同 星 祭

一 同 宇賀祭

一 同 鎮疫祭

一 同 船玉守

一 同 雷除祭

一 同 清祓式

売 主 半 蔵印

証人神主 三郎兵衛印

同 友左衛門

惣治郎殿

(千葉県松戸市 渡邊篤太郎氏所蔵)

一同 祖神祭

一 正遷宮式

一同 地鎮祭

右箇条之通、深秘授与源正直慎而莫怠矣

富士本宮浅間

寛政元己酉年

前案主
信

胤(花押)

正月吉日

(千葉県松戸市 渡邊篤太郎氏所蔵)

二八四 (二七九六) 寛政八年二月一四日 神職渡邊隼人へ六根清浄太

祓授与状

六根清浄太祓

天照皇太神乃宣久、人被則天下乃神物奈利、須掌静謐心
波則神明乃本主他利、莫令傷心神是故仁月仁諸乃不浄乎
見与、心仁諸乃不浄乎不見、耳仁諸乃不浄乎聞天、心仁

諸乃不浄乎不聞、鼻仁諸乃不浄乎嗅与、心仁諸乃不浄乎

不嗅、口仁諸乃不浄乎言与、心仁諸乃不浄乎不言、身仁

諸乃不浄乎触与、心仁諸乃不浄乎不触、意仁諸乃不浄乎

思与、心仁諸乃不浄乎不想、此時仁清久潔与鈍偈阿利

諸法如影像清浄無仮穢、取説不可得皆徒因業生、我身波

則六根清浄奈利、六根清浄奈留我故仁五臟乃神君安寧奈

利、五臟乃神君安寧奈留我故仁天地乃神止同根奈利、天

地乃神止同根奈留我故仁万物乃靈止同躰奈利、万物乃靈

止同体奈留我故仁所為無願而不成就矣、无上靈宝 神道

加持

右授与源正直訖、慎而莫怠矣

寛政八年二月十四日

神道管領

(千葉県松戸市 渡邊篤太郎氏所蔵)

二八五 (一七九六)
寛政八年五月二十八日 富士山須山口掟取極連判帳 (堅)

(表紙)

寛政八丙辰年

富士山須山口掟取極連判帳

五月廿八日

取極証文之事

一 富士山導者道繕并道がり等之儀ハ、先格之通り年々無
怠可仕候事

一 導者中・坊中^カ附方へ之儀、国元方御師之名前ヲ差而
參候導者ヲ、外之御師江案内差図等決而仕間敷候事

一 御山先達・強力之者、定式之賃錢之外御山祝イ杯与申
而ねたりケ間敷堅仕間敷候、若右体之族有之候ハ、御

山持指止可申事

一 御山石室・茶屋等ニ而商ひ仕候者ハ、諸色其年之相場

ニ引合相談之上取極可申候、格別高直之商ひ決而仕間
敷候事

一 御山案内之者随分導者中ヲ大切ニ仕、且又下山之節茂
急度連レ下り可申候、山中ニ而やりはなしニ仕候様成

儀堅仕間敷事

一 導者中ヲ御山石室へ泊メ候義、鼯肩としてたとへハ四
合目ニ可泊導者ヲ五合目ニ泊メ、或者五合目ニ可泊ヲ
四合目ニ泊メ候様成義仕間敷候、若左様之鼯肩ケ間敷
義仕候者者、早速御山案内之持差止可申候事

一 夏中登山導者之内、山荒等ニ而万一之儀有之歟、又ハ
病死等有之節ハ、早速村中相談之上同行之導者へ得与
懸合臨、其時可然様取計可申事

一 駄ケ馬場迄導者駄賃之儀、先例之通り鬪取ニ仕可申事
一 何方へ駄賃ニ出候共、旅人江対し少茂かさつケ間敷義
仕間敷候、別而酒代杯ヲねだり、又ハ口論、或ハ馬士
仲間ニ而喧嘩等致し候而、打擲致候義、決而仕間敷候、
譬ハ奉公人等駄賃ニ遣し候ハ、右之趣急度申付可遣

事

一 御山石室之儀、二合目・四合目・五合目・六合目・八合目、右五ヶ所之石室ハ当道筋開始メニ造立候故、其節ハ導者茂數少ク損毛致居候、畢竟其節ハ末の為と心得、損毛之年茂御山仕廻迄導者中之用ヲ足シ候事故、向後繁昌ニ相成石室増候共、右五ヶ所石室へ格別差障リニ相成儀決而仕間敷候、新規之石室造候節ハ、村方ハ不及申、右五ヶ所小屋主へ得与懸合相談之上造可申候事

一 夏中ハ諸人入込候事故、物毎念入可申候、別而博奕等無之様心掛可申候、村方ハ不及申、御山石室・茶屋等ニ而も博奕勝負之宿、決而仕間敷候事

右之条々相背候者ハ御山掛御差止メ可被成候、此儀年々五月廿八日 下浅間宮於 神前取極惣連判仕候上ハ、弥急度相守可申候、仍而如件

寛政八丙辰年

平 兵 衛 印

五月廿八日

市郎左衛門 印

源 左 衛 門 印

太 郎 右 衛 門 印

定 右 衛 門 印

惣 兵 衛 印

永 左 衛 門 印

利 八 印

六 右 衛 門 印

佐 五 右 衛 門 印

与 四 左 衛 門 印

源 藏 印

甚 助 印

権 左 衛 門 印

弥 曾 右 衛 門 印

弥 七 印

七 郎 左 衛 門 印

德 右 衛 門 印

忠 八 印

第3節 村の信仰

治左衛門印 喜兵衛印 岡右衛門印 友四郎印 八郎左衛門印 甚兵衛印 弥平治印 久右衛門印 権右衛門印 元七印 安右衛門印 佐平次印 半左衛門印 源右衛門印 平右衛門印 仁左衛門印 勝右衛門印

利左衛門印 利兵衛印 友七印 彦右衛門印 助左衛門印 義八印 友八印 平太印 祖八印 多兵衛印 定四郎印 金右衛門印 覚左衛門印 茂八印 宗八印 由左衛門印 平八印

善 六印
清次郎印
繁右衛門印
清 八印
藤兵衛印
文太郎印
長 八印
太郎吉印
半 七印
太左衛門印
与右衛門印
長左衛門印
銀 藏印
弥右衛門印
定 吉印
新左衛門印
喜兵衛印

甚兵衛印
又右衛門印
多右衛門印
武右衛門印
政右衛門印
平 六印
永 藏印
作兵衛印
忠 七印
用 七印
太次右衛門印
仁兵衛
源兵衛印
市左衛門印
作右衛門印
治右衛門印
嘉右衛門印

清左衛門印

三郎兵衛印

藤右衛門印

平右衛門印

用七印

治兵衛印

善八印

権左衛門印

富藏印

甚左衛門印

利兵衛印

伊兵衛印

又七印

金左衛門印

仁左衛門印

友七印

半七印

傳

藏印

御名主
組頭中

(裾野市須山 市立富士山資料館保管)

二六〇〇
寛政十二年三月 深山村「富士山一件日記」(竪)

(表紙)

<p>寛政十二庚申年</p> <p>富士山一件日記</p> <p>三月</p> <p>深山村</p> <p>名主 茂右衛門</p>

覚

一金九兩錢四百五拾三文

此米式拾俵

直段式拾式俵かへ

右ハ導者賄米七月払之代金請取也

延宝八年

申ノ八月六日

三木半右衛門 印

須山村

名主中

覚

一金八両元金

一 二月迄七月迄六ヶ月分
一金式歩銀六匁

ノ金八両式分銀六匁也

右者富士導者賄之支度ニ借申候、金一割半之勘定を以請
取申所也

延宝八年

申ノ七月廿七日

大嶋傳右衛門 印

須山村名主中

右二枚之書付者、延宝八庚申年拝借御返上納之御請取書
ニて、本書所持仕候ニ付、此度も拝借御願申上候所如左
之

乍恐以書付奉願上候御事

一当庚申年ハ富士山御縁年ニ付、諸国より參詣之者多參
り申候事ニ御座候、然所困窮之村方ニ御座候得ハ右導
者賄支度出来兼申候、依之乍恐奉願上候儀者金三拾両
也、当三月迄八月迄拝借仕度奉願上候、御利足之儀
ハ被 仰付次第、月割之以勘定八月晦日迄ニ急度御返
上納可仕候、何卒以御慈悲右奉願上候通御拝借被 仰
付被下置候ハ、小前一同難有仕合奉存候、以上

深山村

寛政十二庚申年三月

名主 茂右衛門 印

与頭 五郎右衛門 印

同 佐 七同

同 用 助同

第3節 村の信仰

佐藤勘五兵衛様

松本文兵衛様

百姓代 仁 兵衛 同

右之書付、三月四日名主茂右衛門小田原江罷出差上申候得共、当時 御勝手御不如意ニ付相濟不申候、尤延宝年中之御拜借返上之御請書写し差出し申候、此時建札之御届仕候、左ニ

乍恐以書付御届奉申上候御事

一当庚申年ハ富士山御縁年ニ付、参詣之前行を不勤登山仕候事古例ニ御座候、依之右之趣、別紙之通建札仕度奉存候ニ付、此段乍恐以書付御届奉申上候、以上

深山村

寛政十二申年

三月

名主 茂右衛門

与頭 五郎右衛門

同 佐 七

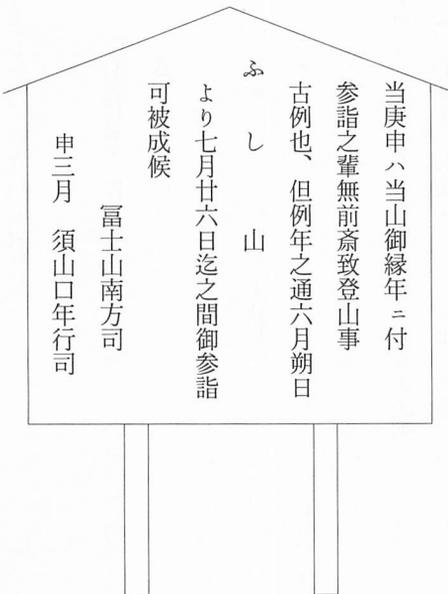
佐藤勘五兵衛様
松本文兵衛様

同 用 助
百姓代 仁 兵衛

覚

右建札

村方へ壹枚



村方より富士山登道筋字十文字と申所へ壹枚、但此所ハ印野村之分地

右之書付差上申候所、三月八日ニ漸御聞濟御座候而、名主茂右衛門三月九日帰村仕候

ニ御座候

当村之内十里木新田へ壹枚

右之建札壹枚大工六人手間宛掛り申候、但柵壹寸

駿東郡佐野村辻江壹枚

板尺巾三枚はぎ

同郡木瀬川村へ壹枚

申四月十日佐野村名主八三郎殿、木瀬川村名主庄

豆州三島宿宮ノ前へ壹枚

兵衛殿、三島宿問屋中建札之場へ立合ニ建申候、

三島在大仁村江壹枚

尤右三ヶ所へハ三月十二日酒壹升つゝ持參致、建

右之通建札仕度奉存候、以上

札致趣を役人中へ届置申候

深山村

寛政十二申年三月

名主 茂右衛門

一翰呈上仕候、愈々御清安被成御座奉寿候、然ハ当申ハ富士山御縁年ニ御座候ニ付、先規之通御村方へ建札仕度

与頭 五郎右衛門

奉存候、尤御上様へ茂相達し申候、何分宜敷奉願上候、

同 佐七

且建札之場へ御立合被下御差図被下候様奉頼上候、右御

同 用助

頼申上度、如此御座候、以上

百姓代 仁兵衛

申四月十日

名主 茂右衛門

佐藤勘五兵衛様

大仁村

松本文兵衛様

御名主中様

一 札

一富士山須山口頂上石室并役錢等之儀、此度三ヶ条御定

書之趣致承知候、猶又以後須山口八合目并頂上淺間嶽

石室之内、他郷之者入置参詣人方一錢たり共為取申間

敷候事

一頂上薬師嶽御役所御詰中、導者切手銘々相渡置、御下

山之節勘定引替可申候事

右之通此度相定候上ハ、以来共相違無御座候、以上

深山村

寛政十二庚申年

名主 茂右衛門

六月二日

与頭 五郎右衛門

同 佐七

同 用助

百姓代 友右衛門

大宮

御役人衆中

右之通大宮へ定メ証文遣し申候、其上大宮方此方へ取候
証文左ニ

(大宮よりの証文の記載はなし 以下余白)

当庚申ハ富士山御縁年ニ付、女人ハ御室摩胡岩迄参詣為

致候所、打続天氣曇居候ハ、女共御室参り致し候故歎

と疑候而、当村組十四ヶ村六月廿日金澤へ出会之上、当

村役人へ申越候ハ、御室迄茂女之参詣ハ相止メ貫度と申

来候ニ付、須走村江懸合申候、右須走へ懸合之書翰左ニ

態々以使札得御意候、益御山御繁昌村々御同慶仕候、

然ハ女人御室参り之義相止メ申度処、此間中打続キ

朦々敷御天氣御座候も、女人御室迄参詣致し候故歎

と被存候間、右女之御室参詣致候義ハ相止申度段、

当村組方申来候、此義其御村方ハ如何御取計被成候

哉承度、乍憚以使札得御意候、何れニ茂其御村方迄

御同様ニ取計申度存候間、乍御面倒御返翰被下候様

奉待候、以上

深山村

六月廿一日

名主 茂右衛門

須走村

御名主 好太夫様

同 久大 夫様

右之書状あらひ銀蔵を使として遣候所、則返書左

ニ

女人参詣之儀、御聞合被下候、承知いたし候、郡中被相頼候ニ付、一昨十九日夕御室迄も差登セ不申候、下浅間宮迄ニ而相戻シ申候、来月廿日頃までハ富士参詣道へハ差留申候、右貴答まで、早々、如此御座候、以上

須走村

六月廿一日

名主 好太夫

深山村

御名主 茂右衛門様

如此返書参り申候、以上

(同文の書簡のはさみ込みあり)

覚

一人数五千三百九十八人

内 男五千三百八十人
女拾八人

右ハ当庚申年富士参詣当村口夕登山仕候分、取調書上申候、以上

深山村

寛政十二庚申年

八月

名主 茂右衛門

与頭 五郎右衛門

同 佐七

同 用助

百姓代 友右衛門

戸川勝蔵様

一当六月廿日過ハ導者多候故、御山案内・強力人足ニ指支申候故、渡邊隼人祐事名主茂右衛門之門前ニ出張を

構、村役人兩人ツ、罷詰候而、強力雇立賄申候、尤右

出張所ニ而導者を改、帳面所持之御師へ案内いたし、

帳面ニ無之分ハ番廻リニ取計申候、殊六月廿日頃方同

月廿九日迄大賑合御座候、然共少之間違も無之御山中

首尾克相濟目出度奉存候、以上

庚申八月

渡邊隼人祐記

(裾野市須山 市立富士山資料館保管)

二七 ^(一八〇六) 文化三年一〇月一五日 須山村富士浅間社神官職

分板免状

駿河国駿東郡須山村富士山南口富士浅間社

神子朝日

右職分御裁許状相願上者、拝受迄之内茂着赤地錦千早舞

衣紅切袴、可勤神事・神楽者

但御本紙拝受之節、此板免状可返納事

文化三年十月十五日

神祇管領長上吉田殿

御役所

(千葉県松戸市 渡邊篤太郎氏所藏)

二八 ^(一八一七) 文化八年九月一〇日 仙洞御所御膳水頂戴につき

上申書

仙洞御所御膳水頂戴之事

仙洞御所御膳水一器、文化八辛未年八月、岩倉三位様

方小子へ被下置候へ、其節御下向之伝奏御方 平松前

中納言様御内宇野正親様と申仁へ御頼被下、沼津宿問

屋迄相届候ニ付、当村組頭与左衛門を名代ニ遣、同月

廿八日奉請取候、難有御儀ニ付、九月朔日・二日右御

水を以洗米相調、浅間宮神前へ奉献、神楽執行、右御

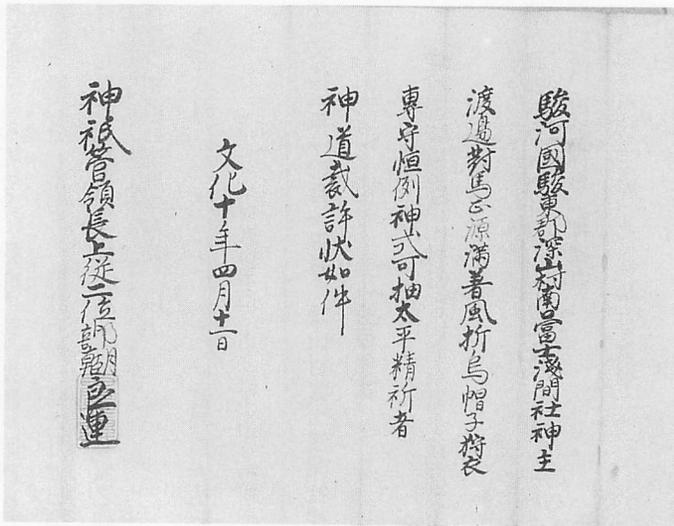
殿安全、且ハ領主大久保加賀守様益御武運長久之御祈

禱奉勤仕候、同九月九日右 平松様御帰京三島宿御泊

り之節、富士山上神水宇野正親様へ御頼申上 岩倉様

江献上仕候、誠難有事共ニ奉存候、則其節之御書翰等

三通并書付三枚



御書翰壹通

岩倉様方御水被下置候節御添書

同 壹通

右御殿へ神水差上候節 平松様御内

宇野氏方御請取之書面

同 壹通

是ハサヌキ意戒法印方之書面

文化八辛未年九月十日

富士山須山御師

渡邊隼人祐

神道裁許狀如件

意戒権大僧都法印者讚岐国鷓足郡勝浦村長善寺住持也

(裾野市須山 渡邊徳逸氏保管)

文化十年四月十日

三九 ^{二八二三} 文化二〇年四月二日 深(須)山村富士浅間社神

主渡邊對馬正神道裁許狀

神祇管領長上深田朝野守重運

駿河国駿東郡深山村南口富士浅間社神主渡邊對馬正源滿、
着風折烏帽子・狩衣、專守恒例神式可抽太平精祈者
神道裁許狀如件

文化十年四月十一日

神祇管領長上從二位下部朝臣良連 印

(裾野市須山 市立富士山資料館保管)

二五二 ^(二八四五) 弘化二年二月 須山村富士浅間社太々神案執行

許可状

二五〇 ^(二八七) 文化一四年正月 須山村富士浅間社御師杉山幸太

夫四組木綿手纏懸用免許状

駿河国駿東郡須山村

富士山南口浅間神主

駿河国駿東郡須山村

渡邊對馬

富士山南口浅間宮御師

同社祝

杉山幸大夫

渡邊隼人

藤原由成

同社御師

右四組木綿手纏懸用之事所被 許如件

土屋八太夫

神祇管領長上家

土屋久大夫

文化十四丑年

公文所 印

渡邊善大夫

正月

(裾野市須山 杉山郁美氏所藏)

杉山三郎大夫

土屋仙大夫

杉山長大夫

杉山幸大夫

杉山健大夫

土屋新井大夫

土屋伊大夫

土屋半大夫

右太々神楽執行之事

所被

許 如件

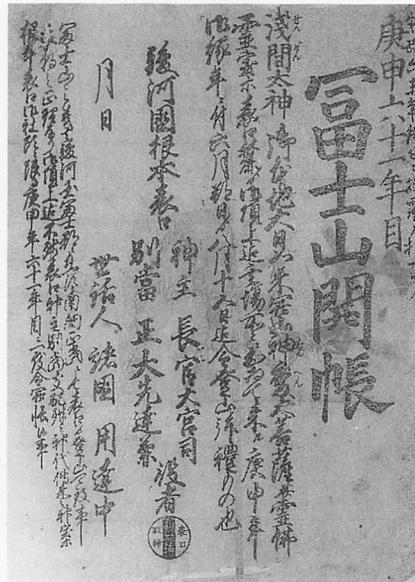
神祇管領長上家

弘化二己年十一月

公文所

(千葉県松戸市 渡邊篤太郎氏所蔵)

三三 (一八五九) 安政六年 富士山開帳の引札



安政六未年所々ニ披露ノ札ナリ
〔木版〕
庚申六十一年目

富士山開帳

浅間太神御本地大日如来開山神じん変大菩薩并靈仏靈宝等
表口麓方御頂上迄、其場所々ニおゐて来ル庚申年御縁

年ニ付、六月朔日ヲ八月十五日迄令登山拜礼もの也

駿河国根本表口
神主 長官大宮司
役者 表口
印
取縮

別当 正大先達兼

月日 世話人 諸国 用達中

富士山之義者駿河国富士郡ニ在す、南面正当ニして表
口ヲ登山可致事、我朝之正理なり、御頂上迄不残表口
神主・別当支配、殊ニ神代伝来之神宝等、根本表口御
社頭ニ限る、庚申年六十一年目ニ一度令開帳候事」

(裾野市須山 渡邊徳逸氏保管)

二五三 (一八六〇)
安政七年三月 渡邊隼人祐「富士山御縁年記録」
(堅)

(表紙)

安政七庚申年三月
富士山御縁年記録
南口祝部
渡邊隼人祐

乍恐以書付奉願上候御事

一 当庚申者当山御縁年ニ付、参詣之者、行を不勤登山仕
候事、古例ニ御座候、依之右之趣別紙之通建札仕度奉
願上候、右奉願上候通被 仰付被下置候ハ、難有奉存
候、以上

安政七庚申年二月 深山村浅間社

神主 渡辺但馬正

寺社御奉行所様

右渡辺但馬奉願上候通相違無御座候、奉願上候通被
仰付被下置候へ、私共迄難有奉存候、以上

深山村

安政七庚申年二月

組頭 權左衛門

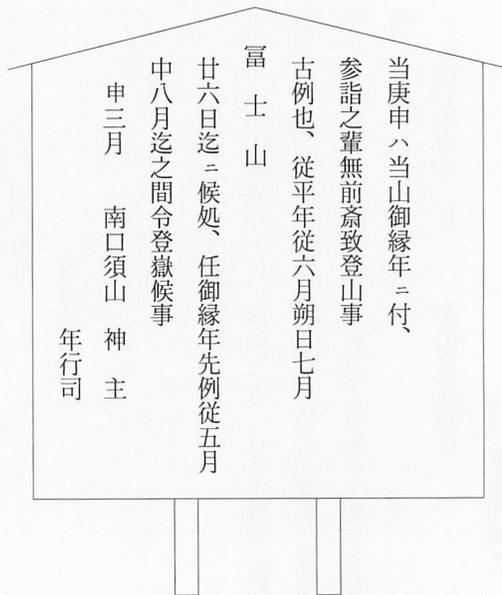
同 三 平

同 礒右衛門

同 惣治郎

寺社御奉行所様

覚



場所駿州駿東郡佐野村

豆州田方郡大仁村

小田原宿

右之通建札仕度奉存候、以上

右二月十九日願相濟、地方御役所江も写書差出申候、此

度組頭三平出勤仕候

右願書之義、先庚申建札願書ニ御他領も書載有之候ニ付、書入差出候得共、御他領ハ除認可申様被仰聞候ニ付、右

三ヶ所書出申候

御領分御他領共建候宿村場所

一 当村 隼人門前灯笼之際

一 佐野村 下原辻

一 沼津宿 日吉山王大門際

一 三島宿 明神社御垣之際

一 豆州大仁村 加野辻
大見辻

一 小田原宿 高梨町

一 十里木新田

一 吉原宿

右宿村問屋名主中江酒壺升ツ、遣相頼申候、尤前広ニ相廻り置、跡方建札送り立呉候様頼遣申候

一 登山口大鳥居四月三日建前、是ハ八太夫江金三両ニ而渡申候、尤柱ハ木取致し場所迄出し、笠木ハ古ルを用

申候、右登山道先年方北細道之方ニ有之候処、甚不順

ニ付去申年村方相談之上、北方江相開候得共、未鳥居建不申候ニ付、当年立申候

一 御神興造営仕度数年心掛候得共、志願不相達候所、当年御縁年ニ付是非出来仕度、且右御本社不順之地ニ付、

導者一円參詣無之候故、登山口大鳥居之内江仮殿相建、

御神興居へ置、登山之導者江參詣為致度存、去未十月

中村方江相談致候処、村方ニ而も談判致し御神興之義

ハ造営致候而も可然候得共、仮殿之義ハ相止メ貴度旨

達而申出候ニ付、原和助・田向惣治郎相頼存立候儀ニ

付、是非仮殿相立神興置、參詣人江拜礼為致度候ニ付、

聞届呉候様強而申入候処、村方ニ而も彼是談合旨致、

種々相拒ミ六ヶ敷候ニ付、左様ならハ仮殿之義ハ一円

村方厄介ニ不相成様取極、後年修覆等之義も神主・御

師ニ而致し、聊村方江迷惑相掛申間敷候間、承知致候様右世話人方申入候所、左候ハ、宮林杉相払金拾両差

出可申候間、右ニ而承知ニ候ハ、勝手次第ニ可被致旨

申候ニ付、末之義ハ兎も角も、年来之志願成就致候ハ、可然与談合致、則造宮仕候

右御神輿并仮殿共出来、五月朔日一同棟上致、村方役人中・大工・杣相招き、隼人宅ニ而振舞致候、右御神輿諸掛り別帳ニ取調扣有之候

一 吉原宿建札之義、先年建不申候義ニ付、万一村山・大宮ニ而故障申候義も難計存候ニ付、葦山御役所江相願

候上ニ而建申度与存候所、彼是多用ニ而未罷出不申候ニ付、五月七日隼人葦山江罷出、郷宿半左衛門方江参

同人親父範之進殿相頼、御役所江内伺致貫候所、当御役所ニおゐてハ差支之義ハ無之候ニ付、吉原宿役人江

相掛合、故障等も無之建札致候ハ、其旨書面ニ致し差出可申旨被仰聞候由、半之進殿申候ニ付婦村致候

一 五月十一日三平宅ニ而組親寄合致し、六月朔祭礼之節、御神輿并并ねり之義、如何ニ致可然哉相談之上取極申

度旨申渡、則陸尺之義ハ村方須番ニ出可申、且亦当一ヶ年之義ハ始而之義御縁年ニも有之候ニ付、御神輿村

中不残相渡し申度旨組親申出候ニ付、則不残相渡可申旨取極申候、今晚棟上神酒として酒志樽組親中江振舞申候

一 五月十六日平太夫吉原宿江罷出、建札之義問屋中江相掛合候所、承知之旨ニ付、同月廿一日久太夫、葦山江罷出、差出候書面左之通り

乍恐以書付御届奉申上候

一 先達而奉願上候富士山御縁年建札之義、吉原宿江相掛合候処、故障之義無之旨ニ付、建札仕候間、此段乍恐

以書付御届奉申上候、以上

大久保準之助領分

駿州駿東郡深山村

神主

渡辺但馬正

五月

万延元庚申年

葦山

御役所様

右之書付差上納り久太夫婦村仕候、則吉原宿江建札送申候所、村山方法印参り、須山口建札之義ハ不相成段申断

候由、吉原宿々沙汰有之候ニ付、如何之筋ニ候哉、村山

江相尋可申与談合致し、六月五日八太夫罷出相尋候処、

吉原・蒲原・由井三宿之義ハ御上江相願、外口江導者案

内等不致様御触も被成下候義ニ付、三宿之義ハ曲而遠慮

致呉候様達而申候ニ付、無抛其儘帰村致候由申候、右ニ

付如何可致哉与種々談判致候得共、相決不申候ニ付、兎

も角も西筋ニ建札老本も無之候而ハ不宜候ニ付、吉原宿

江差送置候建札、暫冲津宿江遣、相建可申与、六月十四

日使として今里村十左衛門吉原宿江差遣、問屋中江書状

左之通り

一 翰啓上仕候、甚暑之節愈御安静奉賀候、然ハ先達而

御頼申上候建札一件、村山々故障之筋申候ニ付、彼方

江掛合候得共、事越向ニ而未相決不申候ニ付、先日差

遣候建札、暫冲津宿江引越建可申与奉存候、其宿方之

義ハ掛合候上差遣可申候間、其節宜敷御頼申上候、

右申上度如此御座候

早々不備

須山口

申六月七日

神主 渡辺但馬正

祝年行司 渡辺隼人祐

吉原宿

問屋中様

右之書面、今里村十左衛門使として差遣、直様冲津宿

江宿役人江書面差遣申候処、承知之趣ニ付建札致候由

ニ而帰村致候

一 此間中富士川端江村山方出張致導者相進メ申候ハ、当

御縁年開帳ハ表口ニ限り、外口ハ八合目以上登山差留

メ候旨申、無体ニ引込不残西口江參候由承申候、当年

ハ伊勢・伊賀辺之導者多分ニ參可申与存候処、一向參

不申候ハ右故敷与被存、何分難捨置義ニ付談合致し、

六月廿二日隼人方弟太一郎、平太夫方兄八太夫遣し、

外ニ人両三人遣、睨与見届可參様申遣候所、廿四日十

左衛門帰り申候ハ、昨夜蒲原宿牧屋丈助与申旅籠屋江

泊り候所、右家ニ而わらし施行致、導者人数相記し表

口出張所与申切手相渡、夫々富士川端ニ而右切手わらし相改、わらし貰受候者ハ、不残表口江登山可致様相進候由、其外種々手配致、外口八合目以上登山差留候旨申候義、相違無之趣ニ而、飛脚差遣し、須走江も右之趣通達、出張致呉候様申遣、可然旨申越候ニ付、即刻書状相認須走江遣申候所、何レ談合致差遣可申旨申候由ニ而、使之者婦村致候

廿五日八太夫殿、太一郎ニ紛し、居所相知不申候由ニ而婦村致候

廿六日昨日須走方無相違可参筈之処、先当方のミ参可申与、又々八太夫殿遣、太一郎与談合嚴敷相掛合可申旨申遣候

廿八日八太夫殿・太一郎婦村申候ハ、蒲原宿牧屋丈助方わらし施行之義、何様之義ニ而何方方施行致、其上人別切手相渡候哉与相尋候処、右施行ハ遠州中泉之郷講中ニ而施行致、人別改之義ハ村山方法印出張致し切手相渡候由、尤右法印此節ハ村山江婦村致候由申候ニ

付、右施行出張人姓名書取岩本江罷越、村山方頼置候岩本村之法印般若院宅江参、相掛合候処、相答候ハ、三宿之義ハ葦山御役所江も相願、茶屋・はたこ屋・人馬之者迄も外口江案内致候義、堅御製禁^刑之御触有之候義ニ付、右御触面之趣を以建札致置候ニ付、此趣を以導者中江も申聞候旨申候ニ付、八太夫・太一郎兩人申候ハ、右御触面之趣ハ左も可有之候得共、外口ハ八合目以上登山差留候段申候ハ如何之義ニ御座候哉与、相尋候処、右様之義ハ決而不申候、乍去御触面之趣ニ付外口ハ差留候段申候義ハ相違無之旨申候ニ付、左候ハ、何レ婦村致、御師中江申聞挨拶ニ及可申旨申、罷候由申、婦村致候

右ニ付村山江察問ニ及可申哉与一同談判致候得共、彼是致候内七月上旬ニも相成、導者も薄く相成候ニ付其儘捨置申候

一 女人登山之義、先庚申ニも当口須走口ハ一合目迄ニ限り、夫々上江ハ為差登不申候旨記録ニも控有之候ニ付、

最初者御室迄ニ限り可申与申合、殊ニ組合村方も決而
 女人登山為致申間敷旨沙汰有之候ニ付、上江ハ一円為
 差登不申候所、吉田口ハ建札ニモ相記し専ラ七合五勺
 迄登山為致、西口・須走ニ而も三・四合目迄迄も為差
 登候由承候ニ付、村役人江も相談、外口ニハ不殘登山
 為致当口のミ遠慮致候而も無詮事ニ付、二・三合目も
 為登候而ハ如何可有之哉与談評致候所、役人中申候ハ、
 先一合目迄を限り与致し、夫方上ハ極内々ニ而、役場
 をも廻り道致し為相登候ハ、役人ハ知ぬ分ニ致置可
 申旨申候ニ付、廿日頃方ハ二・三合目迄ハ登り候而も
 不苦旨申遣候、乍去末々ハ七・八合迄も登り候者も有
 之候由ニ候、表口・吉田口ニ而者七月ニ相成候而ハ頂
 上迄も相登候由申候、当年女人案内賃錢之義ハ、一合
 目迄ニ而三百文ニ相定置申候、吉田口ニ而ハ四月中方
 女人為差登候所、五月中雨降続候ニ付、女人登山故歟
 与郡中ニ而吉田口江察問ニ及可申与、小田原江内同致
 候由ニ候得共、何故ニ候哉其義ニも及不申候由ニ承申

候、然ル処六月ニ相成候而ハ引続天氣よく候故、三方
 口ニ而も追々上江為登候得共、郡中方も一向沙汰も無
 之打過候、且登山之女人聊之間違も無之候

一 一合目胎内之義、昨年但馬・八太夫・藪林三人ニ而再
 興普請致し参詣為致候所、当年参詣人方過分之錢取候
 由ニ付段々取調候所、腹帯代・蠟燭代・参錢、其外合
 而役錢共百五拾文つゝ取立候由、以之外之儀ニ付年番
 役人三平江右之趣相達候処、左様之義ニ而ハ決而相濟
 不申候義ニ付、村方江も相談致取計可申与、其夜役人
 組親立合談合致候処、一同共殊之外立服^(腹)ニ而胎内参詣
 之義ハ一切差留、穴も元通り明通シニ致可申旨相断可
 然与相談相極り、翌廿九日組頭惣治郎差遣右之趣相断
 申候、然ル処翌晦日但馬殿方直吉・惣左衛門兩人相頼、
 一言之申訳無之義ニ付詫入候ニ付、用捨致呉候様申候
 ニ付、但馬殿不調法之義ハ兩人ニ任セ可申候得共、胎
 内之義ハ急度相潰シ可申旨申渡候所、其後又々参り、
 売物等ハ決而不為致候間、只々参詣のミ為致呉候様

度々申参候得共、役所ニ而外々取締も可致人ニ而格外之事致候義ニ付、何分ニも用捨不相成旨村方一同達而申候ニ付、其旨相断、一円不相成旨申遣候

此義嚴敷申渡、過分之錢さへ取不申候ハ、道筋之賑合ニも相成候ニ付、参詣のミハ為致候而も可然与存候得共、村方小前之者殊之外不承知申立候ニ付、任其意右様取計申候

一 富士郡辺方無案内之導者、多分十里木通より直様登山致候由ニ付、先年之通十里木江製札建申候

一 富士山参詣之儀、無案内ニ而登山致事従往古禁製制ニ御座候、然ル処近年直道より無案内ニ而登山致もの間々有之由相聞申候ニ付、当年方中宮役所ニ而嚴敷吟味致し、無案内之者ハ急度差留申候、依之参詣之人ハ不残坊中江立寄国所姓名を記し、差凶案内を受登山可被成候

寛政十二庚申年六月

右之趣従先規定ニ候所、近年猥ニ相成心得違之仁人も有

之候ニ付、尚又当年嚴重ニ相定申候、参詣之衆中一同可被得其意候、以上

南口須山

万延元年庚申年六月

年行司

役人

右之通り建札致し十里木中江も申渡、無案内ニ而登山致し候而も一合目ニ而急度差留候ニ付、須山御師江立寄参詣可致旨導者中江嚴重ニ申聞候様申遣候

一 七月十九日夜村山大鏡坊方三平方江飛脚遣、書状ニ而申越候ハ、イキリスミンストル富士登山願濟ニ相成、

昨十八日出立之趣、右ハ東海道方当口江登山致シ三島宿迄歸り、又々須走口・吉田口江も参詣致候趣先触御座候、右ニ而ハ其口計相洩候義、三方共参詣有之、其口計洩候ハ如何之義ニ候哉不本意義ニ付、当口方下山十里木通り通行致、其口江参詣致候而須走江越候得ハ、道法格外近相成雜費も減候義ニ付、右等之義申立、通行先宿割江相願候ハ、可然与存候ニ付、急度沙汰ニ及

候旨書面ニ而申越候、右ハ村山口江登山致し、又々外

雜引足不申、夫々殊之外迷惑ニ相成候由ニ御座候

口江參詣致ス与申義難心得義ニ候得共、三方共參詣当

一当夏導者多分ニ參申候ハ、強力ニ差支可申、且者強力

口ノミ被相除候も不本意義、殊ニ異人參候ハ、格別

之者取締方無之候而ハ不宜候ニ付、世話人相立強力為

村内助成ニも可相成与存相談致し、三島宿江罷出宿割

雇立申候、尤定例賃錢之外廿四文ツ、導者ガ為差出、

来候を待受、相伺見可申与平太夫隱居兵庫相頼遣候処

世話料として遣申候、其上隼人・平太夫ガ金式朱ツ、

廿三日帰り申候ハ宿割杯ハ先江ハ參不申、昨夜異人三

久太夫ガ壹朱差出遣申候、先庚申ニハ村役人出張致し

嶋宿泊ニ相成候ニ付、附之役人江相伺候所、願申入候

強力雇立候由ニ候得共、夫も迷惑可致与存、右様取計

とて外口江參詣杯ハ決而不相成、須走・吉田江參候義

申候

も無之ニ付、右様為心得旨被仰聞候由ニ御座候

一十一月朔日御山勘定致候所惣人数左之通

廿五日隼人・平太夫・久太夫登山致し、廿六日頂上江

一導者千式百六拾壹人 渡辺隼人

參候処、異人義同時ニ絶頂江登り申候九人与申事ニ候

一同 千式百八拾人 土屋平太夫

処、途中江式人残り七人上江參候由ニ御座候、拜礼与

一同 六百式拾人 土屋久太夫

申義ハ聊も無之候、則量器を出し当山之高さを量候様

子ニ相見へ候、食事致候を見受候所鶏・豚杯を喰申候、

跡ニ而承候得ハ、内院江鉄炮打込候由ニ御座候

一三百六拾壹人 近村參詣

右異人登山致候ハ、助成ニも可相成与存候所、異人之

惣合三千五百九拾七人

分ハ食物も持參致し、附役人ハ木錢米代之御払ニ而諸

右之通ニ御座候、当年穀高故敷存外之無数ニ御座候

一 当夏村山方道筋江導者引手差出候ニ付右差止、旁數度人差遣、且所々茶屋・旅籠屋江遣候進物代・棒杭其外臨時入用雜費多分ニ相掛候処、八月中村方申出候ハ、当年導者ニ付諸入用之義ハ、不殘導者宿致候御師中可差出取計呉候様、百姓代善左衛門・年番三平方江參

方申出候ハ、諸入用之内半分御師方差出候ニ付半分ハ役錢ニ而差出候様取計呉候様申出候処、役人相談致し四分役錢ニ而差出候ニ付、六分御師中ニ而差出呉候様申候ニ付、任其意割合致候

(裾野市須山 市立富士山資料館保管)

候所、此義ハ我等方ニ而ハ右様の取計ハ出来不申候ニ付御師年番隼人方江參、直々掛合可致旨申候由ニ而、善左衛門參申候者、何卒村方申出候趣聞届呉候様申候、隼人答候者、右様之義ハ先年方例も無之儀ニ付、決而相出来不申義、殊ニ右様不束之義小前方申出候を百姓代ニ而差押へ不申ハ不埒の義ニ候旨申聞候、乍去実ハ雜費も多分ニ相掛候義ニ付、御師中ニ而も成丈骨折候積兼而含ニハ候得共、不殘杯与申義ハ以之外之事共ニ候、何レ仲間合相談致可申旨申相返し申候、其後又々善左衛門来、如何ニ致呉候哉与申參候ニ付、何分直段之挨拶ニハ參兼候ニ付、何レ惣役人中江相咄勤弁ニ預り可申旨相答遣候、然ル処御山勘定之節御師仲間